

平成24年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成24年3月7日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 所信表明・行政報告
- 第 5 報告第 2号 専決処分の報告について（工事講負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第 6 報告第 3号 専決処分の報告について（工事講負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第 7 議案第71号 四万十町環境基本計画の一部訂正について
- 第 8 議案第12号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第22号 町道路線の認定について
- 第10 議案第32号 四万十町保育所条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第13号 平成23年度四万十町一般会計補正予算（第5号）
- 第12 議案第14号 平成23年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第15号 平成23年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第16号 平成23年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第17号 平成23年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第18号 平成23年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第17 議案第19号 平成23年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第20号 平成23年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 第 1 9 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度四万十町水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 0 議案第 2 3 号 四万十町おとし滞り施設条例の制定について
- 第 2 1 議案第 2 4 号 四万十町債権の管理等に関する条例の制定について
- 第 2 2 議案第 2 5 号 四万十町立認定こども園設置条例の制定について
- 第 2 3 議案第 2 6 号 四万十町行政評価条例の一部を改正する条例について
- 第 2 4 議案第 2 7 号 四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例について
- 第 2 5 議案第 2 8 号 四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 6 議案第 2 9 号 四万十町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 2 7 議案第 3 0 号 四万十町税条例の一部を改正する条例について
- 第 2 8 議案第 3 1 号 四万十町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 2 9 議案第 3 3 号 四万十町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第 3 0 議案第 3 4 号 四万十町景観条例の一部を改正する条例について
- 第 3 1 議案第 3 5 号 四万十町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について
- 第 3 2 議案第 3 6 号 四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 3 3 議案第 3 7 号 四万十町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 4 議案第 3 8 号 四万十町単独住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 第 3 5 議案第 3 9 号 四万十町立公民館条例の一部を改正する条例について
- 第 3 6 議案第 4 0 号 四万十町立図書館設置条例の一部を改正する条例について
- 第 3 7 議案第 4 9 号 四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定について
- 第 3 8 議案第 5 4 号 四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について
- 第 3 9 議案第 5 5 号 四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について
- 第 4 0 議案第 5 8 号 四万十町窪川 B & G 海洋センターに係る指定管理者の指定について
- 第 4 1 議案第 4 1 号 四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について

- 第 4 2 議案第 4 2 号 四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 第 4 3 議案第 4 3 号 四万十町十和高齢者生活支援ハウスに係る指定管理者の指定について
- 第 4 4 議案第 4 4 号 四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について
- 第 4 5 議案第 4 5 号 四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について
- 第 4 6 議案第 4 6 号 四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について
- 第 4 7 議案第 4 7 号 四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について
- 第 4 8 議案第 4 8 号 四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について
- 第 4 9 議案第 5 0 号 四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について
- 第 5 0 議案第 5 1 号 四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について
- 第 5 1 議案第 5 2 号 四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について
- 第 5 2 議案第 5 3 号 四万十町下津井ヘルスセンターに係る指定管理者の指定について
- 第 5 3 議案第 5 6 号 四万十町窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について
- 第 5 4 議案第 5 7 号 四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について
- 第 5 5 議案第 5 9 号 平成 2 4 年度四万十町一般会計予算
- 第 5 6 議案第 6 0 号 平成 2 4 年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 5 7 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算
- 第 5 8 議案第 6 2 号 平成 2 4 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算
- 第 5 9 議案第 6 3 号 平成 2 4 年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算
- 第 6 0 議案第 6 4 号 平成 2 4 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 6 1 議案第 6 5 号 平成 2 4 年度四万十町介護保険事業特別会計予算
- 第 6 2 議案第 6 6 号 平成 2 4 年度四万十町簡易水道事業特別会計予算
- 第 6 3 議案第 6 7 号 平成 2 4 年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 6 4 議案第 6 8 号 平成 2 4 年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 6 5 議案第 6 9 号 平成 2 4 年度四万十町下水道事業特別会計予算

- 第 6 6 議案第 7 0 号 平成 2 4 年度四万十町水道事業会計予算
- 第 6 7 議案第 5 号 四万十町総合振興計画後期基本計画の策定について
- 第 6 8 議案第 6 号 第 2 次四万十町行財政改革大綱の策定について
- 第 6 9 議案第 7 号 四万十町中期財政計画の策定について
- 第 7 0 議案第 8 号 四万十町環境基本計画の策定について
- 第 7 1 議案第 9 号 四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第 5 期）の策定について
- 第 7 2 議案第 1 0 号 四万十町第 2 期障害者計画・第 3 期障害福祉計画の策定について
- 第 7 3 議案第 1 1 号 四万十町住生活基本計画の策定について
- 第 7 4 四万十町議会西ノ川地区ハウス取水問題調査特別委員会の最終報告について
- 第 7 5 発委第 1 号 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項の一部改正について
- 第 7 6 発委第 2 号 四万十町議会基本条例の一部を改正する条例について
- 第 7 7 陳情

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 から日程第 7 7 まで

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出 席 議 員（1 9 名）

2 番	榎 野 章 君	3 番	田 邊 哲 夫 君
4 番	岩 井 優之介 君	5 番	中 屋 康 君
6 番	津 野 吉 得 君	7 番	山 上 利 嗣 君
8 番	緒 方 正 綱 君	9 番	橋 本 保 君
1 0 番	堀 本 伸 一 君	1 1 番	林 健 三 君
1 2 番	山 岡 義 正 君	1 3 番	吉 村 アツ子 君
1 4 番	下 元 真 之 君	1 5 番	下 元 昇 君
1 6 番	森 健 吉 君	1 7 番	酒 井 祥 成 君
1 8 番	竹 内 常 喜 君	1 9 番	岡 峯 久 雄 君
2 0 番	宮 地 章 一 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠 席 議 員 (0 名)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	高 瀬 満 伸 君	副 町 長	渡 部 睦 君
会 計 管 理 者	山 本 靖 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君
企 画 課 長	左 脇 淳 君	庁舎建設担当政策監	森 武 士 君
新産業・まちづくり担当政策監	市 川 敏 英 君	商工観光課長	宮 地 正 人 君
管財契約課長	仲 治 幸 君	農林水産課長	熊 谷 敏 郎 君
建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君	環 境 課 長	山 脇 一 生 君
町 民 課 長	柴 久 幸 君	健康福祉課長	山 川 明 彦 君
税 務 課 長	敷 地 敬 介 君	上下水道課長	高 橋 一 夫 君
教 育 委 員 長	中 岡 全 君	教 育 長	宮 崎 勲 君
教育次長兼学校教育課長	岡 澄 子 君	生涯学習課長	野 村 和 弘 君
農業委員会会長	林 幸 一 君	農業委員会事務局長	永 尾 一 雄 君
代表監査委員	松 本 悟 志 君	総務課財政班長	山 脇 光 章 君

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	武 内 洋 介 君	町民生活課長	武 市 宏 美 君
産業建設課長	下 藤 広 美 君	大正診療所事務長	林 正 憲 君

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	岡 本 順 一 君	町民生活課長	杉 内 和 一 君
産業建設課長	林 久須男 君	十和診療所事務長	酒 井 寿 哉 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局長	田 辺 卓 君	次 長	武 田 枝 里 君
臨時事務補助員	池 田 沙 也 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時32分 開会

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより、平成24年1回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

これで報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により5番中屋康君及び16番森健吉君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の3月5日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） 皆さん、おはようございます。

去る3月5日の議会運営委員会によりまして、この第1回四万十町議会定例会の会期を3月7日、本日より3月16日金曜日までの10日間と決定をいたしております。

以上、報告をいたします。

○議長（宮地章一君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は本日の3月7日から3月16日までの10日間であります。

お諮りします。

平成24年第1回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、平成24年第1回定例会の会期は本日から3月16日までの10日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定などにつきましてはお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査・行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第122条議員の派遣について、その結果を報告します。

平成23年12月10日金曜日に、高幡消防組合四万十清流消防署庁舎訓練塔窪川分団屯所落成式典に議長、酒井副議長ほか2名が出席しました。

平成24年1月2日日曜日に、窪川四万十会館で行われました四万十町成人式に副議長ほか14名の議員が出席しました。

平成24年1月13日金曜日に、高知市のこうち勤労センターで開催されました新議員研修に下元真之議員が出席をしました。

平成24年1月24日火曜日に、高知市の城西館で開催されました高新大賞授賞祝賀会に議長ほか10名が出席しました。

平成24年2月2日木曜日に、十和地区で行われました十和複合施設建築工事起工式並びに安全祈願祭に議長、酒井副議長ほか9名が出席しました。

平成24年2月5日日曜日に、窪川地区本堂で行われました四万十町窪川B&G海洋センタープール棟リニューアルオープン式に議長ほか4名が出席しました。

議長会の件につきましても、お手元に配付しておりますのでご了承願います。

次に表彰、受賞について報告します。

平成24年2月23日に高知共済会館で開催されました、高知県町村議会議長会第63回定期総会の場で、町村議会表彰式が挙行され、四万十町議会が地域の振興発展及び住民福祉の向上のため議会の活性化に務めたとし、表彰されました。表彰状、このとおりでございます。報告をいたします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第4 所信表明・行政報告を行います。

町長より所信表明・行政報告を行いたい旨の申し出があります。

これを許可します。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員の皆さんのご出席をいただきまして、平成24年3月議会定例会が開催され

ますこと、厚くお礼を申し上げます。

開会に当たり、平成24年度に向けた所信表明と、そして12月定例会以降の主要な行政運営等に関しまして、以下ご報告を申し上げます。

本年1月、野田総理は今年を「日本再生元年」と位置づけ、低迷する日本経済の再生、また、東日本大震災からの国土の再生、社会保障と税の一体改革、地方分権改革に強力に取り組むことを表明されましたが、平成24年度は私にとりましても、1期4年間の折り返し、節目の年となつてまいります。

私はこれまで、豊かな自然と豊富な地域資源を生かした、この四万十町でしかできないまちづくりを基本理念としまして、産業の振興と雇用の確保、次世代を担う人材づくり、子供から高齢者まで住みやすく育てやすい地域づくり、全国に誇れる環境に優しいまちづくり、また、防災対策や交流人口の拡大等をさらに進めるまちづくりの5つを柱としまして、各種施策に取り組んできたところであります。2年という短い期間ではありますが、議員各位、町民各位の皆さんのご理解とご支援のもとで、その実現に少しずつ近づきつつあることを実感いたしております。

四万十川の中心に位置します本町は高知県西部への玄関口、また予土線や国道381号線で結ぶ愛媛県からの玄関口として地理的にも恵まれており、また、山・川・海の豊かな自然と仁井田米に代表されます豊富な食材など、限らない発展の可能性を有しており、町民と行政、農協や森林組合などの町内の関係機関が一体となって全国に誇れる豊かな町を目指し、取り組んでいかなければなりません。

昨年オープンをいたしましたホビー館の効果をさらに活かし、他の観光資源とセットにした滞在型観光による地域経済の活性化、南海地震に備える防災対策の強化、また、豊かな農林水産資源を活かした独自産業化への取組をさらに強化をしていく必要がありますが、そのすべてに高速道路の延伸は大きな追い風になるものと期待をいたしております。時間の短縮により、通勤圏内が高知市周辺へ拡大をされますし、子育て支援策の拡充によって若い世代の移住促進へつなげる必要があります。また、山・川・海の自然と、海洋堂の施設を活かしながら、三間インター開通に伴う県域を越えた観光の連携、高幡広域全体での修学旅行などの受け入れ態勢の整備も積極的に推進をしてまいります。また、四万十ブランドを最大限に活用して、高知市中心地への販路拡大を目指す大型アンテナショップも24年度の開設に向けて具体化をしてまいりました。高速道路の延伸、新庁舎の建設、地域自治区の実現に向けての取組など、24年度は新しい四万十町の飛躍の時代の幕開け

の年としなければなりません。将来の厳しい財政運営も見据えながら健全財政を維持しつつ、新しいまちづくりの基盤づくりの年にすべく、職員とともに一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもご支援、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、平成24年度当初予算の編成方針及び概要についてご説明を申し上げます。

国は平成24年度予算編成の基本方針に基づき、東日本大震災からの復興など、5つの分野を中心に日本再生に全力で取り組むこととして予算編成を行いました。地方財政への対応では通常収支分と東日本大震災からの復興分を別枠で整理し、通常の収支分においては、実質的に平成23年度と同水準の一般財源を確保することといたしております。

現在でも国の予算動向などが不透明な部分もありますが、本町におきましては急激に進む少子高齢化社会への対応や、地域経済の浮揚に向け、四万十町に生まれ、また、暮らして良かったと思えるまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

このような情勢のもとで、本町の平成24年度当初予算編成では、総合振興計画後期実施計画の実行の初年度であり、合併後の第2期まちづくりのステージへ入ることから、これまでの実績や評価等を踏まえ、時代のニーズに対応した四万十町でしかできないまちづくり5本の柱を着実に推進していくことを基本に、本町の目指す将来像に向けた基盤づくりに取り組むこととして、健全財政を維持しつつ、歳出の合理化・効率化・重点化に最大限努めたところであります。

公約でもありますまちづくりの推進事業を中心に、高速道路の開通を見据えた観光交流人口の拡大や、南海地震対策への強化など、新たな課題へも積極的に取り組むこととした平成24年度一般会計当初の予算額は146億5,300万円となったところであります。対前年度当初比では、学校施設の耐震化事業の終了や、県基金事業である雇用対策費の縮小などによりまして1億6,200万円、1.1%の減少となったところであります。

主な予算内容といたしまして、まず大型の公共施設整備関連では、十和総合支所複合施設の平成24年内完成を目指した予算の計上を始め、実施設計完成が平成24年度に入る見込みとなりました本庁舎の建設では、平成24、25年度、それぞれの事業費の年割額を計上した継続費を計上して、計画年度内の完成に向け事業を進めてまいります。

また、懸案事項でもありました大正総合支所庁舎の耐震改修事業におきましては、新たな利活用も含めた実施設計を平成24年度に完成する予定といたしております。さらに、

平成２４年度に本体建設の着工となります汚泥再生処理センターの建設におきましては、平成２６年度の供用開始に向け、所要の予算措置を講じたところであります。

住民生活関連では、住宅リフォーム補助金、また町内高校への通学助成の就学奨励金給付、ごみ集積所の整備補助金など、住民生活向上への新規支援策を盛り込みました。

県の基金事業の縮小によります雇用の関係では、新たな県補助金事業の産業振興推進ふると雇用事業補助金や過疎債ソフト枠を活用しました四万十町雇用創出事業も最大限活用し、引き続き地域の雇用対策を講じてまいります。

観光交流人口の拡大へ向けた取組としましては、ホビー館隣接の旧校舍改修と第２駐車場の整備を始め、サイクリングの整地・整備や、奥四万十自然体験村構想の実現事業、久木ノ森山風景林の整備などの新規事業も取り入れ、高速道延伸を見据えた観光資源の開発など、また、お試し滞在施設整備や滞在型市民農園整備などによる移住促進事業にも積極的に取り組む予定であります。

南海地震対策の強化としましては、興津・志和地区への津波避難路整備を始めとした津波避難対策を中心に、自主防災組織の強化、緊急ヘリポートの整備及び計画的に進めております防災資機材や備蓄品の整備など、地域防災体制の強化を図る予定といたしております。また、住宅耐震改修補助金の増額などを含め、積極的な予算措置を講じております。

福祉関係では、出産から子育て、高齢者等への地域福祉の充実など、その所要額を引き続き措置し、また、住民との協働による地域活性化づくりへ地域おこし協力隊事業を新たに導入し、地域の振興を図る予定であります。

さらに産業振興では、農林水産業や商工業への支援も引き続き行い、地域産業の底上げに寄与してまいります。

そのほかにも、町道等の生活環境基盤の整備、小学校統合対策や学力向上対策、認定こども園の整備、公共施設の補修整備など、生活の安心から地域活力の向上まで、さまざまな取組を行っていく予定であります。

歳入の面におきましては、評価替えに伴う町税の減少の見込みがありますが、普通交付税では、新たな林業従事者数の反映により、ある程度の増加を見込んでおります。

また、国庫及び県支出金などの特定財源を積極的に活用をしていくとともに、公共施設整備へ施設等整備基金２億円を繰り入れ、財源の調整を図ることができました。

この結果、平成２４年度末における一般会計の積立基金残高は５７億９，４８４万円、町債の残高は２０１億５，１３４万円をそれぞれ見込んでおります。今後も町債の残高は

まだ高水準で推移をする見込みではありますが、有利な地方債と基金の積み増しなどによりまして、財政の健全化は維持できる見通しであり、引き続き収支の均衡、債務残高の圧縮、将来の備えの3つの基本姿勢のもとで効果的で効率的な財政運営に努めてまいります。

一般会計予算のほか、10の特別会計と水道事業会計、合計12会計の予算規模は、重複分を差し引きますと、総額で206億4,536万8,000円、前年度比1.0%の減となっております。

平成24年度は第2期まちづくりのスタートと位置づけまして、健全な財政基盤に立った持続的発展可能な基盤づくりに議会を始め町民の皆様のご協力のもと、職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

続きまして、庁舎建設についてご報告を申し上げます。

新庁舎建設基本設計につきましては、意見公募条例手続条例に基づき、意見の公募を昨年11月9日から11月29日の20日間実施をいたしますとともに、住民の説明会を11月9日に農村環境改善センターで開催をいたしました。

住民説明会及び意見公募により延べ14件の意見をいただきましたが、主な意見の内容としましては、防災拠点としての機能に関する意見を始め、土日の庁舎開放に関する考え方、事業費を抑えつつ利便性の高い庁舎建設を望む意見など、新庁舎全体の機能に関する意見が多数寄せられたところであります。

基本設計におけます最終的な新庁舎の規模は、総敷地面積9,306㎡、延床面積は西庁舎で3,038㎡、東庁舎で2,477㎡、来客の駐車台数87台、自由通路の橋の長さ56.9mで、建設事業費は25億7,000万円となっております。今後はこれらの意見公募で寄せられました意見を十分考慮し、新庁舎建設実施設計を早期に完了するとともに、JR四国を始め関係機関との事業の調整を行い、本年10月の工事発注に向けて建設の計画を進めたいと思っているところであります。

続きまして、四万十町地域自治区の設置に向けた取組につきましてご報告を申し上げます。

地域自治区につきましては、四万十町総合振興計画及び平成23年4月に施行をいたしました四万十町まちづくり基本条例に基づきまして、現在、設置を目指した取組を進めているところであります。

その設置の目的としましては、同条例にも規定をいたしておりますとおり、町民自らが

地域の課題を考え、解決に向けた地域の意見を決定し、これを町政に反映するために地域内分権を推進することにあります。そしてこの地域内分権の仕組みとして、町民にとって身近な地域を推進区域とするために、地域自治区の設置を目指すものであります。

具体的な取組といたしましては、平成23年10月11日に四万十町地域自治区検討委員会を設置し、これまで合計4回の会議を開催いたしましたところでございます。この検討委員会は各地域の地域審議会の代表者、区長の代表者、商工会、婦人会、青年団、また、公共的団体及び公募の委員による計14名の委員及びオブザーバーによって構成をいたしております。検討委員会の役割としましては、1つに、四万十町における地域自治区のあり方に関すること、2つ目に、四万十町にふさわしい地域自治区制度の原案の作成、3つ目に、その他目的を達成するために必要な事項を設置要項に規定をいたしてありまして、新庁舎が供用をされます平成26年4月の地域自治区設置を目指し、これらの検討をお願いしているところでございます。中でも、制度の原案作成の過程において、自治区の区割と設置後の権限に関する検討が大きな課題になろうかと思っております。

これまでの会議におきましては、自治区の設置における法制度の学習及び区長組織との関係に係る検討を主体に行ってまいりましたので、本格的な検討はこれからとなるわけがありますけれども、検討過程の節目には議会への協議もお願いしながら、設置に向けた取組を進めていきたいと考えております。

最後に、大奈路保育所の閉園と認定こども園につきましてご報告を申し上げます。

大正地区北部にある四万十町立大奈路保育所は昭和29年開設以来、地域の児童福祉の要の施設として重要な役割を担ってまいりました。平成17年度のころまでは20人前後の入所児童が在園をしておりましたが、平成22年度には10人を切りまして、23年度は6人となっており、今後10人を超えることは見込めない状況となっております。

こういったことから閉園について大奈路保育所保護者会と協議を重ね、大正北部地域住民の皆様へ閉園の説明会も開催をいたしました結果、本年度末の閉園についてご了解をいただいたところであります。平成24年度からは全員が大正地区の認定こども園への入所を希望していることから、その通園対策を実施して、円滑な統合を実施してまいります。

また、現在町立田野々幼稚園は昭和55年3月建築の4・5歳児受け入れ施設で、一方、町立田野々保育所は昭和60年2月建築の0歳から3歳までの児童を受け入れる施設となっております。合併時の平成18年度の児童数は田野々幼稚園が36人、田野々保育所36人でありましたが、平成23年4月の時点では、田野々幼稚園21人、また田野々

保育所24人と児童数の減少傾向が続いておりまして、1つの地域での少人数の2つの施設の運営といたしますのは、財政面、保育サービスの面から見ましても見直しが必要となっております。

そこで、平成24年度から認定こども園制度を導入し、0歳児から3歳児までは保育所の児童、4・5歳児は幼稚園の児童として開設をし、保育サービス、保育料の町内統一を図るとともに、幼稚園と保育園の持つ機能を活かしながら、一体的な運営を行ってまいります。

また、平成24年度には新園舎の基本実施設計の予算を計上いたしておりまして、2年後の完成を目指しているところであります。

以上、平成24年度の行政運営に臨み、予算編成を中心に所信表明、そして行政報告の一端を述べさせていただきました。

平成23年度もまもなく終わりを迎えようといたしておりますが、町民の皆様や議員各位のご理解ご協力によりまして、当初予定をいたしておりました各事業も概ね順調に執行をできておりますけれども、水道の問題等もあり、ご心配をおかけした年でもあったところであります。平成24年度に向けましては公平・公正をモットーに、なお一層行政運営に取り組んでまいります。今議会には平成24年度の予算など、多くの議案を提案させていただいておりますが、今後も安全・安心な、また、活力のあるまちづくりに向けまして、なお一層、議会、町民の皆様方のご理解ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） これで町長の所信表明・行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。

日程第5 報告第2号及び日程第6 報告第3号を報告後、日程第7 議案第71号から日程第10 議案第32号までの4議案と、日程第11 議案第13号から日程第19

議案第21号までの9議案を上程説明・審議・採決後、日程第20 議案第23号から日程第36 議案第40号までの17議案及び日程第37 議案第54号から日程第66 議案第70号までの30議案は提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第67 議案第5号から日程第73 議案第11号までの7議案と、日程第75 発委第1号から日程第76 発委第2号までの2議案を審議・採決を予定しています。日程第77 陳情は、それぞれの所管の常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第5 報告第2号専決処分の報告について（工事請負契約の

一部を変更する契約の締結について)、日程第6 報告第3号専決処分の報告について(工事請負契約の一部を変更する契約の締結について)を一括報告とします。

提出者の報告を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長(高瀬満伸君) それでは、報告第2号及び報告第3号、この2件につきましては、いずれも工事請負契約の一部を変更する契約の締結についての専決処分の報告でございますので、一括してご説明を申し上げます。

まず、報告第2号でございますが、平成23年度仁井田簡易水道統合整備事業浄水場築造工事の工事請負契約の一部を変更する契約を締結したものでございまして、その主な変更内容といたしましては、浄水場外周の法面を張芝から張コンクリートへ変更したことによる増額。

また、ろ過池の不安定な基礎の地盤を基礎碎石に入れ換えたこと等による増額。

資材搬入路に隣接をしました家屋への振動の影響を軽減するため、仮設の道路を追加したことによる増額。

水源井戸接続部分において、既設配管の使用を当初想定をしていたところですが、鏝等の老朽化が進んでいて新規配管に変更になったことによる増額及び現地の精査によるものが主な増額の内容となっております。

また、浄水場の舗装につきましては、理め戻しの土が水分の多い土質でありまして、埋め戻し後すぐに舗装を施行いたしますと沈下の恐れがあること等から、翌年度施工としたことによります減額措置を行っています。

次に報告第3号についてでございますが、平成23年度大正中学校プール改築工事(建築主体)の工事請負契約の一部を変更する契約の締結したものでございます。

その変更内容でございますが、プールの基礎となります地盤改良の実施に当たりまして掘削を行いましたところ、深さ2.5mから3.6mの部分が木の葉等が多く混入をした柔らかい土質であったため、地盤の強度を確保する必要が生じたので、対応試験を実施しまして、セメント系の固化剤を多く使用するとともに、地盤改良の深さを3.1mから3.7mに変更したこと。また、同所に排水管の機能を持つヒューム管が埋設をされていたため、排水機能を損なわないよう暗渠用排水管に新規付け替えを行うようにしたと。併せまして、周辺住民より清掃等の作業を行う際に転落の危険性があるとして、改良の要望があった深さが約2.6mほどある南側の道路排水及び生活排水路につきまして、

大正総合支所産業建設課及び隣地所有者等との協議の結果、埋上げを行い、深さ約0.6mの排水溝に改良をすることといたしました。

以上2件の工事請負契約金額の変更に伴い、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、工事請負契約の一部を変更する契約の締結につき専決処分を行いましたので、同上第2項の規定により報告するものでございます。

○議長（宮地章一君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第7 議案第71号四万十町環境基本計画の一部訂正についてを議題とします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第71号四万十町環境基本計画の一部訂正につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

環境基本計画につきましては、2月16日第2回議会臨時会におきまして、その策定について提案を行ったところでございますが、提案後追加記載を行いたい箇所及び字句等の訂正が必要な箇所がありましたので、訂正を願いたく提案を申し上げるものでございます。

なお、2月29日に行われました教育民生常任委員会におきましても訂正を行いたい旨、ご説明を申し上げているところであります。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第71号四万十町環境基本計画の一部訂正について許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町環境基本計画の一部訂正を許可することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第8 議案12号人権擁護員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、18番竹内常喜君の退場を求めます。

〔18番竹内常喜君 退場〕

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案12号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護員藤原佳代子氏が本年6月末をもちまして任期満了を迎えられるため、その後任者について高知地方法務局長からの推薦依頼に対するものでございますが、引き続き四万十町浦越59番地1藤原佳代子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものでございます。

藤原氏は、高知はた農業協同組合を退職された後、地元集落の役員や高知地方裁判所須崎支部の調停委員にも就任をされるとともに、婦人会活動等を積極的かつ堅実に行っておられることから、地域の人々の信頼は厚く、人権擁護委員として最適任であると確信をするものであります。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

この議案につきましては質疑・討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、質疑・討論は省略することに決定しました。

これより議案第12号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

この表決は起立により行います。

四万十町浦越59番地1藤原佳代子君を適任とする意見の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、藤原佳代子君を適任とすることは可決されました。

18番竹内常喜君の除斥を解きます。

〔18番竹内常喜君 着席〕

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第9 議案第22号町道路線の認定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第22号町道路線の認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず1番目に整理番号678東川角柳線でございます。

当路線は県道窪川船戸線と町道窪川平串線を結ぶ生活道でありまして、道路沿いに住家が存在し、幹線の道路から人家地帯への連絡道として重要であると認められますことから、今回町道に認定し、維持管理を行うものであります。

続いて、整理番号679向山避難道線でございます。

当路線は、近い将来発生すると言われております南海地震による津波からの避難道として緊急性かつ重要性が高く、興津小・中学校及び周辺人家からの津波避難道として重要であると認められますことから、今回町道に認定をし、維持管理を行おうとするものであります。

以上2路線の町道の認定につきまして、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第22号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号町道路線の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第２２号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第１０ 議案第３２号四万十町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第３２号四万十町保育所条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案につきましては、大正地区の町立大奈路保育所の閉園に伴いまして、保育所条例の一部を改正しようとするものでございます。

行政報告でも申し上げましたが、大奈路の保育所につきましては児童数が減少をし、平成２３年度の児童数が６名となっております。将来においても回復が見込めず、保育所としての機能を十分に果たせない状況になりかねないことから、保護者の方や地域の方々とも協議を行い、今回閉園をすることに同意をいただいたものであります。

なお、閉園後は最寄りの田野々保育所、田野々幼稚園への入所となりますことから、これまでの保育所閉園時の通園対策を参考にいたしまして、最長３年間の通園対策を実施することといたしております。どうかご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○３番（田邊哲夫君） 議案第３２号四万十町保育所条例の一部を改正する条例について質問してみたいと思いますが。

今、町長から提案説明があり、また、行政報告の中でも説明がありました。統合によって、学校や保育所が統合をされたという経過もあり、また、廃園もされていく経過もある

わけですが、この施設は北部で今、北部というのは、田野々から北という位置づけですが、下津井から大奈路間の保育所が唯一現在もあるわけですが、今年度をもって廃園となるということは地元も含めて保護者も理解をしておるという状況でございますが、ただ、懸念されるのは、一般質問で私取り上げてますのでまた後日は言うつもりですが、学校等の休校や保育所の廃園等があつて、ここにも書いてますが、議案説明書の資料の中で、また町長の提案理由にもありましたが、こういった施設、廃園に伴うこの施設ですが、ここに書いてますように、「地域のご意見を参考にし、検討していきたい」という内容では書いてますが、じゃ、ここ、いつまでこういった地元との協議をして、地元がこう使いたい、どうなるかということの結論を私は出していかなければ、いつまでもこういった廃園なった施設を、放置をしていくということは私はだめだろうと考えてます。そういった意味で、地元との協議を例えば年限を切って、地元が使いたいのかどうなのかも含めてですよ、時限を区切って私は検討すべきだと思つてますが、その点について答弁をお願いをしたいと思つています。

○議長（宮地章一君） 大正町民生活課長武市宏美君。

○大正総合支所町民生活課長（武市宏美君） 閉園後の活用につきましては、閉園に關しまして地域説明会の後、地域の区長さん、民生委員さん、保育園の保護者の方に有効活用について問いかけをいたしまして、地域で委員さんを決めていただいて、検討していきたいという意見もいただいておりますので、うちのほうの、行政側の集落活性化委員等を通じまして、24年度ぐらいに有効活用を考えていきたいと思つております。考えております。

（3番田邊哲夫君「いつまで言うたかね」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

（3番田邊哲夫君「20年」と呼ぶ）

○町長（高瀬満伸君） 大奈路保育所につきましては、24年度中に検討を行つていくということでございます。

議員さんおっしゃられるとおり、町内には休校となつた小学校・保育所等が多数あります。その用途について、まだ結論の出ないところもあるわけですが、行政の基本としましては、地域住民の皆さんの意向をくんだ活用策を考えていきたいと、これが基本ではあります。

しかし、地域のほうからはそういった行政からの思い、そういったものがないというこ

とになれば、行政としての指導、そういったものもお願いしたいという声も出ております。ある一定年限を切って、協議がこれ以上進まないということになれば、行政主導でこちらから提案をしながら活性策を考えていかなければいけない。そういった時期にもそろそろ来ているのではないかなと思っておりますので、大奈路保育所に限らず、町内の他の施設についてもそういった方向で検討してまいりたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それぞれ担当課長と町長から答弁いただきました。

当然3月いっぱいで廃園なりますので、24年度は恐らく地域、いわゆる大奈路部落に指定管理という形になろうかなと、勝手な思い、ちょっと十分勉強してませんが、どういう形で今の大奈路保育園は置くのか、そのまま放置をしておくのか、その後の問題と、今、担当課長、また町長の答弁では24年度目途に検討していくと。24年度で例えば大奈路部落が活用する計画、よう持ち得ないいうなれば、今町長が言われたように、24年度いっぱいの検討の中で、25年度については私は競売等も含めて検討すべきだという考え持ってますが、その点、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 先ほども申し上げましたとおり、一定の期限を切って、地域のほうからそういった思いがなかなかまとまらんということであれば、行政として、こちらから「こういった活用策はいかがでしょうか」という提言も差し上げる中で、また地域のほうでその意見をもとに、地域の活性化策も含めた施設の活用についての検討を行ってほしいと思っております。それが24年度いっぱいであるのか、あるいは24、25の2か年にかけて行うのか、それは地域の実情によってですけれども、無駄な時間を過ごすことなく、早急にそういったものについても順次取組を進めていく。それはほかの施設でも同じでありますけれども、そういった考え方で進めていきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 町長の説明よくわかります。

私が言いたいのは、学校の施設もそうですが、年々維持管理費という形でお金を払い続けていくのが本当にいいのかどうなのかという、私は考えていますので、そういった点で十分、今後の学校施設も含めてですが、遊休の施設については検討する時期に来ていますのでよろしくお願いし、質問を終わります。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第３２号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第３２号四万十町保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第３２を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩します。

午前１０時２４分 休憩

午前１０時４１分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第１１ 議案第１３号平成２３年度四万十町一般会計補正予算（第５号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第１３号平成２３年度四万十町一般会計補正予算（第５号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、各費目に計上いたしております事業費の確定見込みによる精査、また、効率的な事務経費の執行に努めたことによります各節の減額及び組み替えなどの予算措置を行っておりまして、大きなものでは普通建設事業費の減額並びに基金積立金の増額が主なものでございます。

まず歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

初めに総務費ですが、今回の減額補正などにより、新たな財源と留保の財源を確保する

ことができました。最終補正でもあることから、財政調整基金繰入金 2 億円の振り替えを含み、減債基金へ 2 億 7 2 9 万 8, 0 0 0 円を、官行造林の分収金積立など、今後の施設整備への活用を図るため、施設等整備基金へ 2 億 6, 9 6 2 万 5, 0 0 0 円をそれぞれ財産管理費の積立金として計上いたしておりまして、後年度事業への計画的な活用を図っていく予定であります。

庁舎等整備事業費の本庁舎建設では、工法等の見直しによる実施設計の完成や、J R 所有物件の移転などが翌年度になることなどから、本年度支出見込み額を精査し、また、十和の複合施設建設でも本体建設契約が 1 月 2 0 日となり、その後の出来高見込み額の見直しを行った結果、両庁舎の整備費合計で、2 億 5, 4 1 2 万 2, 0 0 0 円の大きな減額の補正となりました。その後、電算の導入経費や町内 4 か所への携帯電話基地局整備への入札減、選挙費の執行経費確定など、それぞれの事務事業において精査・減額を行っております。

続いて民生費であります。社会福祉費の老人福祉や障害福祉関係事業の精査、児童福祉費の仁井田地区ひかり保育所の建設費並びに子ども手当など、本年度の決算の見込みなどによりまして、それぞれが減額補正となっております。

衛生費におきましては、各種予防接種事業や保健事業の実績見込みによる保健衛生費、クリーンセンター銀河の運営費の見直しや汚泥再生処理センター建設事業関連の入札減などによる清掃費でそれぞれ減額となりましたほか、各診療所と簡易水道特別会計への繰出金では、診療収入の見直しや簡易水道施設の修繕経費の追加などにより、それぞれで追加の計上となったところであります。

労働費におきましては、県の基金事業であるふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出の事業を最大限活用することとしたことなどによります実績の見込みによりまして、過疎債ソフト事業の四万十町雇用創出事業におきましては、4, 9 8 5 万 3, 0 0 0 円の減額となっております。

また、農林水産業費では、入札減による実績の見込みや事業の見直しなどにより、農業費の近代化施設整備事業や集落営農拠点ビジネス支援事業、林業費の緊急間伐支援事業や森林整備地域活動支援交付金などがそれぞれ減額になりまして、さらに過疎債のソフト事業であります四万十川流域豊かな森林保全事業におきましては、年度の半ばに本体事業であります国庫補助制度が改正となった関係で、山林所有者への周知や取組が遅れたことなどによりまして、5, 1 4 2 万円の減額となっております。

一方で農地費につきましては、国の補正により創設をされました農業体質強化基盤整備促進事業を活用しました農業用水路等の改修工事費 3,520 万円を新たに計上し、きめ細かな基盤整備による農業の体質強化に取り組む予定といたしております。

次に商工費ですが、確定見込みによる商工振興事業助成金や設置位置の変更によります観光案内板設置工事費など、実績の見込みによる精査を行い、それぞれ減額補正などを行っております。

続いて土木費におきましても、各事業の進捗状況、完成見込みにより精査を行ったほか、住宅費では国交付金の追加配分による財源の組み替えを行っております。

一方で道路橋梁費には、前倒しも含む町道の補修工事費 3,184 万 2,000 円や、県道改良工事負担金 638 万 9,000 円を追加をいたしまして、安全な生活道の整備強化を引き続き推進する予定であります。

消防費では、消防署経費や消防団員の安全対策備品購入費の追加などによる高幡消防組合負担金、興津地区への避難施設への備品整備などをそれぞれ追加をいたしましたほか、契約実績による興津地区のヘリポート整備や避難道整備に係る設計委託料の減額などを行っております。

次に教育費でございますが、小学校費及び中学校費の学校管理費では、実績見込みにより耐震補強工事費及び大正中学校校舎とプール改築工事費をそれぞれ減額をした一方で、消防設備などの早急に必要な修繕費用をそれぞれ追加をいたしております。

また、中学校費の教育振興費では、来年度の教育指導要領の改定による教員用教科書及び指導書、中学 1 年生及び 2 年生の体育事業で武道が必修科目となりますことから、剣道の防具や柔道着などの購入費をそれぞれ追加計上いたしております。その他実績の見込みによる保健体育費の学校給食費、プールの大規模改修が完成をいたしました海洋センターの改修工事費など、進捗状況などにより精査をいたしました結果、それぞれの費目で減額及び組み替え計上を行っております。

災害復旧費におきましても、査定額等の確定見込みによりましてそれぞれ精査をいたしました結果、今回の補正で合計 5,345 万 1,000 円を減額いたしております。

最後に公債費でございますが、平成 14 年に開催をされました国民体育大会の施設整備などへの資金として借り入れております県の自治福祉振興資金貸付金を 3 月末に繰り上げ償還する予定で申請をいたしておりまして、その額 1,716 万 1,000 円を元金償還金として追加措置を行っております。

なお、来年度以降も大型事業による新規の町債の発行が増える予定でありますことから、減債基金を活用した繰り上げ償還など、後年度負担の軽減を図ってまいりたいというふうを考えております。

以上が歳出の主なものでございますが、事業費の確定、補助事業での国及び県との協議など、12月補正予算の編成後におきまして減額決定となった事業が主な要因であり、庁舎の整備事業を含む投資的経費では4億7,850万円、入札減や執行経費の見直しによる物件費で1億3,074万4,000円などが大きな減額となっております。

一方で後年度負担への軽減対策として、減債基金や施設等整備基金などへの積立金4億8,108万円を追加計上することができました。

これを賄う歳入としましては、各事業における進捗状況による補助金等の確定見込みの精査を行いまして、また地方交付税の決定見込み額に対する追加分2億6,712万4,000円を計上させていただきますとともに、財源の見直しを行い、財政調整基金の繰入金9,000万円の追加と、過疎地域自立促進産業振興基金繰入金1億425万3,000円の減額の措置を行った繰入金並びに町債の減額など、第1表に記載のとおり計上いたしております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1億8,700万円の減額となっておりまして、累計の予算総額は歳入歳出それぞれ151億6,520万円となっております。

続きまして繰越明許費でございますが、本庁舎の実施設計や新規補正計上となりました農業体質強化基盤整備促進事業など14件を地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費として第2表に記載のとおり、総額5億3,383万3,000円を計上いたしております。

次に債務負担行為の補正では、認定農業者が平成23年度に借り入れた農業経営基盤強化資金に対する利子の補給を第3表のとおり追加したものでございます。

最後に地方債の補正につきましては、第4表に記載のとおり、事業費の確定見込みなどにより各地方債の限度額を変更しようとするものでありまして、3億90万円の減額補正となっております。

以上が補正内容の主な概要でございます。平成23年度は国勢調査人口の減少影響を大きく受けた普通交付税の減額などがありましたが、学校耐震化事業や消防庁舎の完成を無事迎えることができました。また、前期の総合振興計画実施計画の最終年度でありまして、まちづくり推進特別枠事業による新規施策の展開や、庁舎整備を含む大型事業の施行計画

も整ったところであります。

現在でも不透明な国の予算動向などによりまして、本町へ影響する分野は少なくありませんが、引き続き積立基金を活用いたしました健全財政の維持と地域産業の振興、また雇用の拡大など、地域経済へも配慮した施策に取り組んでまいります。

以上、一般会計の補正予算につきましてご説明を差し上げましたが、よろしくご審議の上ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（宮地章一君） 岡峯久雄君。

○19番（岡峯久雄君） それでは議案第13号一般会計補正予算について少しお伺いをしたいと思います。

今回補正では歳入歳出それぞれ1億8,700万を減額するということですが、その提案理由の説明の中ではありましたけれども、ちょっと細くなかった点がありますのでお伺いをいたします。

まず予算書の45ページです。19節の集落営農拠点ビジネス支援事業補助金993万7,000円。これはどういった関連があってそういうセットの書き方になっていたのかちょっと確認をしたいので。書き方の問題なのか、どういったセットになっていたのかという点を確認したいのと、減額になった理由をお願いします。

それと、予算書の47ページ。これも林業費の中の19節です。町長からも説明の中にありましたが、緊急間伐の分と、その下の四万十川流域豊かな森林保全整備事業補助金ですか。環境とか水問題とか大変言われる中で、大きな減額となっております。これも減額になった理由と、今後の森林整備の考え方について伺います。

それと予算資料の2ページです。農業体質強化基盤整備促進事業です。国の補正関連事業、4次補正ということですが、ちょっと急なこともあり、内容がいま一つわかりにくいところがあります。採択というか要件等を説明をお願いしたいと思います。

一度に聞きますが、この交付決定をした時期と、水路等の改修工事ということですが、改修箇所とそれぞれの予定の事業費についてお伺いをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） まず予算書の45ページ、集落営農拠点ビジネス支援事

業費、金額 993 万 7,000 円の減額となっております。これは当初、集落営農を推進するために集落営農組織が整備いたします農業用の機械とか基盤整備とか、そういうものを補助しようと計上していたものでございます。

それで、結果的には 14 集落の営農の組織でコンバインとかトラクター、倉庫などを整備したわけでございます。減った理由につきましては、そういう希望がなかったということでございますが、やはり新規に整備すると、機械などは整備するというのが今のところ条件になっておりますので、そういう結果になりました。

続きまして、47 ページのまた林業費になりますが、まず緊急間伐総合支援事業補助金 671 万円の減額でございますが、これは国の造林補助事業費を補完するために県の事業、県単事業でございますが、これは国のほうの補助事業のほうが有利でございますので、そちらのほうでカバーできたということで、減額しております。

それからその下の四万十川流域豊かな森林保全整備事業補助金でございますが、5,142 万もの減額となっております。これは町長の説明もありましたように、国のほうが補助制度を大きく 23 年度は変えております。その決定が夏場近くになりまして、その後、これ町単事業なんです、その町の補助要綱などを決めるにちょっと時間を要しまして、町民への PR もちょっとしにくかったということで、取組が遅れてしまいました。やはりこの間伐につきましては四万十町、推進していきたいと思っておりますので、こういう町単事業を用いて行いたいということで計上していたわけでございます。

今年度の事業内容につきましては、その国の補助要件にかかわるものについてのみ計上させていただいたわけでありまして、国の補助の後の残額を補助するという形でとっておりましたが、間伐を推進するためにもっと進めたいということで、24 年度の予算にはちょっとバージョンアップしたような形でまた計上もさせていただいております。減額した分につきましてはその取組が遅れたということが主な理由でございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 予算説明資料の 2 ページ、農業体質強化基盤整備促進事業の件のご質問だと思いますが、この事業は本年度、国の、先ほど議員さんもおっしゃいました 4 次補正におきまして新たに創設された事業でありまして、四万十町においては 3,520 万円を一応要望いたしまして、採択見込みとなっております。

これは、要件といたしましては、その農業の対象地域が戦略作物、または地域振興作

物の生産をする地域という縛りがありまして、本町におきましては地域農業振興計画を平成23から25年、JA四万十農業協同組合のほうで策定しておりまして、その地域にはまるというので、補助の対象を受けれるということで、去年からうちもやって、今年度もやっております小規模農業水利施策緊急対策事業というのが国の経済対策分でありまして、それを、本年度実施しておる事業につきまして一応広報等で募集いたしましたところ、本年度うちが計画していた枠以上の申し込みがあったことで、さて、来年またその事業があるかということで模索しておりましたところ、その小規模の事業がなくなりまして、県のほうが、困っていましたが、国の4次補正で新たな農業体質強化基盤整備促進事業が創設されたということで、1月に県のほうの説明会がありまして、いち早く手を上げて3,520万の申し込みをしたところです。

内訳としましては、今のところ件数約13か所を、それぞれ用水路の整備と農道の舗装を予定しております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 岡峯久雄君。

○19番（岡峯久雄君） すみません。答弁をいただきましたが、予算書の45ページの件で、自分の聞き取り方がまずかったのかわかりませんが、ちょっと再度確認したいと思います。

「集落営農と拠点ビジネス支援事業」という書き方は、先ほど機械整備をした分の減額ということだけでしたが、この集落営農と拠点ビジネス支援事業。この関連というのが何かわかりにくいので、ということで先ほど質問したわけですが、その点を伺います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 集落営農、それから拠点ビジネス支援事業、名称がこのような形になっておりますが、これは県の補助事業名でございまして、事業内容といたしましては、集落営農を進めていく上での支援策ということになっておりまして、先ほど申し上げましたように、名前がこうなっておりますが、事業内容といたしましては基盤整備を行うこと、それから機械整備を行うことによりまして集落営農を進めていこうとする事業でございます。

それで、名前が拠点ビジネスと一緒にしておりますので、ほかの事業に「拠点ビジネス」という部分もありますので、勘違いされるかもしれませんが、これはこういう1つの事業名でございまして、よろしくお願いいたします。

(19番岡峯久雄君「わかりました」と呼ぶ)

○議長(宮地章一君) ほかに質疑はありませんか。

下元昇君。

○15番(下元昇君) 1点だけ確認の意味でお伺いします。

補正予算資料の52ページ、町産材活用利用促進助成事業補助金で300万余り、それと木造住宅の耐震改修事業、この補助金で120万の減額ですけども、総額の中から言えばほぼ使い切ったような感じなんですけれども、23年度に新しくできたこの補助金を使って、最終的には補助件数が何戸あったか。それと兼ねて総額もわかればお願いします。

それと、木造住宅の耐震改修のほうですけども、これも何件ぐらいの申し込みでどのぐらいの金額かと。

それとこの木造住宅の耐震化のほうの、ちょっと自分記憶、忘れしたので確認したいんですけども、1戸当たりの最大の補助金。これが、ちょうど今うちの近くで木造住宅を、改修をやっている方がおりまして、毎日見るんですけども、1戸当たりの補助金の上限と言いますか、それとお話を聞くと、その家は2階建てなんですけれども、今1階部分が終わって次に2階部分やるんですけど、なかなか全部やるが大変じゃいう、あれが言ってましたけれども、その改修率。いわゆる建ぺい率の中で、どれだけを改修せんこの補助金がもらえないのか、その点についてお伺いします。

○議長(宮地章一君) 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長(佐竹一夫君) ページ52ページの件ですが、まず町産材活用利用促進助成事業補助金308万7,000円の減額ということになっております。

これは去年度、22年度からスタートいたしました町産材の最高限度150万円補助の分の補助金でありまして、当初より去年度が21件補助金対象確定しました。ということで、本年度も20件ぐらいの見込みで計上させていただいておりましたが、今まで、本年度も3月今もう半ば来るところですが、確定数値としましては、19件の補助ということになりました。その中で、19件ということですが、最高限度が150万ということですので、100万ぐらいの方もおりますし、補助の減、そのばらつきもありまして、件数も見込みよりは1件減ったわけで、その関係で減額となりました。

それから、その木材、住宅の改修事業補助金の件でしたが、限度額といたしましては通常60万円改修のほうは補助があります。しかし、その60万プラスあと30万円現在上乗せで県が緊急の分を補助しておりますので、限度の最大は、改修の最大は90万という

ことに現在なっております。

それから率の件でしたかね。率言いまして、結局改修工事に至るということは、改修の診断、まず診断から始まります。診断で改修ができる数値、いかに、改修せないかん数値になりまして、それから改修の設計、耐震設計のほうも補助が出ますが、その設計をやって、耐震設計に基づいた改修の工事となっておりますんで、その住宅の何%とか㎡数のその率というのはちょっと、その耐震設計に基づいてやっておりますんで、戸々の家で各自構造等が違う関係でちょっと率の試算というのはちょっとわかりづらいところがあります。申し訳ないです。

以上です。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 建設課長、耐震改修のほうの件数がちょっとわからんので、件数は何件の申請で実際なったかというかと、それから町産材のほうの19件で最大150万、人によっては100万ということですけども、総額も併せてお聞きをします。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 申し訳ないです、すみません、件数が抜かっておりました。木造住宅の耐震改修工事の件数が、今日現在37件実施しております。改修設計で42件となっております。木材の利用促進補助金のほうが先ほど言いました19件となっております。

（議長宮地章一君「金額、総額と」と呼ぶ）

はい、すみません。金額についてはちょっと今手元に持ってないもんで、申し訳ない、ちょっと後でということで申し訳ないです。

○議長（宮地章一君） ほかに。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 1件だけ伺いますが、先ほどに関連しまして、47ページの四万十川流域の豊かな森林保全事業が、減額が5,142万円ですが、先ほどの説明の中で、夏ごろに大体補助関係の事業がいろいろ変更されたと、国の制度が変わってきたというようなことがございましたが、計画ではこうでしたが、夏ごろにどういう変化が起きて、こういうふうに減額されたかということを具体的に説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君）　まず国のほうの事業の内容が変わった分のものを申し上げますと、やはり間伐等が全国的に遅れておりますので、団地を集約化して一体化して行うという取組になりました。それで新たな補助要件が出て、その内容になったというのが主な要因でございます。

それで計画があつて実績もあるということではありますが、まず実績のほうで申し上げますと、作業道のほうが約ですが2万4,000m、それから間伐のほうが137.54ha、それから作業道の補修とかいうのが480mあるわけでございます。

それで、予算額といたしましては7,000万円計上いたしておりましたので、それで実績が1,800万円になったということで、3分の1ぐらいしかできなかったということで、計画はその3倍強の予定をしておりました。

なお、要望については森林組合等を通じて行っておりまして、その要望があつた分については当然これカバーができております。国の補助金、県の補助金使いまして、これも使つてすべての整備ができた形になっておりますが、ただ、もっと振興していきたいわけでありましたので、もっとPRをしてすべきでありましたところ、先ほどのこともありまして、ちょっと納得が私もしているわけでありませんので、24年度についてはもっと早くから取り組みたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮地章一君）　酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君）　よくわかりました。

ただ、団地の集約の関係で言いますと、各集落協定のような形で以前は取り組んでいたところもございました。そういう中で、非常に集落においてはその説明が十分されていないというようなことで、森林組合とのいろんな関係が、そこが十分伝わっていないのではないかなというふうに思つてますので、そのあたりを含めて今後もやっぱり計画の段階から、それから、そういう国の動向の変化に対応できるようなやっぱり取組というのが、これからの行政の大事なものじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそういうところに力を入れて今後ともこういう事業を展開していただきたいというふうに思います。答弁は要りません。

○議長（宮地章一君）　建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君）　すみません。先ほど下元議員さんのご質問でちょっと数字の件、お答えさせていただきます。

町産材の利用促進事業の補助金ですが、総計で今年度2,691万3,000円となっております。それから、木造耐震改修工事の補助金といたしましては、2,250万という実績になっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは何点かお伺いをしてみたいというように思いますが、まず歳入ですが、今回提案でもありましたように、交付税が2億6,700万という形の補正をされてます。

やがて3.11から1年を迎えようとしてますが、そういった中で、今回特交が1億200万の計上ということになってますが、当然特別交付税というのは目的があつての交付です。国が震災の関係で地方にどう配分されたというのは私自身気にもなつてたところでございますが、前年対比でこの特交が本町にとってはどうなのか、その点わかつていればお示しを願いたいなというように思ってます。

それで歳入に入りますが、町長も言われましたように、本町、積極的に基金の積み立てを行ってます。23年度末で約55億6,000万余りの基金積立で、24年度末も増やしていくという町長の考えのようです。今回歳入の26ページに、こういう形で基金を積み立てたいということで4億8,100万余りの積立金を計上されてます。当然基金の運用というものがそれぞれ自治体、国もそうでありましょうが、大事なことはないかなという点で、こういった基金の運用はどのようにして運用されているのか。私初めてお聞きをするのですが、本町の基金運用の方法、仕方、どういう基金運用をしているのかお伺いをしてみたいというふうに思ってます。

それと29ページの提案説明ありました、携帯基地局の整備費が4,700万余り減額なつたと。これは4件の工事費が入札減によるものであるという町長の説明がありましたが、それにしても1件当たり1,200万余りの、平均ながでそれぞれの工事によって違うがと思いますが、計上のあり方に問題があつたのか、それとほかの要因の中でこの4件の4,700万の減になつたのか。その点ちょっとわかりませんのでお伺いをしてみたいというふうに思います。

それと51ページの土木費河川費の中で、補正前の金額が3,300万余りの中で、減額が1,700万、約50%以上の減額になっています。これ、主なのはがけ崩れ住家防

災対策工事費の減ということの内容ですが、これはちょっとどういうことなのか。５０％超える減額という意味がわかりません。答弁をいただきたいと思います。

次に５２ページの中で、これも土木費の住宅費の関係ですが、今回３月のこの時期で需要費、修繕工事含めて５００万余りの計上のありようですが、これは急に修繕やむなしという中で今回計上をされて、年度内の完成を見込める工事内容なのか。その点ちょっと事業費も併せてお伺いをしてみたいと思います。

それと教育費に入ります。５９ページの中で、私、金額高をどうこう言うつもりはありませんが、通学対策費の中でスクールバス停留所補修原材料費ということで予算が組まれています。

本町広い中で、スクールバスを運行しているのは私も知ってます。私の地元の大正地域の子供たちは冬寒い中で国道の農道の降り口で雨の日は傘を差したり、寒い中で数人の子供たちが点々と、場所的には点々とバスを待ってます。そういう点で停留所というのは、スクールバスの、ちゃんと決めて、町内全域ですよ、いるのかなというふうに私、疑問に思っていました。何か国道ぶちで傘を差して、雨でも突風でも吹けば、本当に国道沿いなのでね、大丈夫かなという思いもずっと通るたびに思うわけですが、こういう形でスクールバスの停留所を位置づけてあれば、年々子どもは、地域によっては停まる場所が違ってくると思うのですが、やはり地域地域でしっかりと停留所の場所を決めておかないと、もしいつか教育委員会の責任も問われるのではないかな私思った、この予算を見て思ったのですが、その点ちゃんと位置づけをされてるということなのかどうなのか、その点お伺いをして１回目の質問を終わります。

○議長（宮地章一君） 総務課財政班長山脇光章君。

○総務課財政班長（山脇光章君） お答えいたします。

まず初めに、予算書１１ページの特別交付税でございますが、今回、昨年の東日本大震災から影響がありまして、特別交付税も全国的には国の補正により追加配分をされたところではありますが、本町におきましては昨年の台風災害のみの部分が、自然災害に係る特別な財政需要として国にも県が申請をしていただいております。

その中で今回、今年度におきましては約５億５，０００万から５億８，０００万程度の特別交付税を見込んでおりまして、これについては毎回ご説明させていただいておりますが、決算対策として、最後は留保として翌年へ繰り越す財源として調整をさせていただいております。それで今回財源の見直しも含めまして１億２００万の増額を図ったところで

ございまして、併せて基金への積立金、それから施設整備等基金への積立金、そして財政調整基金を9,000万円増やしまして、2億円の繰り入れを行いまして、その分については減債積立金へ振り替えるということで、今回の予算措置をさせていただきました。

以上です。

○議長（宮地章一君） 会計管理者山本靖君。

○会計管理者（山本靖君） 基金の運用の仕方、一般的なお答えになりますけれども、基金は現在、定期の積み立ての基金と、それから運用の基金、基金条例で定められておりますけれども、合計しまして六十数億円の規模で基金が存在しております。その運用につきましては基金条例で定められておりますけれども、基金条例によりまして運用しておりますけれども、一番基本になると言いますか、地方自治法にも定められておりますけれども、安全かつ効率的な運用ということを基本へ据えまして、運用管理を行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 会計管理者山本靖君。

○会計管理者（山本靖君） ちょっと言葉が足りませんでした、主に具体的な運用の仕方といったしましては、定期預金による運用が、現在のところ定期預金による運用で行っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 企画課長左脇淳君。

○企画課長（左脇淳君） 予算書の29ページ、携帯基地局整備費の15節工事請負費の4,762万8,000円の減額につきましてお答えを申し上げます。

今回、本年度4か所、道徳、上秋丸、志和峰、芳川地区に携帯基地局ドコモ局とKDDI局を整備いたしました。4地区とも基盤造成工事を一定見込んでおりましたが、実施設計による減額と併せて入札による減額で、4,762万8,000円の減額となりました。造成工事がレベルなところございまして、それほど経費がかからなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） ページ51ページのまず質問でございます。

河川費の減額の理由でございますが、これ、河川費になっておりますが、事業としまし

てはがけ崩れの住家防災対策事業となっております。

これが、一応今年うちに申し込みがあった分で予算計上しておりましたところ、県単事業でありまして、県のほうが今年災害というか、台風の来る回数が多かって、かなり県下的に実際崩れた場所もありまして、割り当て減ということが12月からこっちに発生いたしまして、その分を3月の補正で調整させて減額ということで、割り当てが来らったということで減になりました。

その分につきまして、またこの1月、2月ですか、県のほうから連絡ありまして、23年度で割り当てをようつけらった分につきましては、24年度早々に割り当てをつけるということで、この1週間くらい前にも県のほうでヒアリングもありまして、工事の実施設計画持って行って、実施の工事のヒアリングも受けてまいりましたんで、割り当てなかった方は24年度早々に割り当てもらえるということで、安全対策にはなっております。

それからページ52ページの町営住宅の修繕費の件ですが、これは例えば具体的に言いますと、ガス給湯器とか流し台、灯油のボイラーの取り換えとかもろもろありまして、これが急にかどうかというのは、以前から要望として、入居者から常に1年間通しているような要望が上ってくるわけで、その中でどうしても必要最小限交換、買い替えせないかん分につきましては、うちのほうも公平な目で見まして、古いものについてはその都度改善していくようにしております。それがこの年度末になるということですが、今までそれで来たのをちょっところえてももらっておりましたんで、ここで予算計上させていただきまして、本当に古くて交換しなくてはいけないのにつきましては、ここで替えさせていただきたいと思って計上させていただいております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） 小学校の通学対策費の中で、16節原材料費にかかわる分ですけれども、こちらにつきまして、停留所ですが、まず基本的にここという確定した位置は定めてはおりません。議員さんおっしゃられたように、年々児童・生徒の通学される地域というか、が変わりますので、そちらのほうは年度ごとに見直しを行っております。

ただ、停留所の整備というところも町としては実施はできてないところですが、地域からここに定着して停留所をつくりたいということで要望があった場合は原材料費を支給して、その他役賃等は地元ご負担いただいて、停留所を設置ということにしておりますので、

その分で今回1か所そういう要望がございましたので、計上させていただいたところです。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。

了解した分がほとんどですが、ただ、町長。私はあの基金の積み立ては今後も行いうべきであろうというように思いますが、そういった計画も財政計画の中であるわけですが、基本的にはできるだけその年の歳入は、基本的には町民の要望に応じてしっかりとやっていく。それが残れば基金というのが基本的じゃないかなというように思いますが、いつも歳入では留保財源のことを聞くわけですが、あくまでも基本的に基金を残したいから留保してできるだけ置くのか、それとも必要な事業については、町民の要望については積極的にやりながらも、結果として残れば基金という形の考えなのかどうなのか、ちょっと私、基金積立を主眼に置いて、そういう需要に応じてはいつてますが、十分そういう配慮の中で基金の積み立てありきなのか、そこら辺がちょっと見えてきません。今後の財政運営のことを考えてのことであると思いますが、今回もそうであります、4億8,000万の基金の積み立てというのは決して少なくない。私は、ほかの自治体に比べれば裕福な町財政運営じゃないかなというふうに見られるのではないかなと思いますが、その点、町長は基金のあり方についてどうお考えなのかお聞きをしてみたいというように思います。

それぞれ歳出についてはわかりましたが、ただ、教育次長の話、答弁ですが、本当に雨の日の突風のとき、傘差している子どもたちがね、本当に国道の脇でおるがですよ、雨の日なんか。それが本当に危険が伴うのではないかなと思って、雨のたびに、通るたびに思いますが、まずそこらあたりやっぱり住民、保護者の方ともそこら辺のやっぱり対応といいますかね、やはり雨の日は近隣の方のどこか倉庫なり借りて、そこで待機をしているとかそういうことにしないと、10kg20kgの子どもたちが傘で、特に河川敷におるがですよ、川の国道の横に。山手であればいいのですが、当然拾ってきますので、左側におらないかんという意識ながでしょうが、そういう点では十分配慮しながら停留所も含めて検討していただきたいなというように思いますが、その点だけ考え方を、教育委員会のお示しを願いたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 基金につきましては六十数億円あるということで、非常にありがたいことじゃと思っておりますが、基金については積み立てを目的として予算を組んでいるわけでありませんで、町民の皆さんの要望に応えたい、そういう思いで積極的な予算も

計上もいたしております。

しかしその結果、提案理由の説明でも申し上げましたが、各種事業の精査、入札減、事務費の削減、そういったものによりまして、当初予算を計上しております分が余ってきたと。それと、国の緊急経済対策、あるいはそういったものによって交付税等が上ってきたことよっての基金積立となっているわけですが、町とすれば先ほども申しましたように、積み立てることを考えてやっているつもりではありませんし、これからもそういう気持ちはありません。結果として積み立てればいいなと思っております。

それと平成28年度から、中期財政計画にも記載もしておりますが、非常に厳しい状況が予想もされますし、できるだけそれに備えた財政運営ということもあり、そういった歳出の削減、あるいは思いがけない歳入の面があった分については、そのためにも備えておくという気持ちでやっております。今後も積極的な予算運営を、予算の計上、そういったものは手がけて、目指していくつもりでございます。

○議長（宮地章一君） 教育長宮崎勲君。

○教育長（宮崎勲君） スクールバスの停留所の関係でお答えをさせていただきます。

まず基本としましては、統合時に保護者と協議をしまして、まず最初の停留所のバスを通学の時間なんかも考慮しながら決めるということになっております。それと先ほど次長が申しあげましたように、あとは子どもの状況によって停留場所を変えていくという措置をとっております。

ただ停留所の施設の設置は、町として設けるということにはしてません。保護者の要望によって原材料費を支給するという形での設置はございますが。ただ、おっしゃられるように暴風雨のときとか、安全性に懸念があるというような停留所については場所をちょっと移動するとかいう措置も考慮していかないかと思っておりますので、なお、学校等とも話をしながらそういった点検も、これから夏場を迎えたらまた台風等も心配もされますので、そういう対応をとりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） 予算概要の1ページ、本庁舎建設事業についてちょっとお伺いをします。

節で12、13、14、それから17、22、その他とありますが、かなりの減額が出

ておりますが、その中で減額が確定をした節と、それから来年度24年度にまた予算計上をしていく、それから流動性のあるまた予算というのがあるかと思いますが、その点についてさび分けを詳しくお願いをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 庁舎建設担当政策監森武士君。

○庁舎建設担当政策監（森武士君） お答えをしたいと思います。減額した節と、それからこれから増減がある節について説明をいただきたいという質問でございます。

まず、お手元の予算説明資料の12節、13節についてはほぼ確定ということになります。また、用地購入費と物件移転補償費についても確定でございます。15節の工事請負関係、こちらが実施設計等において変更等も予想されますので、不確定な予算計上ということになります。

以上です。

○議長（宮地章一君） 緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） 予算概要の1ページでちょっと説明をお願いしたいのですが、この中ではまだ、24年度に、例えば申請手数料なんかは今年度やってないわけですね。そしたら来年度に組み込んでいくということでしょう。それで、実質的な減と、これからまだ動いていく、何千万か減になってますけど、来年度にはまたそれを使わないかんという何もありますよね。だから今現在で実質的にどれぐらいの減になっておるのかということをお聞きしたいんです。

○議長（宮地章一君） 庁舎建設担当政策監森武士君。

○庁舎建設担当政策監（森武士君） 先ほどの説明の中で15節のことを申し上げましたけども、こちらの資料のほうには計上がありませんので、訂正をしたいと思います。

実質的な減という部分では、先ほどお答えしましたように、用地購入費と物件移転補償費、こちらが約1億円近い金額になっておりますので、これが実質的な減ということになります。

ただ、当初予算のほうでも、これから後々説明いたしますけども、JR等用地、それから物件移転補償契約の中で今年度7割を支出し、来年度残り3割を支払うということにしておりますので、その部分が来年度の予算計上ということになってまいります。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第１３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１３号平成２３年度四万十町一般会計補正予算（第５号）を採決します。

議案第１３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第１２ 議案第１４号平成２３年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）、日程第１３ 議案第１５号平成２３年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第２号）、日程第１４ 議案第１６号平成２３年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第３号）、日程第１５ 議案第１７号平成２３年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第２号）、日程第１６ 議案第１８号平成２３年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）、日程第１７ 議案第１９号平成２３年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）、以上議案第１４号から議案第１９号までの６議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第１４号から議案第１９号まで６議案を一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第１４号平成２３年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）であります。

今回の補正につきましては主に予算の精査によるものでございますが、その主な内容につきましては、まず歳出でございます。１２月診療分まで確定をいたしました医療費をもとに推計をいたしました結果、２款１項の療養諸費におきまして１，０１２万円の減額、また、決定額の変更により７款１項の共同事業拠出金におきまして４１４万１，０００円の減額補正を行っております。

一方歳入でございますが、3款1項の国庫負担金で1,073万8,000円の減額、4款2項の県補助金で1,254万5,000円の増額、5款1項の療養給付費交付金で2,722万5,000円の増額、7款1項の共同事業交付金で、2,608万7,000円の減額、9款2項の基金繰入金で3,465万4,000円の減額とそれぞれなっております。

以上、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正額は歳入歳出でそれぞれ2,500万円の減額となりまして、累計の予算総額は27億4,000万円となったところであります。

なお、この補正予算案につきましては、去る3月2日、四万十町国民健康保険運営協議会に諮問をさせていただきまして、適当である旨の答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

次に議案第15号平成23年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）でございます。今回の補正は、主に予算額の精査・見直しによるものであります。

まず歳出でございますが、総務費で臨時賃金の精査等により91万5,000円、医業費で医療機器借上料等の精査により38万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

また歳入につきましては、これまでに確定をしました診療収入をもとに精査をした結果、入院収入で931万円、外来の収入で1,220万円、またそのほか手数料と諸収入で149万円がそれぞれ減額となる見込みでありまして、その結果、これにより不足をします2,170万円について一般会計からの繰入金により対応するものでございます。

この結果第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正額は歳入歳出それぞれ130万円の減額となりまして、累計の予算総額は3億1,650万となったところであります。

次に議案第16号平成23年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明を差し上げます。今回の補正は、主に予算の精査によるものであります。

まず歳出でございますが、一般管理費の光熱水費におきまして、電気料金に不足が見込まれることから30万円の増額となっております。また、予備費につきましても年度内での支出が見込まれなくなったことから、一部減額といたしております。

次に歳入でございますが、手数料及び諸収入につきまして、本年度におきますこれまで

の歳入状況や過去の実績等から精査をいたしました結果、合わせて３５８万４，０００円の減額見込みとなっております。

なお、これにより不足する２３８万４，０００円につきましては、一般会計からの繰入金により対応するものでございます。

以上、第１表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正額は歳入歳出それぞれ１２０万円の減額となりまして、累計の予算総額は１億６，７４６万となったところであります。

続きまして、議案第１７号平成２３年度大道へき地診療所特別会計補正予算（第２号）につきましてご説明をいたします。

今回の補正は、主に予算額の精査によるものであります。

まず歳出でございますが、一般管理費及び医業費におきまして過不足が見込まれることから、合わせて８万７，０００円の減額をいたしております。

次に歳入であります。診療収入につきましてはこれまでの実績や傾向等を考慮し、１０万７，０００円の減額となっております。また、県の補助金につきましては、へき地診療所運営費補助金の補助対象経費を精査いたしました結果、９９万１，０００円の減額となったところであります。

なお、これによる不足する１０１万１，０００円につきましては、一般会計からの繰入金により対応することといたしております。

以上、第１表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正額は歳入歳出それぞれ８万７，０００円の減額となりまして、累計の予算総額は９９６万４，０００円となっております。

続きまして、議案第１８号平成２３年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）につきましてご説明をいたします。

今回の補正は、これも主に予算額の精査・見直しによるものでございます。

まず歳出の主な内容でございますが、２款１項の広域連合納付金におきまして２８０万円の増額の補正を行っております。

一方歳入でございますが、１款１項の後期高齢者医療保険料で２８０万円の増額、３款１項の一般会計繰入金で４０万円の減額となっております。

以上第１表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。今回の補正額は歳入歳出それぞれ２４０万円の増額となり、累計の予算総額は２億６，４９５万円となったところ

でございます。

最後に、議案第19号平成23年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、これも本年度の事業実績に基づいて必要額の再検討を行い、計上したところであります。

歳出の主な補正内容といたしましては、2款の保険給付費で今後の給付費を推定し、不足が予想されるものについて、合わせて600万円の増額の計上をいたしました。また、1款の総務費及び5款の地域支援事業費につきましては、事業費の確定見込みによります精査・減額及び組み替えなどの予算措置が主なものとなっております。

以上が歳出予算の内容でございますが、これを賄う歳入といたしましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

この結果、補正額は歳入歳出それぞれ140万円の増額となりまして、累計の予算総額は24億1,486万円となったところであります。

以上、特別会計6議案の補正についてご説明を差し上げましたが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは、特別会計が一括提案されましたので、順番に質問をしていきたいと思いますが、議案第14号国民健康保険事業特別会計の補正です。

町長から提案ございました。68ページの1表の中で、歳入が2,500万減額の内訳が提案をされました。

その中で一般会計の繰り入れと基金の取り崩しが、3,400万余り取り崩しをやめたという内容です。それでは、一般会計からの繰り入れも行う。町長、ほかの特別会計もそうですが、特別会計ですので、それぞれ基金を持っています。今回基金は3,400万でしたが、取り崩しをやめます。一方で一般会計から特別会計に繰り入れをしようという内容です。その指標というのはどんなもんなのかずっと悩んでました。本来はそれぞれ特別会計ですので、自分のところでしっかりと会計整理しなさいよというのが特別会計だろうと思ってますが、基金を持ちながら計上したものを7割近く減額をし、一般会計から繰

り入れをした補正の中身についてちょっと私理解できませんので、そこら辺の仕組みが基本的にあるのであればお示しを願いたいと思います。

続いて議案第15号国民健康保険大正診療所特別会計の補正予算ですが、これも同じようにですが、まず82ページの歳入の中でかなれ診療収入が減ってます。入院収入は当然、これは当たり前でしょうが、外来収入が1,200万余りの減収というのが、この理由がどう捉えておられるのか。その点わかっておればお示しを願いたいというふうに思います。

それと14号でも言いましたように、この直診でも、85ページにありますように、補正前の額が、一般会計からの繰り入れが2,700万あり、今回も3月補正の中で2,400万の一般会計からも繰り入れをしようという、この内容がよくわかりませんので説明をしてほしいと思います。

それと議案第16号十和診療所特別会計ですが、これ、ずっと見ておる中で大正と大道へき地の診療所の会計の中では、診療収入の減額が計上されているわけですが、十和の診療所だけはただ、使用料、手数料の変更が最終的に計上されているわけですが、というのは、十和の診療所特別会計は大体目標どおり、外来収入見込みのどおりであると。何ら今議会で補正もする必要もないという見方でいいのかどうなのか、その点について1回目の質問を終わります。

議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） お答えいたします。

ページ数で73ページご覧いただきたいと思います。国民健康保険の繰入金では、一般会計の繰入金と基金繰入金の2通りの方法がございます。

73ページの一般会計繰入金の説明覧にあります4項目のうち、財政調整繰入金を除いた3項目についてはルール的な繰り入れでございます。これは繰り入れしなければならないという理由のもとで国の法律上やっている措置でございます。

また、「財政調整繰入金」という名前につきましては、これは法定外の繰入金を予定しておりまして、当初予算4,000万円の繰り入れを計上し、国保税のさらなる値上げをここで抑制する理由で行っております。

そういうことで今回、前年度の財政調整繰入金の基準を設けています3項目について精査した結果、459万3,000円を増額したものでございます。また、基金繰入金については今回の医療費の動向を踏まえて3,400万程度減額をしたものでございまして、現在3億円近くの基金はあることはわかっておりますが、この基金の赤字についても、今

年度5, 000万円前後の実質赤字を見込んでおりまして、本年度は前期高齢者の2年前の精算額が5, 6, 000万円プラスになったという要件もありまして、赤字幅が少なくなっております。

来年度以降、これでそのまま推移するのかなというように、ということが不確定でございまして、慢性的な赤字を抱えておりますので、基金としては3億円ありますけども、来年度当初予算も1億数千万円の取り崩しを行いながら予算を組んでる状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 大正診療所事務長林正憲君。

○大正診療所事務長（林正憲君） お答えしたいと思います。

まず最初に外来収入1, 200万の減収についてはどういう要因であるかという質問だったかと思います。

84ページの診療収入の外来収入の中で、国民健康保険の収入で50万、社会保険診療収入で200万の減、それから老人保健診療収入で700万減、それから介護保険診療収入では380万の増額になっております。それから一部負担金が100万円の減、その他診療収入で550万の減。合計しますと減額が1, 220万となります。

この中で多いものが、700万の減額が老人保健診療収入でございまして、これの原因といたしましては、高齢者の方が診療に多く来られているのは現状でございしますが、外来の診療人数の経緯をちょっと申しますと、20年度が一番ピークでありまして、2万2, 279人、1日平均91.68人外来に来ております。それから平成22年の段階では1万9, 153人、1日当たり78.82人。それから23年度は、まだ3月も推計の段階ですが、約1万8, 820人前後、800人前後というふうに推定をしております、1日の外来の平均が77人ぐらいじゃないかなというふうに推定をしているところでございます。

したがいまして、患者の中心、多くの患者が高齢者ということで、自然減ということと、診療体制の諸事情によりまして薬の投与を長くしたりとか、そういう措置を講じたのが主な要因だというふうに確定ではありませんが、推定をしております。

それからその次に多いのが、その他の診療収入で550万でございしますが、これにつきましては主に振動病の患者の診療収入でございまして、これにつきましても右肩下がりに人数が減ってきておりまして、一番多いときで、平成16年でございしますが、1日平均当

たり 103.54 人ぐらい治療に当たっておられました。現在は、22 年の実績で申しますと 69.18 人、今年度につきましては 68 人程度になろうかというふうに推定をしているところでございます。

先ほども申しましたが、診療体制の諸事情によりまして、月 2 回の診察を 1 回にしたりとか、あと聞くとこによる、調査しますと、寒い時期に血行を良くする点滴の注射をするわけですが、それが、人数が今年は少ないということもありまして、主な要因は人数の減と、そういう医療の処置の関係で減額になるものと予想しております。

以上です。

それともう一点、一般会計の繰入金のことですが、当初では一般会計から 1,132 万 1,000 円の繰入金を見込んでおりました。今回、新たに 2,170 万円を一般会計から繰り入れし、基金の取り崩しは当初どおり、12 月の補正も含めまして 2,764 万 9,000 円でございます。残りの基金につきましては 24 年度の予算計上に繰入金として計上させていただいております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 十和診療所事務長酒井寿哉君。

○十和診療所事務長（酒井寿哉君） お答えをいたします。

今回の補正におきまして診療収入の補正は行っておりませんが、12 月の段階である程度精査をいたしました。そして 3 月の補正に至るまでも、12 月までの傾向等を精査をいたしまして、診療収入につきましてはほぼ間違いない金額で行けるということで今回は補正をしておりません。

それから基金の関係ですけれども、大正と同じように当初、それから 12 月に基金のほうの繰り入れを行いまして、今回の分は一般会計からの繰入金で賄うようにさせていただいております。それで残りの金額につきましては 24 年度に計上させていただくようにしております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3 番（田邊哲夫君） 大体答弁お聞きして理解をいたしました。

ただ、大正診療所の今の答弁の中で、老人保健診療報酬収入が低くなったと。自然減だという認識のようですが、当然お年寄りには自然減になります。次に上ってくるお年寄りもおるわけです。だから、そういう捉え方だけでいいのかなというように私、疑問に思っ

ます。

ほかに要因が私はあるという認識持ってますので、もう少しなぜ、ずっとですよ、大正診療所は減に、今の答弁もあったように減収ながですよ、診療収入が。ずっと減っていきゆう原因が、ただ自然減だけで、捉え方がいいのかどうなのか。ほかに要因があるというのは前にも言いましたように、たくさんの、大正も十和も地元の民間の病院が毎日のように送迎を行ってます。そういった中で多くの方々が、町筋で朝待たれている患者さんも見受けられます。そこらあたりを、やはりしっかりと原因を追及し、できるだけ地元の直営診療所に来てもらうような手だてを講じてほしいことを申し添えて質問を終わります。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これより議案第１４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１４号平成２３年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

議案第１４を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１４号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１５号平成２３年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第１５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１５号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１６号平成２３年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第３号）を採決します。

議案第１６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１６号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１７号平成２３年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第１７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１７号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１８号平成２３年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

議案第１８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１９号平成２３年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

議案第１９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

午後 ０時１４分 休憩

午後 １時３４分 再開

○議長（宮地章一君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第１８ 議案第２０号平成２３年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）、日程第１９ 議案第２１号平成２３年度四万十町水道事業会計補正予算（第３号）、以上議案第２０号から議案第２１号までの２議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第２０号平成２３年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）並びに議案第２１号 平成２３年度四万十町水道事業会計補正予

算、以上２議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第２０号でございますが、今回の補正の主な内容につきましてご説明を差し上げますと、歳出予算のうち、維持管理費につきましては、消火栓の取替や配水管の漏水等の発生件数の増加と、また、仁井田簡易水道水源地の改善補修に対応するための修繕費用といたしまして２７５万円を増額したものであります。

次に建設改良事業費でございますが、仁井田簡易水道区域拡張事業の精査によりまして、工事費及び用地購入費等で合わせて９５０万円の減額となっております。

続いて歳入でございますが、仁井田簡易水道区域拡張事業の減額に伴い、建設改良事業債を９５０万円減額をするとともに、一般会計からの繰入金を２８０万円増額し対応することといたしております。

この結果、第１表歳入歳出補正予算に記載のとおり、今回の補正額は歳入歳出それぞれ６７０万円の減額となりまして、累計の予算総額は８億９，４０１万円となっております。第２表の地方債の補正につきましては、仁井田簡易水道区域拡張事業の減額によりまして、限度額の変更を行うものでございます。

議案第２１号でございますが、今回の補正は職員の給与費について不足が見込まれる手当及び法定福利費への追加補正１８万２，０００円を行ったものであります。

以上２議案につきまして、ご審議の上ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより議案第２０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第２０号平成２３年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。

議案第２０号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

これより議案第２１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第２１号平成２３年度四万十町水道事業会計補正予算（第３号）を採決します。

議案第２１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第２１号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第２０ 議案第２３号四万十町お試し滞在施設条例の制定について、日程第２１ 議案第２４号四万十町債権の管理等に関する条例の制定について、日程第２２ 議案第２５号四万十町立認定こども園設置条例の制定について、日程第２３ 議案第２６号四万十町行政評価条例の一部を改正する条例について、日程第２４ 議案第２７号四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例について、以上議案第２３号から議案第２７号までの５議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第２３号から２７号までの５つの条例関係について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第２３号四万十町お試し滞在施設条例の制定についてでございます。

本議案につきましては、四万十町におきまして今後も過疎化や少子高齢化の進行が予測される中で、移住の希望者を積極的に受け入れるための施策の一環として、四万十町お試し滞在施設の整備を行いましたので、その施設の管理及び運営について条例を制定しよう

とするものでございます。

移住・定住者の受け入れの促進につきましては、四万十町総合振興計画後期の基本計画の中でも主な施策として位置づけられており、現在までも空き家調査の実施や、情報発信等を行うなど、移住者の受け入れ促進を図っているところでございますが、移住希望者が移住を決断するには周辺環境の把握や、地域住民とのコミュニケーション等の事前の懸案事項の解消が重要であるものと思われまます。今回整備を行った施設につきましては、十和地域の広瀬地区にある旧教職員住宅を改修し、移住希望者が本町での生活を一時的に体験することができるよう整備を行ったものでありまして、最長3か月の入居を可能として、本年の4月からの貸し付けを実施したいと考えております。

また今後におきましても積極的に移住希望者を受け入れることにより、人口減少に少しでも歯どめをかけるとともに、町外との異文化交流が推進をされまして、新たな地域づくりへとつなげていく所存でございます。

次に、議案第24号四万十町債権の管理等に関する条例の制定についてでございます。

本条例につきましては、町税及び国保税以外の町の保有する債権について、その管理や事務処理を適性に行うための必要事項を定めて、各課等で管理する各種の債権について、全庁統一的なルールを定めようとするものであります。本条例に規定しております税以外の各種債権につきましては、未収金の解消に向けまして、平成19年度に町税等滞納整理本部を設置し、検討協議を行いながら、各課等において鋭意これまで取り組んできたところではありますが、未収金は依然として増加の傾向にあり、去る12月の定例会における議会決算特別委員会の審査意見におきましても、ご指摘をいただいているところでございます。

このため、平成24年度からの未収金対策として組織体制の見直しを図るとともに、関係各課の連携を強化し、本条例に基づく事務処理を適正に行うことによって、未収金の解消に取り組もうとするものであります。

本条例の対象となります町の保有する債権につきましては、介護保険料や水道使用料、保育料、給食費、町営住宅使用料等債権の種類、担当各課が多岐にわたっております。これらの債権はその性格により大きく3つに区分をされ、地方税の規定や、それに準ずる規定に基づく強制徴収公債権、行政処分によって発生をする自力では滞納処分ができない非強制徴収公債権、司法上の原因によって発生する私債権となっております。

議案説明資料に詳しく町が保有をするそれぞれの債権ごとに根拠法や各種手続について

区分をして記載をしておりますが、本条例は自力で滞納処分ができる強制徴収公債権については第2章で、自力で滞納処分ができない非強制徴収公債権と私債権については第3章で規定をし、各課がそれぞれの債権区分に基づいて適切に処理をしていく仕組みを定めたものであります。

また、第1章ではすべての債権についての事後処理の基準や、台帳の整備など、債権管理の基本的な事項を定めております。今後の未収金の回収に向けましては、議会や監査委員さんのご指摘どおり、町といたしましても関係各課が一丸となって取り組んでいく所存であります。そのためには本条例の制定と組織体制の見直しが不可欠と考えておりまして、平成24年度からは本条例の施行と合わせ、関係各課の体制並びに税務課、納税グループとの連携を強化した未収金収納体制を構築する考えであります。

続きまして議案第25号四万十町立認定こども園設置条例の制定についてご説明を申し上げます。

この議案につきましては就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園制度を導入しまして、大正地区にある町立田野々保育所と町立田野々幼稚園の機能を連携して運営するため、条例を制定しようとするものでございます。

現在の田野々保育所につきましては、行政報告でも報告差し上げましたが、0歳児から3歳児までの児童を受け入れる施設でありまして、一方、田野々幼稚園は4歳児、5歳児を受け入れる施設として運営を行っており、1つの地域で2か所の施設を運営していることとなっております。

児童数につきましては平成18年度で田野々保育所が36人、また田野々幼稚園も36人でございましたが、平成23年4月の時点では田野々保育所24人、田野々幼稚園21人となっております、いずれも減少傾向となっております。

これらのことから、財政面、保育サービスの面から見て、この両施設を、保育所と幼稚園の機能を併せ持った認定こども園として一体的な運営を図ることにより保育サービスの充実及び拡充を図ろうとするものでございます。

開園後の認定こども園は0歳児から3歳児までは保育所児童、4歳児、5歳児は幼稚園児童として、幼保が連携した運営を行うことといたしております。

施設につきましては当面は現在の施設を利用した分園方式となりますが、新園舎の建設につきましては平成25年度末完成を目指し、本議会でも設計等を予算計上いたしております。

まして、幼保統合の総合施設として整備を図る計画でございます。

また、幼稚園の授業料等につきましては激変緩和措置として暫定期間を、2年間を設けた後、他の町内の保育所と統一をすることといたしております。

なお、以上のことにつきましては本年度に保育所、幼稚園の保護者とも協議を行い、同意を得ておりまして、また地域説明会も実施をし、理解をいただいておりますのでご報告をさせていただきます。

続きまして、議案第26号四万十町行政評価条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町行政評価条例につきましては、行政評価を実施することにより職員の意識改革を求め、政策形成過程への町民参画の推進を図るとともに、結果を計画や予算編成、事務事業の見直しに反映をさせ、効率的な行財政運営、町民への説明責任を果たす、透明で開かれた行財政運営を実現することを目的とした条例でございます。

今回の一部を改正する条例につきましては、本条例第2条第1号に定めております政策については地方自治法第2条第4項を引用しておりますが、昨年、地方自治法の改正によりこの条項が削除をされましたことから、根拠法令を四万十町まちづくり基本条例の第18条に改めるものであります。

最後に議案第27号四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の四万十町ケーブルネットワーク条例の改正の趣旨は、放送法の抜本改正に伴う引用条文の整備とともに、条例に基づく放送通信サービスを平成21年度から3か年提供する中で、運営上の課題が発生をしましたことから、これを解消するために行おうとするものであります。

最初に放送法の抜本改正についてご説明を申し上げます。

ケーブルテレビの根拠法令であります有線テレビジョン放送法が、放送と通信に関する法律の一体的整備により廃止をされまして、新たに放送法を法的根拠とした登録有線一般放送事業者として運営することとなりました。

一部改正の内容は引用条項の整理ではありますが、放送事業者として県内の3つの民間放送局と同じように、放送番組の品質管理としまして、1つに放送番組の3か月間の録画の義務、2つ目に著作権保護に関するダビング10の実施、3つ目に放送の中断等の事故を防ぐ予備器機の備えつけ義務等が求められるようになってまいりました。

次に、この3か年間放送通信サービスを提供した経緯から、次の3点について改正をすることといたしております。

1点目は第9条に定める放送通信サービスを受ける権利の譲渡制限の緩和です。3期工事の期間中の申し込みにつきましては、加入金等の費用を加入者に求めなかったことから、権利の譲渡を相続・合併・分割の3点に限定をしておりましたが、加入者の離婚や加入名義者の不明な転居、共同住宅の入居者の移動に伴うトラブルなど多様な事例が発生をしましたことから、一定の条件については申請に基づき譲渡することができるようにしたものであります。

2点目は第11条の引き込み工事費2万円の例外規定を設けるものです。建設事業者の現場事務所などのサービスの提供につきましては、短期間の利用実態で設置費用の回収ができないまま次の場所に移転することとなります。現場事務所等の事業活動に係る引き込み工事費用を一般利用料から補てんすることは適当でないと判断をされますことから、例外の条項を設け、実費負担としたものであります。このことから個人の事業者を含む法人の事業活動として、短期間の引き込み工事をする場合の特例として、引き込み工事費について実費の費用を求めることとなっておりまいます。

3点目は第13条に規定をする、加入者が引き込み線や宅内設備を移転する費用について、条例上は加入者の実費負担といたしておりましたが、実際の費用としてONUの移転費用等は新規の引き込みと同じように2万円を限度として負担を求めておりました。1軒のONUの移転には4万円から8万円の費用がかかることから、個人の事業者を含む法人の事業活動として移転する必要がある場合について、新規申込費用の6万円を上限に費用を求め、現場事務所等については実費の費用を求めることとしたものであります。

以上5議案について一括してご説明を差し上げましたけれども、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第23号から議案第27号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号から議案第2

7号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第25 議案第28号四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第26 議案第29号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第27 議案第30号四万十町税条例の一部を改正する条例について、日程第28 議案第31号四万十町手数料条例の一部を改正する条例について、日程第29 議案第33号四万十町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について、以上議案第28号から議案第33号までの5議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第28号から議案第33号まで、5議案を一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第28号四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、現行条例で規定をいたしております臨時的任用職員及び非常勤職員の休暇の規定を労働基準法の規定及び育児休業、介護休暇、または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定を踏まえた内容とするよう改正を行うものでございます。

主な改正の内容といたしましては、臨時的任用職員及び非常勤職員の休暇につきまして、規則に委任する事項を規定いたしました。この改正を行うことによりまして、労働基準法上で規定をされ、地方公共団体の臨時的任用職員及び非常勤職員にも適用されます産前・産後休暇、育児時間等の休暇を新たに規則で定めることができるよう改正を行うものであります。

続きまして議案第29号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正によりまして、一定の非常勤職員が育児休業ができるように措置されたことに伴い、所要の規定の整理を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正の内容といたしましては、これまで育児休業ができなかった非常勤職員につい

て、一定の条件を満たす者については育児休業をすることができるようにすること及びそれに伴い規定する必要がある非常勤職員の育児休業の期間、再度の育児休業取得及び部分休業の規定を追加するものであります。

続きまして議案第30号四万十町税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に関する地方税の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月2日及び14日に公布をされたことに伴いまして、関連する事項について四万十町税条例の改正を行うものでございます。

まずこの3本の法律の概要についてご説明を申し上げます。

1番目の経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律ですが、平成23年度地方税制見直しに伴う地方税法の改正が行われまして、更生の請求期間の延長等の納税環境の整理、税負担軽減措置等の整理合理化等の見直しが行われております。

2番目の東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施をする防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律では、東日本大震災からの復興を図ることを目的としまして、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、平成23年度から平成27年度までの間において実施をする施策に要する費用の財源を確保するための措置として、町県民税の均等割の特例が定められたところであります。

3番目の地方税法の一部を改正する法律では、東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税及び不動産取得税に係る特例措置が講じられたものであります。

続きまして、この3本の法律の公布に伴いまして、今回提案を行っております四万十町税条例の改正の内容につきましてご説明を申し上げます。

今回の改正は第1点目として、県たばこ税からの税額委譲により町たばこ税の税率を変更しており、平成25年4月分から対象となってまいります。

2点目としまして、退職所得に係る個人町民税の税額控除の特例規定を削除いたしてお

りまして、平成25年1月から支払われる退職金等による退職所得の個人住民税から対象となつてまいります。

3点目としまして、平成26年度から35年度の10年度間について、個人町民税の均等割額に500円を加算する特例を規定いたしております。

4点目としましては、東日本大震災における雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間延長等の特例措置について改正を行っております。

以上が今回の条例改正の内容となっており、昨年12月に公布をされました3本の法律の施行に伴い、改正の必要が生じたものでございます。

続きまして議案第31号四万十町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は個人の住宅に係る証明書の発行手数料を本条例に追加を行うものでございます。追加を行う手数料は、1つに金融機関から融資を受け住宅を建築する場合の町道証明書。2つ目に住宅の耐震改修工事を行った場合に、所得税の控除及び固定資産税の減額を受けるための住宅耐震改修証明書及び地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書の3件の証明手数料でございます。

最後に議案第33号四万十町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

大正地区には保育所と幼稚園があり、それぞれの施設で保育・幼児教育を実施してまいりましたが、来年度より認定こども園として保育、幼児教育の一元化を図ることとなったところであります。

これまで単独の施設でございましたので、保育所・幼稚園とも、保育所に係る負担と幼稚園の幼児教育に係る負担を「保育料」という名称としておりましたが、同一の認定こども園となることで混乱すると予想されるため、幼稚園の幼児教育に係る負担の名称を「授業料」に変更をいたします。

また、合併時より課題となっておりました保育料と幼稚園に係る授業料・給食費・預かり保育料の均衡につきまして、認定こども園となる来年度より3か年をかけまして、所得段階等に応じ決定をされる保育料に合わせるよう調整をすることとなりましたが、生活保護法による保護を受けておられる世帯及び前年度分の市町村民税非課税の世帯につきましては、この条例に規定をしております授業料の額を適応した場合に保育料を上回ることとなるため、別に定めることといたします。このことによりまして、従前からありました減

免の規定が、授業料の額を別に定める世帯については不要となるため削除をいたしたいと
いうことであります。

以上５議案につきましてご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第２８号から議案第３３号までの５議案について、
質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第２８号から議案第３
３号までの５議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行
うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第３０ 議案第３４号四万十町景観条例の一部を改正する条  
例について、日程第３１ 議案第３５号四万十町国民健康保険診療所条例の一部を改正す  
る条例について、日程第３２ 議案第３６号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例  
について、日程第３３ 議案第３７号四万十町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する  
条例の一部を改正する条例について、日程第３４ 議案第３８号四万十町単独住宅管理条  
例の一部を改正する条例について、日程第３５ 議案第３９号四万十町立公民館条例の一  
部を改正する条例について、日程第３６ 議案第４０号四万十町立図書館設置条例の一部  
を改正する条例について、以上議案第３４号から議案第４０号までの７議案を一括議題と  
します。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第３４号から議案第４０号まで７つの議案についま  
して一括してご説明を差し上げます。

まず議案第３４号四万十町景観条例の一部を改正する条例についてでございます

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関  
する法律」が平成２３年８月３０日に公布をされまして、同法第１５８条の規定によりま

して、平成24年4月1日から景観法が改正をされることになりました。今回の条例の改正はこの改正に伴うものでありまして、景観法を引用しておる本条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

次に議案第35号四万十町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

大正診療所の診療時間はこれまで、月曜日・火曜日・木曜日につきましては午後6時までといたしておりましたが、十和診療所では午後5時までの診療時間としており、双方の診療時間の均衡を図ること、医師の勤務の軽減を図ることから、本年4月より全診療日を午前8時30分から午後5時までに変更するものでございます。

また、診療科目につきましても、外科の専門医がいないこと、設備が十分でないこと等から外科を削除するものであります。

次に議案第36号四万十町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定をすることとなっております。今回第5期であります平成24年度から平成26年度までの計画を策定いたしました。この計画に基づき、保険料の基準額を月額4,900円、年額で5万8,800円に設定をいたしましたので、変更する金額につきまして条例を改正するものでございます。なお、保険料の基準額につきましては平成21年度から平成23年度までの第4期と比較をしまして、月額1,200円の増額となったところであります。

次に議案第37号四万十町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成23年8月30日に公布をされたところでありますが、同法、この59条の規定によりまして土地改良法が改正をされました。今回の条例改正はこの改正に伴うものでありまして、土地改良法を引用している本条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

次に議案第38号四万十町単独住宅管理条例の一部を改正する条例であります。

今回の条例改正は四万十町黒石の県職員住宅の購入及び単独住宅、十川第1団地の解体並びに公営住宅金上野団地、古市団地、東町団地の用途の廃止に伴い、それぞれの変更にについて本条例へ登録及び抹消を行おうとするものであります。

次に議案第39号四万十町立公民館条例の一部を改正する条例についてであります。

今回の条例改正につきましては、「社会教育法の改正により、公民館運営審議会の委嘱の基準は市町村の条例事項により定められるもの」とされたことに伴い、関係する事項について、四万十町公民館条例の一部を改正しようとするものであります。

委員の委嘱の基準を定めるに当たりましては、「文部科学省令で定める公民館運営審議会委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令」を参酌するものとされており、それに基づき委員の基準を定めたところであります。

最後に議案第40号四万十町立図書館設置条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては図書館法の改正により、「図書館協議会委員の任命基準は市町村の条例事項により定められるもの」とされたことに伴いまして、関係する事項について四万十町立図書館設置条例の一部を改正しようとするものであります。

委員の任命基準を定めるに当たっては、「文部科学省令で定める図書館法施行規則第12条を参酌をするもの」とされておりまして、それに基づき委員の基準を定めたところであります。

以上7議案につきまして、ご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第34号から議案第40号までの7議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号から議案第40号までの7議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第37 議案第49号四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定について、日程第38 議案第54号四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定についてを一括議題とします。

地方自治法第117条の規定により、12番山岡義正君の退場を求めます。

〔１２番山岡義正君 退場〕

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第４９号四万十町湯の里ふれあいの家「松葉川温泉」に係る指定管理者の指定について、そして、議案第５４号四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」に係る指定管理者の指定について、２議案を一括して提案理由の説明を差し上げます。

まず議案第４９号四万十町湯の里ふれあいの家でございますが、この施設につきましては指定管理者による管理運営を行ってきた施設でございます、本年３月３１日をもって指定期間が満了することに伴い、新たに指定管理者の選定を行うものでございます。

この施設につきましては現在まで地域の特性を生かし、施設の設置目的に沿った適切かつ効果的な運営がなされているものと認められ、今後においても施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営が実施をされるものと判断をされますため、引き続き同一の団体を指定管理者の候補として選定をいたしたく、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条の規定により、指定管理者の候補者として選定し、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第５４号につきましても同じであります。四万十町地場産業振興センター「あぐり窪川」につきましては地域農林水産業の振興、就業機会の創出及び都市と農村の交流拠点施設として平成１１年４月に開設をしたものでございますが、この両施設を株式会社あぐり窪川に指定管理者として管理運営を行おうとするものでございます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第４９号及び議案第５４号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第４９号及び議案第５４号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

12番山岡義正君の除斥を解きます。

〔12番山岡義正君 着席〕

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第39 議案第55号四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、19番岡峯久雄君の退場を求めます。

〔19番岡峯久雄君 退場〕

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第55号四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町総合交流拠点施設は平成18年2月27日より平成24年3月31日まで株式会社四万十ドラマを指定管理者として指定をしております。指定期間中は施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営が実施をされていると判断をされますため、引き続き同法人を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補として選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第55号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第55号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

19番岡峯久雄君の除斥を解きます。

〔19番岡峯久雄君 着席〕

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第40 議案第58号四万十町窪川B&G海洋センターに係

る指定管理者の指定についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、14番下元真之君の退場を求めます。

〔14番下元真之君 退場〕

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第58号四万十町窪川B＆G海洋センターに係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は四万十町窪川B＆G海洋センターについて、四万十町窪川B＆G海洋センター条例第3条の規定により管理運営を現在の指定管理者に引き続き行わせようとするものであります。

指定管理者の選定につきましては、現在施設の管理運営を指定・管理委託しております特定非営利活動法人くぼかわスポーツクラブと協議を行いましたところ、同法人は公の施設の性格を十分理解をし、施設の効用を最大限発揮し、効果的・効率的かつ安定的な管理運営を行うとともに、常に施設利用者に対し適切なサービスの提供が実施をされていると判断をされますため、同法人を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により引き続き指定管理者の候補として選定をいたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

14番下元真之君の除斥を解きます。

〔14番下元真之君 着席〕

○議長（宮地章一君） 暫時休憩をします。

午後2時24分 休憩

午後２時３５分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第４１ 議案第４１号四万十町大正老人福祉センターに係る指定管理者の指定について、日程第４２ 議案第４２号四万十町十和高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について、日程第４３ 議案第４３号四万十町十和高齢者生活支援ハウスに係る指定管理者の指定について、日程第４４ 議案第４４号四万十町十和認知症高齢者グループホームに係る指定管理者の指定について、日程第４５ 議案第４５号四万十町デイサービスセンター緑林荘に係る指定管理者の指定について、日程第４６ 議案第４６号四万十町デイサービスセンターさくら貝に係る指定管理者の指定について、日程第４７ 議案第４７号四万十町デイサービスセンター百年荘に係る指定管理者の指定について、日程第４８ 議案第４８号四万十町大正生活支援住宅青空に係る指定管理者の指定について、日程第４９ 議案第５０号四万十町興津青少年旅行村に係る指定管理者の指定について、日程第５０ 議案第５１号四万十町三島キャンプ場に係る指定管理者の指定について、日程第５１ 議案第５２号四万十町ライダーズイン四万十に係る指定管理者の指定について、日程第５２ 議案第５３号四万十町下津井ヘルスセンターに係る指定管理者の指定について、日程第５３ 議案第５６号四万十町窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について、日程第５４ 議案第５７号四万十町四万十緑林公園に係る指定管理者の指定について、以上議案第４１号から議案第５７号までの１４議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第４１号、４２号、４３号、４４号、４５号、４６号、４７号、４８号、５０号、５１号、５２号、５３号、５６号、５７号の以上、１４議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

この１４議案につきましては公の施設の指定管理者の指定に係るものでございます。今回ご提案を申し上げます１４施設につきましては、いずれも指定管理者による管理運営を行ってきた施設でございます。本年３月３１日をもって指定期間が満了することに伴い、新たに指定管理者の選定を行おうとするものでございます。

これらの施設は現在までそれぞれの施設ごとに地域の特性を生かし、施設の設置目的に沿った適性かつ効果的な運営がなされているものと認められまして、今後におきましても

施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営が実施をされるものと判断をされますため、引き続き同一の団体等を指定管理者の候補として選定をいたしたく、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定をし、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第41号から議案第57号までの14議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号から議案第57号までの14議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第55 議案第59号平成24年度四万十町一般会計予算を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第59号平成24年度四万十町一般会計予算につきまして提案理由をご説明申し上げます。

所信表明、行政報告でも申し上げましたが、最大の課題であります財政再建と東日本大震災からの復興を中心とする国の動向により、地方財政への影響も不透明な状況であります。引き続き健全財政を維持しつつ、四万十町らしさを発揮した持続的発展可能な基盤づくりを進めていくことが重要であるというふうに考えております。

このような中、四万十町でしかできないまちづくり5本の柱の事業を中心に、高速道路の開通を見据えた観光交流人口の拡大への取組や南海地震対策の強化など、新たな課題にも積極的に取り組むこととしまして編成した予算規模は146億5,300万円となった

ところであります。

公約でもありますまちづくりの推進と徹底した行財政改革の基本方針のもと、事務事業における裁量的経費の削減効果や前年度の電算システム導入などによる一時的な経費などをまちづくり推進特別枠事業へ転換し、現段階で見込まれる町民のニーズや費用対効果を踏まえ、住民生活の向上に向けた新規事業も盛り込み、総合振興計画の重点事業を推進することといたしております。

まず歳出の性質別概要でございますが、義務的経費では人件費が2.9%増となっておりますが、扶助費では5.9%、公債費では3.4%それぞれ減少となりまして、全体では8,504万円余り、1.5%の減小となっております。投資的経費の普通建設事業では、庁舎等の整備や汚泥再生処理センター整備などの大型事業により9,100万円、2.7%の増となり、災害復旧費を合わせた合計でも3.7%の増額となったところであります。

その他の経費におきましては、物件費で11.2%、補助費等で1.7%、積立金で5.1%とそれぞれ減となっておりますが、一方、医療事業関係の特別会計繰出金の増額により、繰り出し金で5.8%の増加となっておりますが、全体では2億966万円余り、3.9%の減小となっております。

以上が歳出の性質別の概要でございますが、これを賄う歳入につきましては、町税については0.2%、諸収入で32.4%の減等を見込んでおりますが、一方、財産収入や前年度まで積み増しを行ってきました施設等整備基金2億円の繰入金等の増により、自主財源全体では1億8,257万円余り、7.4%の増額となっております。

次に依存財源の主なものでございますが、特例交付金94.3%、県支出金で16.0%、町債で11.8%それぞれ減小しておりまして、普通交付税2.7%、国庫の支出金では7.0%の増額を見込んでおりますが、合計では3億4,457万円余り、2.8%の減小となりました。

以上が歳入の概要でございますが、前年度実績見込みを勘案した上で検討を加え、計上したところでございますが、歳入歳出予算の款項別の金額につきましては第1表に記載のとおりでございます。

続きまして第2表の継続費でございますが、本庁舎建設事業におきましては全体建設費の明確化と財政的な裏づけも明らかにする必要があるため、地方自治法第212条第1項の規定により継続費として設定するものでありまして、建設に係る設計・施工監理から付

帯工事までの事業費 2 5 億 2 8 5 万 5, 0 0 0 円を 2 か年度に割り当てて計上をいたしたところであります。

次に第 3 表に債務負担行為でございますが、現在入札関連業務を進めております汚泥再生処理センターの建設につきまして、平成 2 3 年度に債務負担行為を設定しました限度額内で、平成 2 4 年度の早い時期に設計及び施工を一括発注をする予定といたしております。その施工監理につきましても工事期間同様の 2 か年度にわたる施工監理業務の契約となるため、地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額を定めようとするものであります。

さらに地方債につきましては、地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法について第 4 表に記載のとおり定めようとするものでございます。

また、一時借入金及び歳出予算の流用については第 5 条及び第 6 条に記載のとおり定めようとするものであります。

以上、一般会計予算の概要を申し上げたところでありますが、合併後の第 2 期まちづくりに向けまして、今後も全庁を挙げ諸課題に取り組む所存でありますので、引き続き町政に対しましてご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げ、一般会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。

なお、まちづくり推進特別枠事業も含め、歳出の事業の概要につきましては、この後各課長よりご説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 政策監森武士君。

○庁舎建設担当政策監（森武士君） それでは私のほうからは補足説明ということで、ファイリングシステム導入事業と本庁舎建設事業、2 つの事業について概要の説明をしたいと思います。お手元の資料、当初予算の概要になります。

まず 1 8 ページのほうにファイリングシステム事業について記載がございます。

現在本町の文書管理システムは本町十和総合支所で簿冊管理方式、大正総合支所で一部ファイリングシステムを採用しておりまして、合併当初から文書管理の統一が課題となっておりました。このため、町のほうでは文書管理プロジェクトチームを平成 2 2 年 1 2 月に設置しまして、簿冊管理方式とファイリングシステムについて比較検討を行ってきたところであります。

簿冊管理方式と言いますのは、職員個人がファイルを作成するため大量の簿冊が発生をし、収納効率、文書の検索性などが低いといった課題があります。対してファイリングシステムと言いますのは、文書の私物化を払拭し、担当職員以外でも容易に文書の検索が可能ということで不要文書がなくなり、執務環境の改善につながります。

来年度、総務課、本庁の総務課、農林水産課、商工観光課、十和総合支所、大正総合支所で先行導入し、平成25年度に本庁の残りの課全課に導入をしようとするものであります。

主な事業概要としましてはシステムの導入、指導委託料1,558万8,000円。先行して導入します本庁と十和総合支所の職員78名分の3段キャビネット、これが390万円。なお大正総合支所につきましては既に3段キャビネットがございますので、この中には含まれておりません。

次に資料の20ページになります。本庁舎建設事業でございます。

JRとの事業調整に非常に手間取っておりまして、実施設計の完了予定が4月末の見込みとなっております。全体計画の欄、24、25の欄をご覧いただきたいと思いますが、来年度の事業費が2億9,833万2,000円、平成25年度が22億7,977万6,000円、総合計33億1,000万余りとなっております。基本計画策定段階よりも約2億6,000万円の増となっております。増加の要因といたしましては、免震構造の採用による増が約5,000万円、自由通路の増が約4,000万円。自由通路につきましては当初1億3,000万円を予定しておりましたけども、JRの委託施工ということで夜間工事になります。こういった割り増しを加味したところであります。それから、利用者の利便性を考慮しまして、西と東両庁舎に差しかけ屋根を計画したことと、JRの乗務員宿舎への進入路の確保、こういったことをしておりますので、外構工事費が当初より大幅に増加をしております。

特に来年度は、工事発注が10月ということを想定しておりますので、工期が非常に短くなります。そういったことで、来年度は免震装置の工事、それから先ほど申し上げましたJR乗務員への進入路の工事、あと既存工作物の撤去工事、こういったことで目いっぱいになるのではないかというふうに予想をしているところであります。

最後になりますが、用地購入と物件移転補償費については、残り3割部分のJRの支払い金額ということになります。

以上で2つの事業概要を終わりたいと思います。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 私のほうからは南海地震等に備える防災対策事業予算について補足説明を申し上げます。

資料の68ページをご覧いただきたいと思います。

まず上段ですけれども、救助工作車購入事業でございます。

高速道路の本町への延伸により多様化してくると思われる交通事故等、あるいは南海地震等も想定をいたしまして、クレーンやウインチ装置、超高圧噴霧消火装置などを備えまして高度な人命救助が可能な救助工作車を清流消防署に整備をしようとするものでございます。予算額は6,195万9,000円を見込んでおります。

下段でございます。継続して行っております、みんなで備える防災総合事業でございます。

本年度は下津井地区に緊急用ヘリポートを整備しますとともに、引き続き新たに設置される自主防災組織に防災資機材等を整備する予定であります。また、新たに衛星携帯電話の購入でありますとか、災害時の飲料水の確保のための淡水化浄水装置導入などを計画しておりまして、予算総額は2,242万6,000円でございます。

次に69ページを見ていただきたいと思います。上段下段とも自主防災組織育成事業でございます。

上の段の連携強化事業が新規の事業でございますして、自主防災組織の連携強化を図るために防災学習会の実施でありますとか、防災先進地の視察研修などを実施しまして自治防災組織連絡協議会の設立を目指そうとするものでございます。

下段につきましては活動支援事業でございますして、引き続き自主防災組織活動支援補助金として、1団体5万円を上限に支援を行うものでございます。

次に70ページの上段でございます。

南海地震対策事業でございますけれども、こちらも引き続き津波避難等に必要な防災資機材、あるいは備蓄品、非常食、飲料水等を計画的に整備する事業でございます。

下段が津波避難対策推進事業でございます。新たに創設されました緊急防災・減災事業債、あるいは県の津波避難対策推進事業補助金を活用しまして、興津地区、志和地区の避難路及び避難広場等を整備しようとするものでございます。

24年度の事業につきましては興津地区で新しく整備をいたします向山避難路の用地測量設計、あるいは避難路の一部の工事費、合わせまして4,200万円を計上しております。

す。志和地区につきましては浜側から薬師堂へ向かう避難路を計画しておりまして、測量設計あるいは避難路の整備工事費合わせて1,460万円を計画しておるところでございます。それに加えまして新たな志和地区の避難広場を計画すべく、調査委託料も計上しておるところでございます。総額は6,353万4,000円でございます。

次に71ページです。上段・下段とも津波避難対策推進事業、町単独の事業でございます。

上の避難路等整備事業につきましては、沿岸部の自主防災組織等が避難路等の整備を計画することに対して支援を行うものでございます。1件当たり200万円を上限に補助するものであります。

下の段は小規模避難路整備でございます。同じく沿岸部の地域住民が自ら整備をする小規模な避難路の整備に対しまして、重機の借り上げでありますとか原材料などの経費を支援するものでございまして、1件当たり50万円を限度に支援するものでございます。2事業を23年度に引き続き予算化をしようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 企画課長左脇淳君。

○企画課長（左脇淳君） 続きまして企画課の主要な事業等につきまして補足説明をさせていただきます。

当初予算の概要18ページの下段をご覧くださいと思います。

お試し滞在施設整備事業につきましては、本町におきましても今後過疎化や少子高齢化の進行が予想される中、町内で少子高齢化対策と並行して、移住希望者を受け入れるための施策に積極的に取り組む必要があると考えます。このため、平成24年度も引き続き移住希望者を一時的に受け入れるお試し滞在住宅を整備いたします。この整備費用としまして481万円を計上しております。整備場所は、大正中津川の旧教職員住宅を改修する予定でございます。

続きまして19ページに掲載をしております地域おこし協力隊につきましては、平成24年度からの新規事業でございます。国の地域おこし協力隊制度を活用しまして、本町が未来にわたり持続・発展していくため、意欲ある地域外の人材を受け入れることによりまして、地域の元気づくり、地域活性化の新たな展開や集落を守っていく制度づくりに取り組んでいきたいと考えております。

平成24年度につきましては大正地区及び十和地区で計2名の配置を図る予定でござい

ます。予算としまして４５３万７，０００円を計上いたしております。

次に、同じく１９ページ下段に掲載をしております四万十町友好都市交流事業につきましては、引き続きまして友好都市提携をしております岡山県高梁市、熊本県山鹿市と民間団体同士での交流を図ることを目的に補助制度を設けているものでございます。予算額としまして３０万円を計上いたしております。

続きまして２０ページに掲載しております携帯電話エリア整備事業につきましては、引き続き県の移動通信施設整備事業補助金を活用いたしまして、戸川地区と大正大奈路地区に携帯基地局２局を整備いたします。整備費用等で６，６８９万７，０００円を計上いたしております。

また、このほか予算額で大きなもの、特色があるものとしてしまして予算書のほう、４４ページをご覧くださいと思います。４４ページです。

財産管理費に平成２２年度より基金への積み立てを行っております過疎地域自立促進産業振興基金積立金に１億７，５８１万２，０００円を計上いたしております。この積立金は平成２３年度より過疎対策事業のソフト事業として本町の活性化を図るために、所管課が各種基金事業に取り組んでいるものでございます。

次に予算書４５ページ。電算管理費に共同型住民情報システム利用料としまして３，７３１万８，０００円を計上しております。この利用料につきましては、平成２３年度に経費削減を目的に近隣の５市町で共同調達を図りました新しいシステムの年間利用料でございます。なお、利用期間は１０年間を予定いたしております。

続きまして予算書４６ページ。ケーブルシステム管理運営費に公共施設Ｗｉ－Ｆｉ環境整備委託料としまして１４７万円を計上いたしております。この事業は本町のセールスポイントの１つでありますケーブルネットワークを活用しまして、Ｗｉ－Ｆｉ環境、いわゆるインターネットの高速接続サービスを、高速道路の開通を控えた平成２４年度に主要な公共施設に整備を行うものです。情報発信の高度化を推進することによりまして、本町を訪れる観光客などに地域の情報発信も期待ができます。

続きまして予算書４９ページ。企画費に四万十町路線代替バス運行費補助金としまして高南観光自動車分４，０７０万１，０００円、北幡観光自動車分としまして４，４６３万円、合計８，５３３万１，０００円を計上いたしております。

以上が企画課に関する主要な事業等でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長仲治幸君。

○管財契約課長（仲治幸君） 管財契約課でございます。お手元の資料 22 ページ下段になります。

国土調査でございます。国土調査については 24 年度も、同じように引き続き実施を行いたいと思います。新規調査区としては若井地区を 2, 62 k m²で実施予定をしております。なお、23 年度に実施をしました若井川・高野地区の図面の作成及び面積測定を同じように実施をしていく予定でございます。なお、24 年度からは集落単位で実施を予定しておりまして、その後、面積の増減はありますけれども順次実施をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） それでは町民課並びに各総合支所町民生活課の主な事業についてご説明いたします。

予算案の概要資料をご覧ください。23 ページでございます。

23 ページの上段ですけれども、3 款民生費 1 目の社会福祉総務費、国民健康保険への繰出金でございます。この繰出金は平成 24 年度以降においても国保財政の単年度実質収支が赤字になることが予想されるため、被保険者に対し国保税改正による急激な負担増を求めることは困難であることから、一定の基準を独自に設けまして、一般会計から 4, 000 万円を繰り出し、健全な国保財政運営に努めることとしております。また、法定内ルール分を含めました繰出金総額は 2 億 3, 205 万円でございます。

続きまして 25 ページをご覧ください。

2 項児童福祉費関係では、1 目児童福祉総務費で、幼稚園・保育所を一体として運営する認定こども園が既設の施設を利用してこの 4 月から実施する予定でございます。また、手狭な 2 つの施設を統合した新たな施設建設を平成 25 年度末完成を目指して取り組む計画で、24 年度、基本並びに実施設計を 1, 227 万円計上しております。建設予定地は現在の田野々幼稚園を予定しておりまして、田野々幼稚園を取り壊した後、建設するものでございまして、取り壊し予算につきましては教育委員会で予算が計上されております。

次に下段ですけれども、2 目児童措置費でございます。国の法律改正に伴い、恒久法として平成 24 年 6 月支給分から子どものための手当の支給に関する法律に改正予定でございます。改正点は、支給額の変更と所得制限が設けられたこと、財源の費用負担は原則国と地方が 2 対 1 となっておりまして、本事業に 2 億 6, 328 万円を計上しており、その対象者は町内 1, 823 人でございます。

そのほかに17ページをご覧ください。

まちづくり推進特別枠事業といたしまして、ここにしかない和の力による住みやすい、育てやすい地域づくりの事業として、4目乳幼児・児童医療費では、昨年度に引き続きまして中学生までの医療費無料化を行っており、総額では5,190万7,000円を予算計上し、子育て世代への経済的軽減を図ろうとするものでございます。対象乳幼児・児童数は町内で1,987人でございます。

続きましてその2目ですけれども、子育て支援対策として多子世帯に対する保育料軽減事業を引き続き行い、子供が多くても育てやすい環境を提供いたします。予算計上保育所児童数、町内550人のうち対象児童数は104人でございまして、保育所予算軽減額は2,224万7,000円でございます。

以上、町民課関係の主な事業の説明でございました。

以上です。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長山川明彦君。

○健康福祉課長（山川明彦君） それでは健康福祉課の事業について説明させていただきます。

24年度は新たに取り組む事業はありませんが、本年度の計画策定を行いました高齢者福祉計画、介護保険事業計画及び障害福祉計画に基づきまして事業を進めてまいります。

予算資料説明、政策的主要事業の説明資料でいきますとページ23ページ下段でございますが、あったかふれあいセンター事業。これにつきましては平成21年度から23年度までの3年間、国の交付金を受け、雇用対策を中心に事業を実施してまいりましたが、平成24年度からは県の補助金と過疎対策事業債を活用しまして、高齢者などが集う場としての機能のほか相談支援機能、生活支援の拠点施設としての事業を展開してまいります。事業費としましては1,795万3,000円を予定しております。

続きましてページ24ページ上段、高齢者等外出支援事業でございますが、これにつきましては継続実施でございますが、高齢者・障害者の社会参加における移動手段のタクシー・バス等の助成でありまして、予算としましては720万を計上しております。

続きまして下段の地域支え合い体制づくり事業。これも継続実施の事業でございますが、地域の支え合いを行う事業の基盤整備に対する助成であります。事業費としましては348万2,000円を計上しております。

次に資料の26ページ上段ですが、子宮頸がん等ワクチン接種事業でございますが、こ

の事業につきましては国の補助事業で中学1年生から高校1年生、県の単独事業として高校2年生から高校3年生で実施してまいりましたが、この事業が22年の途中に始まっておりますので、既に予診票を配っております大学1年生、大学2年生を助成の対象として来年度も実施してまいります。

続きまして下段の妊婦健診通院費助成事業につきましては、継続して妊婦の健診14回までを助成を実施していきます。事業費としましては550万を計上しております。

そのほか健康づくり事業におきましては、働き盛り世代40代から50代の健康診査への関心が低い現場を踏まえ、健康づくり婦人会等と連携を図りまして個別に受診勧奨を行うなど、健診率の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） 環境課の所管する事業について予算案を補足説明させていただきます。

予算書のほう82ページをご覧ください。下から2行目になります。浄化槽設置整備事業費補助金でございますが、2,275万8,000円。これに60基分の浄化槽を見込んでおります。それに新たな事業としまして、単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えをした場合、する場合に9万円を上乗せして補助するということで、90万円をこの中に含んでおります。

それから、当初予算資料、予算案資料の27ページをお願いしたいと思います。上段でございます。温暖化対策設備設置事業でございます。これはまちづくり推進特別枠事業、17ページの方へも載せておりますが、環境に優しいまちづくりということで、23年度に引き続きまして太陽光発電、太陽熱温水器、エコキュートの設置につきまして3,000万円を計上させてもらっております。

それから資料下段でございます。塵芥処理費につきましては、町内に633か所のゴミ集積所がございます。集積所の老朽化による建て替えや大規模な修繕、設置されていない箇所への新たな設置等、131か所について整備したい旨の要望がございました。24年度におきましてはこのうち40か所に対しまして、1か所あたり5万円を上限としまして、ごみ集積所を施設整備の補助を行いたいというふうに考えております。3年間で補助事業化したいというふうに考えております。

28ページの上段でございます。クリーンセンター銀河施設保全計画策定事業でござい

ます。これは法によりまして義務づけをされております3年に1回の精密機能検査と施設の保全計画を策定するというものでございます。保全計画では機器別の管理基準を作成しまして、機器の健全度の評価や劣化の予測、今後の整備スケジュールの検討などを行うこととしておりまして、銀河施設の健全かつ適正な管理を図るために行おうとするものでございます。

最後に下段でございますが、汚泥再生処理センターでございます。町長のほうからも説明がございましたが、24年度に設計施工を一括して発注するよう今準備を進めているところですが、工事費につきましては債務負担行為の40%、6億3,200万を計上させていただきます。

また、設計施工監理委託料につきましては、総合評価方式によりまして技術提案内容が確実に設計に反映され、設計に基づく工事が適正に施工されているかどうか管理をしていくため計上するものでございます。

期間としましては2か年に及ぶため、24年度分は2,530万5,000円を予算として、25年度分は1,417万5,000円を債務負担行為として計上させていただきます。

環境課所管の全体の支出としましては対前年比177%の伸びとなっております。汚泥再生処理センターを除きますと、対前年比94%の歳出予算というふうになっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 商工観光課長宮地正人君。

○商工観光課長（宮地正人君） 十和・大正支所も含めました商工観光課の政策的主要事業について説明をさせていただきます。

当初予算資料の29、30ページをお願いいたします。主な雇用対策事業を記載しております。まずふるさと雇用再生特別基金事業と緊急雇用創出事業から補足説明させていただきます。

本事業につきましては県の基金事業を活用した補助率10分の10の事業で、事業実施期間は3年間で、本年度が最終年度となっておりますけれども、東日本大震災による影響が著しいと認められる事業については最長1年間の継続が認められたものです。事業の内容はふるさと雇用再生特別基金事業が委託事業516万3,000円を計上し、緊急雇用創出事業が委託・直接事業の10事業、5,062万1,000円を計上しまして、合

計で29名の新規の雇用者を見込み、短期雇用から継続雇用までの雇用・就業機会の創出を図ります。

また、30ページになりますけれども、過疎地域自立促進産業振興基金を活用し、本年度から実施しております町独自の四万十町雇用創出事業は、引き続き次の3つの事業に取り組みます。

1つは若者雇用支援事業で、四万十町に定着できる若者の雇用の場づくりとして、町内に就職先を求める在学者を対象に、企業を支援し、若者の正規雇用への移行を促進するための事業で、事業費は補助金として1,350万円を計上しております。

2つ目は地域雇用推進事業で、企業が地域の特色・特性を生かし、創意工夫により企画した新規性を有する事業、または規模拡大を図る事業を支援し、地域求職者に対する雇用・就業機会の創出を図る事業で、事業費は補助金として3,295万4,000円を計上しております。

3つ目は雇用創造委託事業で、地域の雇用再生を図るため、町が企画した、今取り組まなければならない事業を各団体等に委託し、取り組んでいただき、継続的な雇用機会を創出する事業で、事業費は委託料として2,651万5,000円を計上しております。

3事業合計で7,296万9,000円を計上し、雇用対策に努めてまいります。

次に52ページには商工振興事業として、プレミアム商品券発行事業160万2,000円、四万十町商工会育成補助金329万5,000円を計上し、商工業の育成、町内の消費拡大と商業活性化対策に取り組んでいきます。

次に53ページから58ページには観光費・公園費を記載しております。

まずホビー館改修事業でございますけれども、昨年7月にオープンしました海洋堂ホビー館四万十については、現在7万2,000人と当初の入場者予想を大幅に上回りました、県内外から多くの方が訪れていただいております、今や高知県の西部を代表する観光施設となりつつありますけれども、ホビー館の館内の狭さや駐車場不足が課題となっており、その対策としてホビー館第2駐車場整備に2,638万1,000円、旧打井川小学校校舎改修等に1億499万7,000円を計上し、利便性・集客力の向上を図り、目標入館者数8万人以上の集客を目指します。

次に、高速道路の延伸を間近に控え、新たな観光スポットとして十和地域にサイクリングの聖地整備事業205万8,000円を計上し、また、観光情報の提供や観光事業の推進を図るため、観光案内板設置事業955万2,000円、四万十町観光協会育成補助金

事業１，５３６万５，０００円を計上するとともに、既存の施設整備・改修としまして松葉川温泉改修事業１，７６２万７，０００円、興津青少年旅行村改修事業２，３００万５，０００円、道の駅大正・十和周辺整備事業８８０万円、オートキャンプ場ウェル花夢整備事業１，６５４万５，０００円、２００１年の森（久木ノ森山風景林）整備事業１，８００万をそれぞれ計上しまして、整備・改修を行いまして、利用者の利便性と集客力の向上・拡大を図ります。

また、５６ページですけれども、大正北部地域の機能を充実させ、交流人口の拡大を図るとともに、地域に活力を与えることを目的に、県の補助事業であるＮＰＯとの協働モデル事業を活用しまして、奥四万十自然体験村構想実現事業６４０万３，０００円を計上し、地域の団体等と協議・検討を行いまして、奥四万十自然体験村構想を実現化していく仕組みづくりや受け皿づくりの整備を進めていきます。

最後に、５３ページに戻りますけれども、観光資源活用計画策定事業２５０万円を計上しまして、高速道路の延伸による町内への誘導対策や、四万十町の既存観光施設をリンクさせていく方策とホビー館活性化計画を融合させた四万十町の観光計画を策定し、総合振興計画にも位置づけしながら、交流人口の拡大、収入につながる滞在型観光を目指していきます。

以上が商工観光課の政策的主要事業ですので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 農林水産課の政策的主要事業を説明させていただきます。

３１ページから５１ページまでと大変事業数が多ございます。少し長くなるかもしれませんが、簡潔かつわかりやすく説明に努めたいと思います。なお、両支所分の関連の分も私のほうより説明をいたします。

まず３１ページをおあげください。産業振興推進ふるさと雇用補助事業（窪川分）でございますが、これ、新規事業となっておりますが、ふるさと雇用再生特別基金事業の継続ということで、集落営農組織の安定的な経営に至るまでの雇用を支援するものでございます。農事組合法人ビレッジ影野への補助を考えております。

それから３２ページ、四万十町営農推進事業費補助金。これはＪＡ四万十が行っております営農指導等への取組を引き続き支援していくものでございます。

３３ページをおあげください。柚子振興対策事業でございます。これは大正・十和地区

におけるユズ生産の振興策でございまして、新規事業となっております。多目的スプリンクラーの整備に対して、町が6分の1の上乗せ補助を行おうとするものです。なお、国の補助金があるわけなんですけど、町の予算を通りませんので計上はありません。町の上乗せ分だけの計上となっております。

下段、農業者戸別所得補償制度推進事業。これは個別所得補償制度を進めていくための事務費でございまして。なお、農家への交付金につきましては国より直接農家に交付されますので、これも町の予算を通りません。事務費のみの計上となっております。

それから34ページをお願いします。地域活性化プロジェクト事業でございまして。これは23年度から取り組んでいる事業でございまして、農産物・畜産物などの加工施設の整備に向けての取組となっております。併せて実践農大の敷地の有効的な活用を検討していくものということで、協議会で検討しながら施策とか調査などを行う予定でございまして。

それから下段、新規作物振興補助事業でございまして。これ、平成23年度から取り組んでいる事業でございまして、水稻の裏作としての作物を開拓していこうという事業でございまして。ナタネ・小麦・タマネギの実証栽培などを支援していく予定でございまして。

35ページのほうをお願いします。上段、拠点ビジネス体制整備補助事業でございまして。これは拠点ビジネス事業として平成21年度から行っておりますが、農産物など、町内の産品の販売ビジネスを展開しようとするものでございまして。具体的には市内にアンテナショップを整備いたしまして、産品を売り出すとともに町をアピールしていくということで、一本化されております町内外での流通体制をもとに進めていこうとするものでございまして。

下段へ行きます。特産野菜等コラボレーション事業でございまして。これも23年度から取り組んでおります。JAとか生産農家などと連携して、つまりコラボして取り組む事業ということでございまして。町内の特産野菜を積極的に県外にアピールしていこうという販売戦略でございまして。県の補助分2分の1は直接JAに行きますので、残り2分の1のみの予算計上となっております。

続きまして36ページをお願いします。高知県青果物価格安定基金協会出資事業です。これはミョウガの価格が下がった場合に、価格差に補給金を出すための基金というものがございまして、基金が減った分について資金を造成するものでございまして。

下段。中山間直接支払事業ですが、これは農地の傾斜地、それから集落協定などに基づいて交付される事業、継続事業でございまして。24年度は第3期対策の3年目ということ

でございます。交付金として総額2億4,000万円余りを計上しているところでございます。

続きまして37ページをお願いします。上段、産業振興推進ふるさと雇用補助事業です。これも雇用対策の拠点づくり分ということで、先ほどご説明いたしました拠点ビジネス体制整備事業に係る分の、流通部門における人件費などを補助する雇用への対策でございます。県の補助金を受けて取り組もうとするものです。

下段、こうち農業確立総合支援事業です。これは県の単独事業でございますが、地域営農の推進を図るために、施設とか機械を整備することへ支援するというものでございます。具体的には仁井田郷米クラブに倉庫とか、識別機などの整備を支援するもの。それからミョウガ栽培の認定農業者に水耕栽培廃液処理施設等の整備を支援するというようなものの、内容となっております。

それから38ページをお願いします。上、環境保全型農業推進事業でございますが、これは環境に配慮した農業を推進する事業となっております。農薬軽減のために施設園芸への天敵製剤やフェロモン材の導入が対象となっております。県の単独事業となっております。

38ページの下、環境保全型農業直接支払対策事業。これも環境保全の対策の事業でございますが、これは有機農業に取り組むことが条件ということで、これは国の事業となっております。

それから39ページをお願いします。農地・水保全管理支払事業でございますが、これは農地回りの水路、農道などの長寿命化を図る取組を支援する。これも継続事業となっております。

それから39ページの下、集落営農・拠点ビジネス事業。これ、先ほど説明した拠点ビジネス体制の整備事業とは全く関係がございませず、集落営農を推進していこうとする施策でございます。集落営農が行う基盤整備とか農業機械の整備を支援するものでございます。新たに法人家のモデルタイプのメニューというものがあって、町も継ぎ足して、2分の1から3分の2補助をして、営農組織の法人化を図ろうとするものでございます。

それから40ページの上でございます。大正・十和地域営農支援推進事業でございます。これは大正・十和地域における将来の農業を見据えて、営農支援体制を構築していく事業。例えば支援センターなどがございますが、そういうことの取組への事業でございます。協議会の開催などの事務費を計上させていただいております。

それから40ページの下、レンタルハウス整備事業ですが、これは施設園芸振興のためにレンタル形式でのハウス整備を行う継続事業でございます。メニューの中でいろいろありますが、新規就農とか規模拡大、高度化など、それぞれ条件によって補助率が違ってまいります。

続きまして41ページの上、新規就農者定着促進事業でございますが、これは新規就農を希望する者に対して研修とか就農を支援し、新たな担い手を育成しようとする施策でございます、大きく2つ分かれております。

1つは研修を支援するものでございます。資料のほうは45歳未満分の国の補助金が町の予算を通りませんために、なかなか資料が複雑になっておりますが、簡単に申しますと、1月に、研修に15万円の支援しますよ、受け入れ農家には5万円を支払いますよという事業でございます。

それから2つ目は就農に対するということで、青・壮年新規就農者支援給付金。これは就農した場合に経営安定するまでに補助をしましょうということで、これも国・県のはあるんですが、月に12万5,000円、12か月かけて資料にありますように150万円を支援していこうということであります。

ただこれは国の新たな施策でありますので、地域農業マスタープランというのを町が策定しなければならない、義務づけられている事業でございます。

それから41ページの下、滞在型市民農園運営整備事業です。運営と整備の間に点があると思うて見てください。運営と整備というものです。それで現在ある施設の管理・運営経費を計上するとともに、新たに滞在型施設7棟を増設する経費を計上しております。財源は国の交付金とか補助金、県の補助金、それから基金繰入金などを計上させていただいております。

次に42ページの上でございます。これは畜産業費に入りました。これは毎年行っております畜産フェスティバルの開催経費を上げさせていただいております。

それからその下は、上の開発事業の町の負担金の経費を載せております。

それから農業の資料はこれで終わりですが、資料には載せておりませんが、江師地区の園芸作物の実験場、それから農林水産物集出荷加工場の試験栽培とか集出荷、それから生産流通の実証事業等についての委託費用2,703万9,000円を計上しております。資料にはございません。

ここまでの農業費に係る事業でございます。

次に林業費に行きたいと思います。

すみませんが43ページをあけてください。大分たちましたね。43ページの下、鳥獣被害防止総合対策事業、それから44ページの上、鳥獣被害緊急対策事業、それからその下、シカ被害特別対策事業、もう一つ次のページのシカ個体数調整事業。これ、4つともですね、有害鳥獣対策にかかわる事業でございまして、侵入防止柵の設置とか、おりの導入への補助、捕獲に対する報奨金など、またソフト事業など、国・県の補助事業別、また鳥獣の種類別に事業が分かれておりまして、これで鳥獣害対策を図っていこうとするものでございます。

続きまして45ページの下、緊急間伐総合支援事業。これは民有林の間伐、作業路の開設に対する県の補助事業で、これも継続事業でございます。

それから46ページの上側、お願いします。四万十川流域豊かな森林保全整備事業でございます。これは23年度から行っておりますが、民有林の間伐、作業道の開設に対する町単独の補助事業でございます。基本的には森林所有者が負担なしで間伐できるような制度を考えてます。

この同じ資料の17ページに、ちょっとあけていただきたいんですが、まちづくり推進特別枠事業というのを17ページのほうに記載しておりますが、その大きい項目の、5つ大きい項目があるんですが、4つの、大きい項目の4の1つに位置づけておりまして、水源涵養など環境対策としても森林整備大切でありますので、目指していこうということでこの事業、取り組もうとするものでございます。

申し訳ありません、また資料のほう、46ページのほうに戻ってください。46ページの下、森林整備地域活動支援交付金事業でございます。これは森林における地域活動に対して支援の交付金を出す継続事業でございます。

それから47ページ、上段でございます。森林整備推進事業でございます。これは森林組合が木材の運搬機、フォワーダーですが、このフォワーダーを導入することへの補助でございます。県を通して補助金が入りますが、国庫補助事業ということになっております。

それから下段、四万十町シイタケ生産体制整備事業でございます。これはシイタケ生産振興を図る町単独事業でございます。財源的には過疎債を利用して本格的に取り組むものでございます。

これも先ほどの17ページのまちづくり推進特別枠の事業の中の、大きい項目の1つの

中に入れてますが、原木の補助を始め、生産者の意見も聞きながら柔軟に対応していきたいと、まちづくり推進の特別策としてふさわしい事業として、柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

それから48ページの上、これはバイオマス等利用推進事業でございまして、町全体のバイオマスを検討していく協議会開催等の経費を計上させていただいております。

48ページの下、森林保全ボランティア活動推進事業ですが、ボランティア団体が行う間伐等への森林整備活動を支援するものでございます。1ha当たり6万円を通貨券を渡すということでございます。

それから49ページの上です。林業振興総務費になっておりますが、主なものを申し上げます。中にですね、十和林業研修センターの耐震工事費と管理委託の経費を載せております。研修センター1階が今、四万十中央森林組合が使用しております、2階部分が町の所有ということになっております。耐震診断をした結果、2階部分が改修が必要ということでありますので、町が改修して、改修後は新しい森林組合のほうに譲渡する予定となっております。

49ページの下、産業振興推進ふるさと雇用事業（林業分）ですが、これは林業のふるさと雇用の分であります。今の大正町森林組合の集成材工場への、その新製品の開発など支援するために人件費などを補助するものです。都市部への販売展開も視野に入れているところでございます。

それからもう一つはヒノキ等の製油抽出による商品開発。これの雇用対策への補助でございまして。

それから50ページの上、町有林管理費でございまして、町有林の間伐・作業路開設などを行う経費となっております。

方法は2通りありまして、委託契約でやろうするもの、町単とかでやるものと、美しい森づくり、これは委託で行います。

それからもう一つ、森林組合等が行う、森の工場というものを森林組合が行いますので、その町有林も含めて行って、町がそれに対して補助金を出すという2通りのやり方がございます。取り組む町有林は資料に書いてあるとおりでございまして、間伐が170ha、作業路開設2万mを予定しております。

ここまでの林業費にかかわる事業でございます。

次に水産業振興費で、50ページの下側になるわけですが、これも主な取組のみを説明

させていただきます。

種子島周辺漁業対策事業という聞きなれない事業があるかと思いますが、これは種子島の宇宙センター等において行うロケットの打ち上げが、種子島周辺の、そのエリア内に影響を及ぼすことに対処するために、そのエリア内の漁協などが行う施設整備に補助されるという事業でございます。これは興津漁協の漁船巻上げの船台を整備することを支援しようとしております。

それから漁業者による磯根資源の保全ということで、間伐材を利用して魚礁を設置することも試験的に行おうとしております。

それから産業振興推進のふるさと雇用。これはマヒマヒ丸の企業組合の人件費等を補助しようとするものでございます。

最後に51ページの上、磯焼け対策事業ですが、これはウニの除去等を行う継続事業となっております。

大変長くなりましたが、農林水産課の政策的な主要事業の概要説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） それでは建設課のほうより簡潔に24年度当初予算の概要資料に基づいて説明させていただきます。

まず概要資料43ページの農業基盤整備補助事業でございます。これは国や県の補助事業に該当しない小規模農地の基盤整備と老朽し、維持管理に支障を来している水路等の整備に補助金を交付することによって、小規模農家の生産意欲の向上と耕作放棄地の防止を図ろうとするもので、まちづくり特別推進枠事業といたしまして24年度1,000万円を予定しております。

次に概要資料の51ページにあります漁業集落環境整備事業でございます。この事業は今後予想される東海・南海地震に伴う津波対策といたしまして、志和浦地区で22年度より避難施設の整備を進めておりまして、本年度は4,230万円を予定しております。

次に概要資料59ページの生活環境整備補助事業でございます。これはまちづくり推進特別枠事業といたしまして、住家1戸だけの生活道路、いわゆる1軒家対策に対する舗装を含めた道路整備、橋梁整備、排水路等整備にかかった費用の3分の2以内で限度額100万円以内の補助をする事業といたしまして、本年度も1,000万円を予定しております。

次に概要資料５９ページから６５ページまでの、国の交付金事業で実施する町道の改良事業でございます。２４年度は新規の２路線を含む１３路線を予定しておりまして、事業費約４億７，３００万円で、それぞれ路線の改良を予定しております。

次に概要資料６６ページにあります住宅耐震改修補助事業でございます。これは昭和５６年以前に建築された住宅及び共同住宅の耐震改修設計及び改修工事へ補助を行い、安全を確保するため、２４年度事業費２，２００万円を予定しております。

同じく概要資料６６ページにあります住宅リフォーム緊急支援事業でございます。これは２４年度新たに実施するもので、個人が行う住宅改修などのリフォーム工事を行う場合に補助金を交付し、さまざまな建築関連業種に携わる個人事業者の仕事おこしと、地域の全体の活性化を図る目的で２４年度事業費、補助金で５００万円を予定しております。

次に概要資料６７ページにあります公営住宅建設事業でございます。これは昨年度より実施しています北琴平第１団地の築４０年以上を経過した簡易耐火、いわゆるブロック建ての長屋形式の老朽住宅１棟６戸を、２４年度は昨年度に引き続き、木造２階建て住宅２棟４戸に建て替えるもので、事業費といたしまして５，４０２万９，０００円を予定しております。

以上、簡単になりましたが、２４年度当初予算の概要資料に基づく建設課の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） 私のほうから学校教育課関係の事業についてご説明を申し上げます。

７２ページのほう、資料、お願いいたします。学校ＣＩＯ推進事業でございますが、こちらは教職員のＩＣＴ機器へのスキルアップ、有効利用をさらに充実させる目的で、専属のＩＣＴサポーターを学校教育課内に配置をするものでございまして、事業費は２３７万８，０００円となっております。

下段の学校規模適正検討事業でございますが、こちらは適正配置計画に基づき実施をするものでございまして、現在、２５年度統合予定ということで大奈路小学校を田野々小学校に、保護者・地域の方と協議を進めておりまして、それに、統合に伴う、来年度に向けてスクールバスの購入と交流事業と、そして閉校記念式典の経費並びに今年度、２４年度に丸山小学校、口神ノ川小学校が窪川小学校に統合いたします。そのスクールバスの車庫を窪川小学校内に設置を予定いたしておりまして、そちらの経費に係る分として１，６９

2万9,000円を計上いたしております。

続きまして73ページのほうですが、上段の方で、こちらは新規事業でございます。まちづくり推進特別枠事業で住みやすく育てやすい地域づくりに位置づけまして、町内の高等学校、窪川高校と四万十高校ですが、こちらに通学をされる、公共交通機関を利用して通学する生徒の保護者に対して助成をするものでございます。通学費の保護者負担の軽減、そして町内2校の進学への促進、公共交通機関の存続への支援も含め実施をいたします。こちらにつきましては公共交通機関の利用ということで、定期乗車券の2分の1の金額を助成しようとするもので、事業費として400万円を計上いたしております。

下段の四万十町キャリアアップ事業でございますが、こちらは継続事業でございます。地域、家庭等との連携の強化を図る各学校での取組を支援するもので、事業費は140万円となっております。

74ページ上段ですが、教育支援センター子どもサポート事業ですが、こちらは昨年度から光をそそぐ交付金基金として積み立てておりまして、今年度も基金事業を実施いたします。教育支援センターの支援員を1名雇用しまして、今まで義務教育の対応でございましたが、23年度から19歳、概ね19歳までの青少年と言いますか、19歳までの少年に対しての支援を行っていくということで190万5,000円を計上いたしております。

下段の校内研究支援事業ですが、こちらは学力の定着と向上を図るため、各学校がそれぞれ課題に向けて研究等の事業に取り組む、そういう取組に対して支援を行うものでございまして、小学校分として250万円。こちら継続事業でございます。

続きまして75ページですが、外国語活動推進事業。こちらは県の教育アクションプランの推進事業で実施をいたしておりますが、23年度から小学校のほうで外国語活動が導入をされましたので、そちらのコミュニケーション力を身につけさせるための事業として79万円計上させていただいてます。

下段の校内研究支援事業。こちらは先ほどの小学校と同じく、中学校分として200万円を計上させていただいております。

続きまして76ページの上段ですが、こちらは町民課のほうの説明がございましたが、現在の田野々幼稚園を取り壊し、来年度、25年度に新しい園舎を建築するということで、24年度取り壊し費用として1,260万1,000円を計上いたしております。

次、80ページのほうですが、下段の学校給食業務調理員派遣委託事業。こちらは町内

3つの学校給食センターの調理業務につきまして、昨年度から地域振興公社から派遣事業として調理員を受け入れて運営を行っておりますが、25年度の完全委託に向け、今年も一年派遣事業で、来年度に向けての体制づくり等進める予定でございます。経費としまして7,281万7,000円を計上いたしております。

学校教育課は以上です。

○議長（宮地章一君） 生涯学習課長野村和弘君。

○生涯学習課長（野村和弘君） 続きまして、生涯学習課の政策的な主要事業等について説明させていただきます。

説明資料の76ページをお開きください。まず継続事業からの説明となりますが、子供たちの交流活動等を通じた体験学習活動としてわんぱく学校開校事業を予定しております。事業費279万円となっております。

次のページをお開きください。地域や学校、保護者の連携を図りながら、子育て等の健全育成活動の事業といたしまして、地域の子育て力強化事業を予定しております。事業費70万円となっております。

次に下段、放課後等の児童の安全・安心な居場所づくり事業としまして、放課後子ども教室開校事業を予定しております。放課後子ども教室開校事業につきましては、来年度新たに2校の開校が予定となっております、それに係る経費として約前年比500万円が増となっております。事業費が1,655万5,000円となっております。

隣のページ78ページに移りまして、重要文化的景観の保存・活用に関する計画策定整備管理委員会等の取組等の事業としまして、文化的景観推進事業としまして8,700万円。

続いて下段に入りまして、読書活動等を通じた情操豊かな子供の育成等の取組とする事業といたしまして、ことばではぐくむ情操教育向上事業といたしまして225万円を計上しております。

次のページをお願いします。上段、図書館や学校図書等の機能の充実等の取組といたしまして、図書館・学校図書充実事業688万4,000円を計上しております。

ここまでにつきましてはそれぞれ昨年度からの継続事業となっております、引き続き関係機関等も含め、より良いものにしていきたいと考えております。

先ほど文化的景観事業の事業費ですが、8,700万と申しましたが、870万円でございますので訂正いたします。

続きまして79ページ。次に四万十川桜マラソン事業ですが、これにつきましてはスポーツを通じた交流、交流人口の拡大と全国に発信するスポーツ大会として平成22年度にスタートしております。昨年は東日本大震災の関係で中止となりましたが、本年4月1日に第4回大会、来年4月7日に第5回大会を予定しております。本年度につきましては参加申し込み1,496人と、過去最高となっております。今では四万十町を代表するスポーツ大会となっております、今後も継続して実施していきたいと考えております。実行委員会の補助金として650万円を計上しております。

次のページ、窪川運動場施設整備事業ですが、窪川運動場は昭和59年9月にスポーツレクリエーションの拠点施設として整備され、27年が経過しております。現在老朽化等によりまして修繕等が必要な箇所の修繕を行うものでございます。今回予算計上しておりますテニスコートの補修・修繕につきましては、昨年の台風による被害箇所の修繕ということで94万5,000円計上しております。そして、劣化等に伴う改修工事としまして1,291万5,000円、合計工事費1,386万円を工事費として計上しております。

次のページをお願いします。次に四万十町窪川B&G海洋センター体育館等改修事業ですが、当施設は平成3年度に整備されたもので、老朽化等により改修としまして本年度、来年度の2か年計画で改修を予定しております。本年度につきましてはプール棟等の改修を行ったところでありますが、来年度につきましては体育館棟として、事務所等を含み改修工事を行うものです。

主な工事内容につきましては建築主体として屋根防水、外壁の塗り替え、電気設備として体育館照明取り換え、機械設備として空調設備の取り換え工事等を行うように予定しております。それに係る費用といたしまして管理委託料47万3,000円、工事費2,646万円を計上しております。またB&G財団からの施設修繕助成金としまして1,260万円を、財源の一部として充てる予定としております。

一応主要な事業につきましては以上でございます。そのほかの事業につきましても基本方針に沿って予算計上しておりますので、予算計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 大正総合支所長武内洋介君。

○大正総合支所長兼地域振興課長（武内洋介君） 大正総合支所庁舎の耐震改修事業でございます。ページ22ページの上段でございます。

この事業は25年度、大正総合支所の耐震改修に向けて、工事に向けまして、24年度

実施設計を行うというものでございます。

内容としましては、耐震の補強工事の実施設計及び全体の施設の改修事業の設計を行う予定でございます。大きなものとしては検討委員会の報酬と実施設計の設計委託料でございます。

○議長（宮地章一君） 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） 十和総合支所の地域振興課の主要事業についてご説明を申し上げたいと思います。

資料の21ページをお願いいたします。

十和総合支所複合施設建設事業でございますけれども、今回計上しております事業費は総額で5億5,789万1,000円でございます。その主なものといたしまして、資料21ページの下段に載せておりますけれども、委託料としまして2,362万円、工事費としまして5億1,386万1,000円を計上をしております。

まず周辺環境調査委託料ですけれども265万円。これは総合支所の取り壊しと防災倉庫の建設に伴う振動等によりまして周囲に及ぼす影響を調査するものと、総合支所跡地の地盤調査を実施しようとするものでございます。

次に施工監理委託料630万円、そして複合施設建設工事費の3億9,351万8,000円でございますが、これは23年度に4億2,000万円で債務負担行為を起こしておりまして、落札しました業者と協議をいたしました結果、出来高予定額を2,018万2,000円と決定をいたしまして、その残額をそれぞれ24年度に計上をしたところでございます。

次に総合支所複合施設と並行して実施をします太陽光発電設置工事と複合施設付帯工事として、庁舎のネットワーク構築のためのイントラ等移設工事をそれぞれ計上しております。

また、複合施設が完成しますと十和総合支所の解体撤去810㎡、跡地造成工事2,200㎡を実施いたしまして、跡地に建設いたします防災倉庫建築工事木造100㎡、公用車の駐車場を含めた広場等の整備工事、それぞれ計上をしたところでございます。

また、十川消防団屯所、RC造の234㎡につきましては25年度の施工を予定しておりまして、設計委託料のみ計上したところでございます。

次にページの上段の18節備品購入費2,000万円でございます。これは内訳としましてブラインド、スチールスライドラック、会議用机いす、職員用デスク、キャビ等が主

なものでございまして、これまで開発センターで使用しておりました机いすにつきましては、イベント等に使用してきたことで傷みが進んでいることなどの要因から、なかなか使えないと判断をしているところでございまして、また、総合支所の執務室につきましてもコンパクトにまとめたことで、職員の事務スペースにあった事務備品を取りそろえることとしたところでございます。

以上、十和総合支所の複合施設建設事業の補足説明とさせていただきます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をして後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第59号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をして後日に改めて行うことに決定しました。

ただいまより暫時休憩します。

午後4時00分 休憩

午後4時14分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第56 議案第60号平成24年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算、日程第57 議案第61号平成24年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算、日程第58 議案第62号平成24年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算、日程第59 議案第63号平成24年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算、日程第60 議案第64号平成24年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第61 議案第65号平成24年度四万十町介護保険事業特別会計予算、以上議案第60号から議案第65号までの6議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第60号から65号までの6議案を一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第60号平成24年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

平成24年度の予算編成に当たりまして、基本となります国保被保険者数を6,294人と見込み、これによります予算総額を歳入歳出それぞれ27億円と定め、事業の健全運営を確保し、住民の健康保持・増進を図ろうとするものでございます。

予算の主な内容についてご説明を申し上げますと、まず歳出でございますが、2款の保険給付費につきましては、過去の医療費の動向を踏まえて推計を行い、17億7,387万9,000円を計上し、対前年度比で8.0%の減額となっております。また、3款の後期高齢者支援金等に3億2,873万5,000円、6款の介護納付金に1億6,013万9,000円、高額医療費に係る7款の共同事業拠出金に3億3,243万8,000円などの計上となっております。

一方、これを賄う歳入でございますが、1款の国民健康保険税に4億2,368万3,000円、対前年度比で1.5%の減額、3款の国庫支出金に7億1,646万7,000円を、65歳から74歳を対象とします前期高齢者の医療に係ります6款の前期高齢者交付金に6億8,111万1,000円、高額療養費に対して交付されます7款の共同事業交付金に2億4,007万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

また、当初予算での歳入歳出不足額1億5,640万6,000円につきましては、9款1項の一般会計繰入金の財政調整繰入金4,000万円及び2項の基金繰入金の財政調整基金繰入金1億1,640万6,000円により対応することといたしましたほか、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

また、一時借入金の最高額及び歳出予算の流用につきましては、第2条及び第3条のとおり定めようとするものでございます。

なお、この平成24年度予算案につきましては、去る3月2日、四万十町国民健康保険運営協議会に諮問をさせていただきまして、適当である旨の答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

次に、議案第61号平成24年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算であります。

本特別会計の予算総額は歳入歳出それぞれ3億3,670万円となり、款項ごとの予算額につきましては第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

歳入の主なものといたしましては、診療収入で2億5,070万円を見込んでおり、そ

の内訳といたしまして、入院収入で7,970万円、外来収入で1億7,100万円となっております。

また、併せて一般会計からの繰入金5,629万5,000円と、財政調整基金からの繰入金2,123万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

一方、歳出の主なものといたしまして、総務費では職員給与費、臨時賃金及び各種業務委託料など合計で2億5,365万7,000円、医業費においては医薬材料費や医療機器保守点検等委託料などで5,267万9,000円、給食費におきましては、賄材料費及び調理委託料など1,291万3,000円を、公債費といたしまして、元金及び利子の償還金1,581万円をそれぞれ計上いたしております。

また、一時借入金の最高額につきましては、第2条で定めようとするものでございます。

続きまして、議案第62号平成24年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ1億6,260万円と定めようとするものでございまして、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

歳入では、診療収入で1億2,084万円を見込んでおりまして、歳入不足への対応として、一般会計からの繰入金2,134万円並びに財政調整基金繰入金1,054万4,000円で対応することといたしております。

一方歳出の総務費では、職員給を始め、各種業務委託料など1億3,447万4,000円、医業費におきましては、医薬材料の購入費及び各種検査や機器の保守点検費用など2,033万3,000円を、公債費では元利償還金623万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

また、一時借入金の最高額につきましては、第2条のとおり定めようとするものでございます。

続いて、議案第63号平成24年度大道へき地診療所特別会計予算でございます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ1,050万円と定めようとするものでございまして、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

歳入につきましては、診療収入が60万円、県支出金227万9,000円、一般会計からの繰入金732万円となっております。歳出では職員給などの運営経費1,032万6,000円を総務費に計上いたしております。

次に、議案第64号平成24年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴い、医療費が今後ますます増大をしていく中で、将来にわたって国民皆保険を守り、高齢者の方々が安心して医療を受け続けられることを目的として、平成20年4月に施行をされました。

この事業は高知県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営をしておりまして、市町村では被保険者の資格管理や保険料の徴収事務、保険証の発行などの窓口事務を主な業務として行っております。

また、保険料の改定に当たります平成24年度及び25年度の四万十町の保険料は、平成20年度の制度の発足から6年間の不均一方式をとっておりますことから、均等割額は4万9,951円で、前回から4,502円の増加、所得割率は9.99%で、前回から1.68%の増加となりました。増額の大きな要因といたしまして、1人当たり医療給付費が伸びたことがその原因であると考えられております。

新年度の予算編成に当たりましては、被保険者を4,478人と見込み、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億円と定め、制度の健全かつ円滑な運営を図ろうとするものでございます。

なお、款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございまして、また、一時借入金の最高額を第2条のとおり定めようとするものでございます。

最後に、議案第65号平成24年度四万十町介護保険事業特別会計予算であります。

第5期介護保険事業計画期間の初年度となります平成24年度の予算編成につきましては、平成22年度の事業実績及び23年度事業費の決算見込み額を推計し、現時点で想定される必要額を計上いたしております。

この結果、予算総額は歳入歳出それぞれ24億8,060万円となり、款項ごとの予算額につきましては第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

また、当会計の一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、第2条及び第3条のとおり、それぞれ定めようとするものでございます。

以上6議案につきまして、よろしくご審議の上ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第65号までの6議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をして後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号から議案第65号までの6議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をして後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第62 議案第66号平成24年度四万十町簡易水道事業特別会計予算、日程第63 議案第67号平成24年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、日程第64 議案第68号平成24年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算、日程第65 議案第69号平成24年度四万十町下水道事業特別会計予算、日程第66 議案第70号平成24年度四万十町水道事業会計予算、以上議案第66号から議案第70号までの5議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第66号から議案第70号までの5議案について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第66号平成24年度四万十町簡易水道事業特別会計予算であります。

本年度の業務といたしましては、簡易水道と飲料水供給施設、合わせて37施設、給水人口約1万3,400人に対して、年間約171万m³を給水する予定でございます。

予算といたしましては、第1条におきまして予算総額を歳入歳出それぞれ8億4,650万円と定めております。

歳出予算の主な内容につきましてご説明を申し上げますと、まず総務管理費でございますが、職員給与費など経常的経費として5,279万6,000円を、維持管理費では施設の光熱水費、設備の修繕料、維持管理委託料等に係る経費として6,566万6,000円を、施設増補改良費には道路改良に伴う配水管布設替え等の工事費として1,896万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、建設改良事業費ですが、仁井田簡易水道区域拡張事業につきましては、配水池2か所の築造と総配水管を約300m布設する予定となっております。また、十川統合簡易

水道事業につきましては、隣接した十川、小野、今成簡易水道及び鍋谷飲料水供給施設を統合するとともに、口大道地区と小貝地区の未普及解消事業に平成24年度から着手をすることといたしております。工事概要としましては、取水施設築造工事と導水管の布設を行うとともに、小貝地区への総配水管布設を予定しております。これら建設改良費に係る経費としましては、合計で4億6,150万8,000円を計上しております。

続きまして公債費でございますが、償還元金及び利子を合わせて2億4,736万7,000円を計上しております。

一方、これを賄う歳入につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおり、水道料金を含む事業収入、建設改良に係る国庫支出金及び町債、一般会計繰入金など所要額を計上したところであります。

なお、地方債につきましては地方自治法第235条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり、また、一時借入金の最高額は第3条でそれぞれ定めようとするものでございます。

次に、議案第67号平成24年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本事業の予算につきましては住宅新築資金等貸付事業に係るもので、歳入におきましては、主に貸付者からの貸付金の返済金を計上しております。

歳出におきましては、事務費及び当該事業のための財源として借り入れました町債の償還金をそれぞれ計上したものでございます。

平成24年度の予算といたしましては、第1条において予算総額を歳入歳出それぞれ1,410万円と定め、第1表歳入歳出予算に起債のとおり、各所要額を計上しております。

次に、議案第68号平成24年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算であります。

本年度の業務といたしましては、宮内、江師及び森ヶ内地区の加入戸数118戸に対しまして、年間約5万³m³の汚水を処理する予定でございます。

予算といたしましては、第1条におきまして、予算総額を歳入歳出それぞれ3,380万円と定めようとするものでございまして、歳出では処理場施設の維持管理費及び公債費などを、歳入では使用料及び一般会計繰入金など、それぞれ第1表歳入歳出予算に記載のとおり年間所要額を計上したところであります。

続きまして議案第69号平成24年度四万十町下水道事業特別会計予算であります。

本年度の業務といたしましては、処理対象人口 1, 179 人に対して、年間約 11 万 5, 500 m³の汚水を処理する予定でございます。

予算といたしましては、第 1 条におきまして、予算総額を歳入歳出それぞれ 6, 620 万円と定めようとするもので、歳出では、職員給を含む総務管理費、処理場施設の維持管理費及び公債費などを、歳入では使用料及び一般会計繰入金など、それぞれを第 1 表歳入歳出予算に記載のとおり年間所要額を計上いたしております。

最後に、議案第 70 号平成 24 年度四万十町水道事業会計予算につきましてご説明を申し上げます。

本年度の業務といたしましては、街分を中心に給水区域を定め、給水人口 5, 118 人、給水戸数 2, 520 戸に対して年間約 77 万 5, 000 m³を給水する予定でございます。

予算といたしましては、第 3 条収益的収入及び支出において、収入を給水収益などで 1 億 1, 621 万 2, 000 円、支出につきましては、職員給を含む施設維持管理費や減価償却費などの営業費用及び企業債の償還利子などの営業外費用で、合計 1 億 1, 651 万 4, 000 とそれぞれ見込んでおります。

第 4 条の資本的収入及び支出では、建設改良費及び企業債の償還元金で 6, 467 万 4, 000 円を支出見込み額とし、不足する額 6, 467 万 3, 000 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんする予定といたしております。

また、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金並びに棚卸資産購入限度額につきましては、第 5 条から第 8 条においてそれぞれ定めようとするものでございます。

以上 5 議案につきまして、よろしくご審議の上ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 66 号から議案第 70 号までの 5 議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をして後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第 66 号から議案第 7

0号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をして後日に改めて行うことに決定しました。

本日の会議時間は、議事日程の都合によりあらかじめ延長します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第67 議案第5号四万十町総合振興計画後期基本計画の策定について、日程第68 議案第6号第2次四万十町行財政改革大綱の策定について、日程第69 議案第7号四万十町中期財政計画の策定について、以上議案第5号から議案第7号までの3議案を一括議題とします。

この議案につきましては所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長から提出されておりますので、経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長橋本保君。

○総務常任委員長（橋本保君） それでは、付託をされました総合振興計画後期基本計画等々について報告をしていきたいと思います。

まず、2月16日に委員会に付託された四万十町総合振興計画後期基本計画について、正誤表が提出をされましたので、執行部から、それを訂正の上、審査をいたしました。

それでは報告をいたします。

平成24年3月7日。四万十町議会議長宮地章一様。

総務常任委員長橋本保。

委員会審査報告。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

付託年月日、平成24年2月16日。

件名及び審査の結果。

議案番号第5号四万十町総合振興計画後期基本計画の策定について。

審査の結果、原案可決であります。

議案第6号第2次四万十町行財政改革大綱の策定について。

原案可決であります。

議案第7号四万十町中期財政計画の策定について。

原案可決であります。

若干経過について報告をしていきたいというふうに思います。

まず四万十町総合振興計画の基本計画の策定についてであります、内容について熊谷農林水産課長、宮地商工観光課長より説明を受けまして、質疑、あるいは答弁をしていただきました。内容を若干読み上げていきたいというふうに思います。

質疑として、産業振興と環境問題を一体化した循環型のまちづくりができないかということで質問をしております。答弁として、農では資源循環型、環境保全型農業、林では木質バイオマスエネルギーの利活用、水では生育環境の改善や回復を図りながら、シイラの加工を中心に各課と連携をしながら取り組んでいくということであります。

次の質疑であります。森林組合合併後、後継者問題、あるいは人材育成をどう考える。また、銘建工業の進出で、四万十町への影響や対応策はどうかということで質疑をしております。答弁として、基本的には間伐中心に取り組み、後継者、人材育成、作業道の問題については講習会、研修会の中で問題解決を図っていききたい。また、銘建工業へは、必要があれば間伐材を出していくことになるだろうということであります。

次です。広大な面積を有している本町で農林産物を生かす政策として、大型産直市などの考えはあるかという質疑に対して、答弁として、具体的な構想はないが、現庁舎跡地の利活用も含めて、旧大正・旧十和・旧窪川地区の若い職員に月1回のペースで検討をさせているという答弁でありました。

それから次の質疑として、東西より高速道路が延伸となってまいります。宿泊施設を含め、滞在型観光による人口拡大策はあるかという質疑に対して、答弁として、ホテルなど町がやるのは難しいが、建設業者などの参入があれば、できる応援はしていきたいと。また、農家民宿の増加や既存の建物を活用し、通過型の解消を目指していくという内容の答弁であります。

次に、質疑として、廃校・休校になった施設の利活用をどう考えているかという質疑をいたしました。答弁として、ホビー館などの事例はあるが、空き家再生事業の検討やワークショップで、どう活用していくかなど、その他の活用も含めて、全体的な構想として協議をしていくという内容でありました。

続きまして、四万十町第2次行財政改革大綱と中期財政計画の2件について、同時に審査を行いました。

その中で質疑として出てきた内容であります。中期財政計画の28年度以降、普通交付税で約10億円段階的に減少となる見通しだが、詳細を明らかにせよということで質疑をいたしました。答弁として、合併後10年間は旧3町村が受けていた交付税がそのまま算

定される有利な算定替えであります。２８年度以降はそれが段階的に、１年目は１０％、２年目は３０％、３年目は５０％、４年目は７０％、５年目は９０％縮減をされていくと。その後は四万十町一本の算定になるという内容であります。

次に質疑であります、国の経済状況など、動向が本町の財政計画に大きく影響してくると思うが、どのように現状を押さえ、計画をしたかという内容であります。答弁として、国の財政再建や、東日本大震災など、経済情勢の変化で地方財政は大きく影響してくる。さらに本町では少子高齢化で人口減少が予想されるので、そういった厳しい状況を想定して、中期財政計画を立ててきたという内容であります。

次の質疑であります、２７年度までに大型事業が完了をしていくわけです。地方債残高と公債費の見通しはどうなっていくのかという質疑でありました。答弁として、２８年度で地方債残高が約１９２億円、公債費が約２３億円、地方債発行額、これ、１年でありますが、約８億円であり、大型事業完了後の公債費の膨らみは約、３年後になってくるわけですが、約２，０００万ぐらいになるであろうということでありました。地方債発行額を抑制することで、公債費も減少をしていくということでもあります。

次の質疑であります、中期財政計画で人口減少をどう反映させたのかということでもあります。答弁として、住民基本台帳ではなく、５年ごとに実施される国勢調査人口を基本にしているということでありました。

それから次の質疑であります、四万十町の職員数を類似団体と比較して、どう捉えているかということでもあります。答弁として、本町と比較できる類似団体は２２年度の統計で、全国で３５団体あるようであります。その平均で見ると、３０人程度が多くなっているが、人口や産業構造で算定されているので、面積等については算定の基準に入っていないということでもあります。

委員会のまとめとしてであります、四万十町総合振興計画後期基本計画については、農林水産業の振興を基本に、町民が安心して生活できる循環型社会を構築することが最も重要であります。つまり、産業振興と環境問題を一体化したまちづくりを町民は求めているというふうに思います。

また、本町の活性化に欠かせない要素は人口の拡大であります。少子高齢化が急速に進展する中で、交流人口あるいは居住人口の拡大は喫緊の課題であり、その政策のいかんが隆盛か衰退かへの岐路になるというふうに考えております。

次に、四万十町の行財政改革大綱、中期財政計画については、国の経済状況や本町の少

子高齢化に伴う人口減など、厳しい状況を想定したものでなければならないというふうに考えます。本計画はそのことを予測をしながら、実施計画に沿って、推計方法として設定条件を厳しく吟味をして提案をされているというふうに思います。また、後年度負担にも配慮され、実質公債費比率や将来負担比率も減少をしてきております。

今回提案された四万十町総合振興計画後期基本計画、行財政改革大綱、中期財政計画については、以上のような観点から審査をしてきたわけであります。その結果、総務常任委員会としては全員一致で認定をするものであります。

以上、報告を終わります。

○議長（宮地章一君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは1点だけお伺いをしたいと思いますが、どうも審査、ご苦労さまでした。

総合振興計画と中期財政計画とも関係あるわけですが、先ほどの質疑の中で、いわゆる現庁舎の跡地の利活用の問題で、それぞれ若い職員が月1回のペースで検討されているというお話でしたが、中期財政計画では、基本的には26年度から解体、この書き方としては、「耐震解体」とここ、書いてますので、その内容がちょっと、1億800万、1億ちょっとかな、かけて、そういう実施計画を立てているわけですが、あくまでもこれは今の庁舎を解体して、後から利活用について考えたいという執行部の考えなのか、そういうことが、ちょっと今の質疑の回答の中ではわかりませんでしたので、あくまでも町は耐震に耐えられないこの庁舎はあくまでも壊すんだというもとの利活用という解釈でよろしいでしょうか。

○議長（宮地章一君） 総務常任委員長橋本保君。

○総務常任委員長（橋本保君） 答弁をいたします。

解体ということではなくて、ただ質問にありますように、大型の産直市などを考えたときに、どういった計画を持って、やれる場所等があるのかというふうな質疑の内容でありました。そういったところで総合的に検討をするとすれば、ここの跡地も含めたことになるのかなというふうな答弁内容であったというふうに思います。耐震等々の関係の答弁ではなかったというふうに思います。

（3番田邊哲夫君「はい」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号四万十町総合振興計画後期基本計画の策定についてを採決します。

この議案については委員長報告は原案可決です。

議案第5号を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号第2次四万十町行財政改革大綱の策定についてを採決します。

この議案について委員長報告は原案可決です。

議案第6号を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号四万十町中期財政計画の策定についてを採決します。

この議案について委員長報告は原案可決です。

議案第7号を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第70 議案第8号四万十町環境基本計画の策定について、日程第71 議案第9号四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第5期）の策定について、日程第72 議案第10号四万十町第2期障害者計画・第3期障害福祉計画の策定について、以上議案第8号から議案第10号までの3議案を一括議題とします。

この議案につきましては所管の教育民生常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長から提出されておりますので、経過及び結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長田邊哲夫君。

○教育民生常任委員長（田邊哲夫君） それでは私のほうから、教育民生常任委員会に付託をされた3議案について、審査報告を申し上げます。

教育民生常任委員会に付託されました議案第8号四万十町環境基本計画の策定について、議案第9号四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第5期）の策定について、議案第10号四万十町第2期障害者計画・第3期障害福祉計画の策定について、3議案が付託されて、審査をいたしました結果、3案とも原案可決ということになりましたので、会議規則第77条の規定によって報告をいたします。

お手元に教育民生常任委員会の審査経過報告書を配付させていただいておりますので、それをお目通しをお願いしたいというふうに思っています。

委員会の審査は2月29日に行いました。説明者として環境課では山脇課長、東主査、健康福祉課では山川課長と楠瀬副課長が説明に同席をいただきました。そういった中で審査をいたしました。

まず議案第8号の四万十町環境基本計画の策定については、本会議でも何点かの質問がございました。そういった中で、委員会としては四万十川条例に基づく環境保全、各河川の水質浄化、などについて質問をいたしました。

そういった中で、各課連携の取組計画やごみ減量化とリサイクル、バイオマス利用などの全体的な計画がこの計画案には盛り込まれております。今から実施計画が策定をされるということになってますが、毎年度の事業計画を立てて実施をすることということでもあります。

また本日、24年度当初予算の中でも担当課長から補足説明があったように、浄化槽の補助が60基、また、単独浄化槽から合併浄化槽については9万円の上乗せの補助金も出すというふうな、24年度の計画の中でも予算が計上をされてます。

また、今朝ほど訂正の申し出があり、本議会で可決となりましたけれども、委員会の中で各字句訂正する部分がありましたので、そういったことも踏まえて審査をいたしました。

その結果、本日訂正分が可決となりましたので、そういったことも踏まえて、議案第8号については原案どおり可決すべきものとなりました。

続きまして、議案第9号の四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定についてでございますが、この点についても本会議で質疑がございました。そういったことを踏まえて審査をいたしました。

その中で、計画書の中にありますように、本町ではますます要支援や要介護認定者の増加が見込まれる中で、また、重度化が進む中であって、安心して暮らせるまちづくりのための施策が基本計画の中ではしっかりと盛り込まれているという観点から、原案どおり可決をすべきいうことになりました。

議案第10号四万十町第2期障害者計画・第3期障害福祉計画の策定についてであります。この議案についても本会議場でも質疑がございました。そういった点を踏まえて、委員会で審査をいたしました。

障害者の問題については、町としても就労支援や施設計画など障害者施策が盛り込まれておりまして、この議案についても全員一致で可決すべきものとしたしました。

なお、お手元に配付してます経過については若干具体的に触れておりますので、お目通しをいただいて、もし質疑があるならばお受けをしたいというふうに思ってます。

以上で報告を終わります。

○議長（宮地章一君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

これより教育民生常任委員長の報告について質疑があれば許可をします。

橋本保君。

○9番（橋本保君） 議案第9号であります。

本会議においても特養施設については非常に議論になったところで、町の執行部の見解としては29人収容の施設、地域密着型を検討していくというふうな中身だったというふうに思います。その中で今回、再度この問題についても触れられたんじゃないかなというふうに思います。

そういう中で、例えば学校なんかの廃校・休校、そういったことを利用して、こういった特養施設、そういった問題等々に触れられて議論した経過はあるのかなのか。その点について1点お聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 教育民生常任委員長田邊哲夫君。

○教育民生常任委員長（田邊哲夫君） それでは、9番議員にお答えをしたいと思いますけれども、先ほども報告の中で申しましたけれども、この問題については森議員、また橋本議員からもこの特養の問題については本会議で質疑がございました。それを踏まえて委員会でも検討をいたしました。

答弁で、担当課長からあったかなというふうに思っていますが、いわゆる休校、また遊休施設の活用については程度の問題がありまして、直してやるよりも、一層壊した、解体をしてから施設をつくるほうが安い場合もあると。

そういった中で、本町としての計画は、本会議での質疑の中の答弁があったわけですが、いわゆる民間の業者が地域密着型施設の希望があると。そういった中で町もでき得れば、民間業者が参入して建設をするとなると、安く建設がされていくと、行政がやる経費の、建設費の3分の1くらいで建設がされていくと。そういったことを考えるならば、町としても民間業者の建設をお願いしたいという観点での当委員会での答弁もあって、そういった中で委員会としても検討を加えてきたということで、若干この後のほうで書いているわけですが、そういう内容ですので、今のところ町としては民間業者の建設をお願いしたいと。しかし、民間業者が断念をしたときにはあくまでも、答弁の中にありましたように、四万十荘の敷地の近辺で30床、29人の特養施設を建設する計画でおるというふうな答弁があったかと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 橋本保君。

○9番（橋本保君） 大体中身がわかりました。

その中で現在の特養施設ですよね、四万十荘。そういった中での将来的な、その、そ

の部分の建て替え、耐震も含めた、そういった話が具体的にその場ではされたのか、されなかったのか。その辺も含めてお聞きをして終わりたいと思います。

○議長（宮地章一君） 教育民生常任委員長田邊哲夫君。

○教育民生常任委員長（田邊哲夫君） 橋本議員にお答えをしたいと思いますけれども、当委員会ではその部分については委員から質問がございました。もし私的な考え方でよければちょっと私も言いたいわけですけども。

（９番橋本保君「いや、私的是」と呼ぶ）

いいですか。

（教育民生常任委員長田邊哲夫君「以上です」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第８号四万十町環境基本計画の策定についてを採決します。

この議案について委員長報告は原案可決です。

議案第８号を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第８号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第９号四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第５期）の策定についてを採決します。

この議案について委員長報告は原案可決です。

議案第9号を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号四万十町第2期障害者計画・第3期障害福祉計画の策定についてを採決します。

この議案について委員長報告は原案可決です。

議案第10号を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第73 議案第11号四万十町住生活基本計画の策定についてを議題とします。

この議案につきましては所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長から提出されておりますので、経過及び結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長堀本伸一君。

○産業建設常任委員長（堀本伸一君） それでは、産業建設常任委員会を代表いたしまして、私のほうより報告を申し上げたいというふうに思います。

付託された年月日は平成24年2月16日でございます。

件名及び審査の結果。議案第11号。件名が四万十町住生活基本計画の策定についてであります。会議規則第77条の規定により報告をいたします。

審査の結果は原案可決でございます。

審査経過の報告ということになりますけれども、ここにプリントされておられませんけれ

ども、当委員会には建設課長、そして職員2人の説明を受けて、聞き取りをし、精査をしたということでもあります。

その中でどういった意見があり、どういったまた答弁があったということでまとめておりますので、それを朗読しながら報告をさせていただきたいというふうに思います。

まず初めに住民アンケート調査についてということで、質問が、調査対象が1,500世帯を無作為に抽出とある。しかし、若者の意見は反映されているのかということで質問をしております。また、町単事業の住宅では、入居者が希望する間取りなんかを生かされた仕組みを検討してはどうかということで質問がされております。答弁として、策定委員会そのものには若者は入っていないが、選ばれておりませんが、アンケートの調査の回収率が40%であります。統計学上は若者も当然含まれておりますので、意見は反映をされたというご答弁であります。

2件目については、61ページ、町営住宅を活用した子育て支援住宅制度の導入検討ということがあります。その中で検討ができていくというふうに答弁をされております。

ページ63ページで、施策の展開、住まいの維持管理への支援ということの中で質問がされております。質問は、町営住宅ストックの管理における民間活力の導入についてということであります。公営住宅の指定管理が本町にとって経費の削減や、あるいはまた住民のサービスになるのかと。さらにはマスタープランの住まいづくりの課題で、老朽化住宅の建て替え促進とあります。現在、金上野へ集合住宅が完成をされたわけですが、古市町、金上野、東町や、さらには十和地域にはまだ昭和56年以前の老朽した住宅があります。台風や地震に危険な状態では、計画との整合性に矛盾が見える。そこは解決をどのように考えておるのかという質問がされております。答弁として、まず指定管理の件は、県の住宅供給公社が県下市町村の公営住宅の指定管理を受けるという内容でございます。管理料が高額なことや、会社が高知市で非常に遠いということもありますので、そういった面を考えると、サービスの低下になるのではないかとこの考えがあります。指定管理の導入は今後検討ということになるというご答弁であります。

また、古市町や金上野、東町の老朽住宅については、入居者の強い滞在意思があります。難しい状態にあるということでもあります。指摘の危険性については町の顧問弁護士と相談をして、最悪時、事故があった場合に対して、誓約書なるものを交わしておるということでもあります。十和地域の関係は、まだできていないということでもあります。今後取組をしていくということでございます。

そして56ページ、住生活の課題ということで、本会議で公園の整備について質問がありました。環境あるいは基盤整備の文言が多く出てくるわけですが、この中に公園の整備等も含まれているのではないかという確認をしております、本会議で質問がありましたので。ゆとりある居住の環境を、災害時などには欠かすことのできない地域の有効な資源であると。

また、休校跡地なども災害に備えて仮設住宅の建設、確保というような計画が求められていくが、その考えを問うております。答弁としては、公園整備は、68ページで、本町の公営住宅等の長寿命化計画。これが平成22年2月に策定されております。この中に、「公園整備」ということの文言が入っております。具体的な取組は、計画的な改善と適切な維持管理などにその意味をなしておるということにもなります。休校跡地や基盤整備、環境整備になると、振興計画に伴う各課との調整が必要と当然なってきます。既に志和の小学校跡地については、地区の住民の皆さんから「校庭を校庭で残すように」というふうに求められた要望が出ておりますので、そのあたりはまた仮設住宅等の計画も可能であるというふうに考えるということであります。

続きまして14ページの町営住宅ストックの概要というところで質問をしております。質問は平成23年調査で、本町が管理する住宅のストック総数が示されている。将来人口の減少と、あるいは若者定住の課題等を踏まえて、人口と住宅、本町の住宅数のバランスはどうかと、本町の今後の基本的な計画を具体的に聞きたいということであります。答弁として、ストックの概要で示したとおり、総数は552戸。そのうち公営住宅は407戸あります。他の町村の人口割から見ると、本町の住宅は人口の割合から見ると非常に多いということであります。今後の計画は新たな建設でなく、既存の老朽住宅を建て替えということを考えておられます。さらに、その中で2棟4世帯などの簡易な耐火ブロックづくりの住宅を壊して建て替える場合、町内産材を活用した木造の3戸建てにするというようなことで、全体のバランスを考えていきたいというご答弁であります。

続きましてページ45ページ、現況のまとめで、大正・十和地区の人口減が顕著であるということが示されております。自然減はさることながら、若者定住や地域の実情を考慮した公営住宅等の建設の計画が必要と思うがということは、本会議の中でも質問があったというふうに思われます。それに対してのご答弁でありますけれども、窪川地域の、地区への一極集中型の集合住宅は金上野住宅で計画は終わりであると。今後の計画は先に述べたとおりであるわけですが、地域の実情は当然いろいろと配慮しなければならない

ということであります。町内全体のバランスをもとに、大正・十和地域にも配慮した住宅環境の整備を今後も検討していくというご答弁であります。そういった質問、答弁をいただきながら、委員会のまとめとしております。

以上の意見等を主に精査をした中身でございます。生活基本計画は国・県の示す指針であります。市町村では高知市と本町四万十町のみであることから、この計画は画期的な試みと言えるのではないのでしょうか。

また、四万十町の総合振興計画のもとにある基本計画と認識をしております。各課と当然関連した事業計画となるので、建設課独自の事業精査としては、あらゆる関係の面で明確にこうということが難しい内容もあったというふうに思われます。しかしながら、この計画も、本町の住民にとって真に安全で安心した住環境の計画となるのかを主に精いっぱい精査をしていきました。

その中で、子育て支援や高齢者対策、さらには若者定住、あるいは限界集落等の課題があります。そういった解決をしていく上でも、本町の間伐材を有効に使って、安い事業費の木造住宅を、年次計画等で2棟くらいを予算化をしていくと。そのことで住民の、地域の、それぞれの住民の皆さんのニーズに合った住宅が、町の単独事業で取り組めばできるのではないかと。したがって、四万十町の住生活基本計画の一端を担う計画になるのではないかなどの意見を提言いたしております。

そして1か所の訂正を指摘した上で、誤植訂正と認めて、委員会は、当委員会は付託案件を原案どおり認定をすることで一致をしました。そして、誤植訂正の区分につきましては先ほどお配りをしておりますので、また目を通していただきたいというふうに思います。

以上、報告を終わります。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより産業建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号四万十町住生活基本計画の策定についてを採決します。

この議案について委員長報告は原案可決です。

議案第11号を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第74 四万十町議会西ノ川地区ハウス取水問題調査特別委員会の最終報告について、四万十町議会西ノ川地区ハウス取水問題調査特別委員会から最終報告を行いたい旨の申し出があります。

お諮りします。

四万十町議会西ノ川地区ハウス取水問題調査特別委員会からの最終報告を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十町議会西ノ川地区ハウス取水問題調査特別委員会からの最終報告は、これを許可することに決定しました。

地方自治法第117条の規定により、3番田邊哲夫君の退場を求めます。

〔3番田邊哲夫君 退場〕

○議長（宮地章一君） 四万十町議会西ノ川地区ハウス取水問題調査特別委員長山上利嗣君。

○四万十町議会西ノ川地区ハウス取水問題調査特別委員長（山上利嗣君） 報告の前に一言ご説明をしたいと思います。

この報告書は今までと比べて少し長くなっていると思います。それは委員全体が、全員が一致するために練って練って練り上げて、きちっとつくった報告書でございます。また、読んでいくうちにご理解をしてもらえenと思います。また、この資料に添付資料をつけております。これは各現地の方々に聞いた聞き取り調査を明細に入れておりまして、これを軸にしながらこの調査もまとめていると、このように理解をしてもらいたいと思います。

それからもう一点、報告の後半に、「田邊議員の道義的責任」という部分が出てまいり

ますけれども、今までであれば簡単に項目を書いて、説明をしていたようなこともございましたけれども、これには道義的責任の幅広い分野の内容というものもこの文に入っておりますので、加味しながらご理解をいただきたいと思います。

それでは報告をさせていただきます。

まず四万十町議会議長宮地章一様。

四万十町議会西ノ川地区ハウス取水問題調査特別委員会委員長山上利嗣。

四万十町議会西ノ川地区ハウス取水問題調査特別委員会最終報告について。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第 7 7 条の規定により報告をいたします。

まず特別委員会の設置の経緯でございます。この議員さんたちはみんなが承知だと思いますけれども、なおまとめてみました。

本事件は平成 2 3 年 7 月末に、大正西ノ川字横田 3 7 6 番地に所在の農業用ビニールハウス内に設置されている簡易水道について不正使用の疑いがある旨、調査を求める要望が地域の住民から寄せられたことに端を発し、平成 2 3 年 9 月定例会の一般質問の場で取り上げ、その答弁内容から、ハウスに設置の水道使用量が長年にわたり検針人による基本水量内でのポット（検針器）へのいわゆる空打ち行為が繰り返されてきたことや、使用量をチェックする量水器（メーター）が所在不明となり、配管が違法配管されていることで明らかになったものである。

また、かかるハウス施設及び土地所有者が本町の町議会議員であり、該当のハウスを平成 2 1 年から貸借使用している農事組合法人四万十 P o t の理事が同議員であることから、議会議員としての道義的責任が発生することも踏まえて、その真相解明のため 2 3 年 1 1 月 2 日に四万十町議会西ノ川地区ハウス取水問題調査特別委員会として設置されたものである。

調査の経過並びに結果については次のとおりである。

特別委員会の設置目的と問題点、課題でございますけれども、大正西ノ川地区にあるビニールハウスの水道水問題は、9 月定例会の一般質問に対する執行部答弁でも違法性が明らかになり、町長より継続して関係者への聞き取り調査を行う旨、説明があった。全員協議会において執行部の調査、説明では全く解明不足であり、行政側だけでなく、議会としても調査特別委員会を設置して、真相の究明を求める意見が多く出された。

これまでの質問や執行部説明で明らかになった問題点としては、

1、農事組合法人による休止中の違法とも言える水道水の使用問題。

2番、設置していたメーター（量水器）の紛失問題。

3番、無届けによる水道管取り替え問題。

4番、検針人がメーターを見ずにポット（検針器）へ長期にわたり意図的とも言える基本水量内数字を入力していた問題。

町有財産であるメーター（量水器）の存在、確認を怠った行政としての監督責任の問題点。

以上の5点が解明できていない主立った問題と考えられ、これらのことも踏まえて議会として調査を行い、それぞれ究明し、違法な水道水取水問題の全容解明と責任所在を明確にすることが町民から付託された議会、議員に課せられた責務と考え、設置を目的としたものでございます。

5項目に関して解明点でございます。

水道水の違法、使用休止届が出されて、閉栓処理がされた水道水が、西ノ川地区の農業用ハウスでなぜ使用されているのかを関係当事者である農事組合法人四万十P o t 従業員並びにハウスの近隣の住人より聞き取り調査をした。

設置していたメーター（量水器）が紛失している問題で、いつ、だれが、何の目的で紛失をさせたのか。現場状況確認並びに関係者への聞き取り調査を行った。

3番目、無届けによる配管工事がされている問題について、既に執行部で検証確認済であるが、だれが何の目的のために違法な配管をしたのかについて、現場状況調査を行った。

検針人がメーターを見ることなく、検針器に長期的にわたり基本水量内数字を入力していた問題について、なぜそのような状況に至ったのかを検針人と使用者双方からの聞き取りの調査を行った。

町有財産であるメーターの存在確認を怠った行政の責任、また、検針人の長期にわたる基本水量内での入力報告の実態把握を怠った執行部としての責任問題も調べさせてもらいました。

上記5項目のそれぞれの問題点を調査をし、解明をした。

調査方針。

調査事項として、農事組合法人四万十P o t 西ノ川地区のハウスでの休止中の水道水を常態的に使用していたことの特定。

西ノ川地区ハウス所有者田邊哲夫議員、当時に、なぜ長期にわたり基本水量内で入力させていたのかの原因調査。

それに付随して、ハウスでの花卉栽培に必要とされる水量と、江師用水の利用関係についての調査。

そして、この調査方法は、委員会に付託された、地方自治法 110 条及び四万十町議会委員会規則ですか、条例、条例でええですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

条例第 6 条に基づき実施し、また、町執行部機関との調査連携を図るとともに、議会基本条例の第 5 条に基づき、原則公開調査としたということでございます。

次のページは委員の名前と、それから自分たちが 16 回か何回か会をしておりますけれども、その会が、いつ、どのような内容で調査をしたかということを列記しておりますので、これは後で見えておいてください。

調査で解明された事実認定。

農事組合法人による休止中の違法とも言える水道水の使用問題。

聞き取り調査。これは添付資料の 1 番にもありますので、後で見えておいてください。聞き取り調査の三浦氏の証言は、「ハウス内の水道水の散布について、松本氏の指示で水道水蛇口から何回となく散水した」。また、「松本氏も従業員 3 人も水道水を使用しているのを見た」と証言があった。従業員 5 人からの聞き取りでは、3 人は「一切使用してない」と証言。2 人の従業員は「洗顔・手洗いに使用し、水道水の蛇口にホースが繋がっているのを平成 23 年春以降から見ている」との証言があった。これも資料の 3 ページを見てもらったらわかると思います。松本氏は水道水の使用に関しては一切否定しており、「散水には江師用水と谷からポンプを利用して上げて、水を利用した」と証言をしております。これも資料の 2 ページ。ただ、江師用水の利用に関しては、平成 18 年から 19 年ごろに、ハウスにつながっていたとされるパイプは、近森氏が、「私がパイプをとめたわけではない。哲っちゃんに切らせた」と。「パイプをのけてくれと 19 年にのけらした」、この資料の 10 ページですけど、と証言をしていることから、松本氏がハウスを貸借して使用し始めた平成 19 年以降の時期には使用できてないことになっているので、21 年当時に用水を利用していたとすれば、大きな矛盾が生じる。

また、ポンプを利用したとされるが、谷からくみ上げる際のポンプの音は、近隣住民の常石さん、あと 2 人にも聞きましたけども、常石さん、資料もありますけれども、「一度

も聞いたことがない」と証言していることから、明らかに水道水を無断使用していたと認定づけられる。

次に設置したメーター（量水器）の紛失問題。

執行部提出の西ノ川地区ハウスの水道使用に当たっての経過表—これも今日の資料へ添付しておりますけれども—によると、平成7年8月には水量が相当増えたということで、水量増大のチェックが機械的になされており、この時点では量水器が存在していたと確認されるが、その以降において、前検針人の証言からすれば、量水器があるだろうとすれば、量水器があるであろうという場所が古ビニール等で覆われて、所在が判定できないまま最近まで至っていることから、いつの時点で、また、だれが何の目的で紛失させたかは特定できない。なお、平成22年秋にハウス周辺の片づけの際にバックホーにより給水管を割った際、近隣の林氏が「応援で緊急措置をした際には量水器は見当たらなかった」と証言。これも記録しておりますけれども、いうことから、紛失はそれより以前と推測をされる。

次に、無届けによる水道管の取り替え問題。

平成23年9月に執行部による調査で、違法配管されているとの説明をもとに、委員会による現地調査を所有者である田邊議員に申し入れたが、委員会全員による調査の立ち入りは拒否をされ、括弧して、委員長・副委員長が来て見るならええと。しかし全員で申し入れをしておりますので、拒否をされ中へ入れませんので、ハウスの近くの、3m程度離れた公道から視察をしたが、現場には入ることができなかった。ただ、執行部による、これ、添付しておりますけれども、前の調査の際に撮った写真を添付しております。これを詳しく見てもらえればいいと思いますけれども、写真並びに執行部が現地を掘り返し、調査をした際の現況説明—それも資料にあります—からすると、違法配管されていることは明らかであると認定される。

次に検針人がメーターを見ずに検針器へ、ポットへ長期にわたり意図的とも言える基本水量内数字を入力してた問題。

これについては、前検針人の証言は、前任者からの引き継ぎで、「メーター器が見えてないので、基本料金内でやるようにと引き継ぎを受けた。違法との認識はなかった」と証言した。また、所有者の田邊議員には、「見えるようにしちよいてね」と、メーター器、「それまでは基本でやっておくね」というふうなことを言っており、「違法行為と思わずに、所有者にメーター位置がわかるように要請しつつも、長期にわたる空打ち検針を続け

た」と本人は証言をしている。

一方、所有者である田邊議員は前検針人の証言について、「メーターの位置をわかるようにしておいてほしいとの依頼は受けた記憶は一切ない」と証言をしている。また、田邊議員は別途、議会運営委員会の中で前検針人との会話について問われたときに、「哲っちゃん、定額料金にしようかねと検針人に言われたかな」と、「言われたかなという認識はある」と話しております。これは議会運営委員会の議事録よりとったものでございますけれども。

この件に付随して、前検針人の知人である大正町内の中森氏の聞き取り調査の中で、中森氏が前検針人から平成23年10月12日に話し合いを受けた内容として、「元検針人から引き継ぎを受けた際に、このメーターは見なくてもいい。そのことは役場も田邊議員も知っていた」と、「だから私は見なかった」という発言だったと証言。これは中森さんが検針人から聞いた言葉でございます。

この証言に関しては所有者の田邊議員は、「役場に見ずにおってくれと言ったことは一切ない」と否定をしております。前検針人は、役場も田邊議員も知っていることだということに関して、聞き取り調査の場では、「前任者がそういったことで、私が確認したことではない」と、このように言っておりますし、そのようなことを聞いたというような証言だったと思います。明確な回答は避けていると。前検針人と所有者との証言に大きな違いがあるため、長期にわたる基本料金内での空打ちの検針行為が、前任者と引き継ぎ行為のみを理由に行われてきたのか、また、その他の理由が存在するのか、事件発生の原因を特定することはできないが、メーターを確認せずに基本水量内で入力するという行為が10年余りの長きにわたり行われたことは前検針人も認めており、また、執行部の経過データからしても、明らかに正規の取扱検針業務から逸脱した行為であると認定をされる。

町有財産である量水器の存在確認を怠った行政としての監督責任、また、検針人の長期にわたる基本水量内での入力報告を、実態把握を怠った責任問題、元上下水道課西部駐在所長の聞き取り調査で、「検針人が空打ちをしているということは全然思わなかった。ずっと正規に検針していると思っていた」と証言しており、期間中における執行部のチェックは皆無だったと判断をした。

また、平成19年6月に閉栓処理をした際、メーターの存在がわからないのを確認したまま、調査をすることなく、このままにしたということも判明をしたということでございます。

責任の所在。

本事件の解明に係る調査結果として、これまでの関係者への聞き取り調査による証言と、委員会による周辺での聞き取り調査並びに町執行部より提出された資料と質疑の状況から提起した問題から、当事者の責任について次のようにまとめたものである。これは一応委員全員一致の考えでございますけれども。

1 番。町有財産であるメーター（量水器）の存在確認を怠った行政の監督責任、また、長期にわたる基本水量内での入力、報告の実態を怠った責任問題。長期にわたる基本水量内検針が繰り返されていたことの実態については真摯に把握をし、行政として今後の再発防止も考慮に入れながら監督責任をとるべきである。

また、平成19年6月に所有者の田邊議員から止水届があり、閉栓処理を行った際、メーターがあると思われるところにビニールなどがあったので、見ずに帰ったとされるが、メーターの存在がわからなくなっていることを認識しながら、その後において調査・確認を怠っていたことの監督責任も問われるのではないかと思います。

次に、農事組合法人四万十P o tによる休止中の水道水使用問題について。

元従業員の三浦氏の聞き取りで、「松本氏の指示で水道水の蛇口のホースからハウス内へ散布した」と。また、「松本氏と3人の従業員も散水していたのを見た」との証言である。三浦氏以外の従業員5人からも、それぞれに聞き取りを行ったが、2人の従業員は「ハウスの散水はしてないが、手洗いと洗顔に使用した」との証言があり、そのほかの3人は、「ハウス内の散水にも手洗いにも全く使用してない」との申し出であった。

松本代表への聞き取りでは、本人が水道水を使用したかについては明確な回答がなかったが、三浦氏や2人の従業員が水道水を使用したとの証言について触れると、「従業員が使ったということについては、僕の監督責任です」と、元従業員と2人の従業員が使用したことについては認めたことになる。また、ハウス近隣の2人の住人からの聞き取りでも、「ホースで大量の水をハウス内に散水を目撃をしており、その際、谷水を上げるポンプのエンジン音は聞いていない」との証言であった。

これらのことから、農事組合法人四万十P o tのハウスでの水道水の違法使用がされたことが伺いとれる。これらの聞き取り状況から、閉栓処理がされているはずの水道水が使用されていたことは事実であると認定でき、当事者の四万十P o tの組織としての責任が問われるべきものと結論づける。

松本氏の四万十P o tの代表者としての責任については、次の2点が考えられる。

1。下藤課長から水の使用の是非を聞かれたとき、代表者として従業員に確認することなく行政執行部へ回答し、メーターが紛失していたということも、水の使用のことも、「重要なことと受けとめていない」と発言をしており、組織内の出来事を他人事のように処理をしていることである。

2 番目。止水していることを認識していたにもかかわらず、田邊議員も松本氏に、「止水したことはちゃんと伝えてある」という証言であった。「水道蛇口からの水を従業員が使っていたということについては、僕の責任です」と認めている。1 番、2 番、同じような内容ですけれども。

それで、設置していた量水器の紛失と、無届けによる水道取り替え問題について特別委員会として現場の実態調査確認は所有者の拒否でできなかったが、執行部から提示の現場写真から見ても、これはお手元の資料につけておりますが、写真から見ても、あるべき位置に量水器は存在しないことが確認ができる。しかし、だれが何の目的のために紛失させたのかは、特定するには判断材料が乏しい。ただ、平成 7 年 8 月に 3 3 m<sup>3</sup>の数字がデータにあることから、当時まで存在していたことは確認できる。また、平成 2 2 年の秋ごろには、バックホーで水道管を破損した時点で、既に存在がわからなくなっていたと思われること。併せて、量水器が本来位置すべき箇所のパイプが違法改造されていることも現場写真から確認でき、改造したパイプの導管先がハウスの水道蛇口になっており、量水器の紛失との関連づけとしては疑念が生じる。

行政執行部からの説明では、メーターの紛失と水道管の改造については、昨年 1 2 月に窪川警察署に被害届を提出したとのことであるので、捜査の結果を待つこととなるが、この水道管の取り替えについては、そのハウスでの利水を必要とする目的があつての行為以外は考えられないとの特別委員会の結論である。

次に、検針人がメーターを見ずに検針器へ長期にわたり基本水量内で入力していた問題。

これにつきまして、前検針人は前任者からの引き継ぎで、当時から違法との認識はなく、基本水量内で入力していたことを認めている。その間、所有者の田邊議員に対しては、「メーターが見えるようにしちょいてや。メーター基本料金内でやっておくね」といった証言をしているが、これに対して所有者田邊議員は、「その依頼を受けた記憶は一切ない」というふうに思っていると否定しており、双方の証言に食い違いを見せた。また、田邊議員は議会運営委員会の場合では、先ほど申しましたけれども、前検針人とのやりとり

を聞かれたときに、「定額料金にしようかねと検針人に言われたかな」という認識を述べています。これは記録にあります。

(15番下元昇君「委員長、もっと大きい声で言うて」と呼ぶ)

いずれにせよ、執行部から提出された使用データの経過からしても、また、前検針人の申し出からしても、長年にわたり空打ちによる基本水量内で入力していたことが確認された。

また、前検針人は違法と認識しないまま、元検針人から引き継ぎがあることと、メーター位置が確認できない理由で、近年まで執行部に連絡をすることなく検針を行ったと証言しているが、いずれにせよ8年にわたる空打ち行為は本来の検針人の職務から大きく逸脱するもので、契約時に義務づけられる契約条項違反としてのその責任は免れないものと考ええる。

田邊議員の町議会議員としての責任。

田邊議員への今回の聞き取り調査では、すべてについて確定的な内容を把握するまでに至らなかったこともあったが、下記のそれぞれの件について、町議会議員としてかかる問題について、次の7項目にわたり道義的責任があると特別委員会で結論づけた。

まず1番、メーターの管理義務。西ノ川ハウスの量水器があったであろうと思われる場所近くに、使用済みのビニールなど長年にわたり山積みして放置していたために、検針人が量水器を確認し、数値を入力することができなかったことも、複数の関係者から聞き取り調査で判明した。検針人が長年にわたり空打ちをしてきた違法行為の一因となった可能性は否定ができない。このことは、「保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない」とうたわれている四万十町給水条例第18条2項の管理義務を怠ったことに該当すると判断をせざるを得ない。

2番は、定額料金の是正に対する姿勢。

検針人が引き継ぎ後、初めて検針に来たときに、「定額料金にしちようかねと言われたことは記憶にある」と、10月3日の議会運営委員会で認めている。本来ならばその場で速やかに行政に連絡して、量水器を見ずに定額料金を検針人が入力することに関し疑問を持ち、定額料金の是正に努めることが町議会議員としての当然の義務・責務であるが、それ以降も是正に関する姿勢、メーターを確認する姿勢が全くなかった。

3、特別委員会に対する非協力的な姿勢。

委員会には陳情や請願、いろんな調べ事がありますけれども、そのとき、通常の場合の委員会の手順は、まず所属委員会が全員で現地に足を運び、現況の確認をすることから始まる。このことは田邊議員も長年の議員生活で重々承知をしていることである。しかし、今回は問題解決に向けて設置された特別委員会の調査の申し込みに対し、田邊議員が拒否。これ、委員長・副委員長２人やったら構んぜよということがありましたけれども、いずれにしても拒否をしたことは、特別委員会に対して非協力的であると判断をせざるを得ない。

次に、補助事業に対する姿勢。

前回の問題となった田邊議員所有のハウスは、国のレンタルハウス事業で旧大正町農業協同組合が事業主体の、県５０％、町２５％の補助事業である。議員としての補助事業を進めるに当たっては、ほかの事業者や町民に対し模範となる事業を行わなければならないのは当然の責務である。しかし、近隣住民から、花の栽培のために法定外公共物、赤線ですけれども、の上に放置して「山積みされたビニールを撤去してほしい」と再三要請されたにもかかわらず、対応しておらず、補助事業に対する認識の甘さと指摘される。

次に５番、町議会議員としての説明責任。

１２月議会での一般質問では、この問題を自ら取り上げ、執行部と検針人の責任のみに追及し、自分による責任はないと主張し、自身の責任については言及しなかった。しかし、今回の農事組合法人による水道水の違法な取水問題に絡み、田邊議員はハウスの所有者であり、ハウスを貸した農事組合法人の理事である。それにもかかわらず、町議会議員の立場からこの質問に関する謝罪や説明責任は全然果たしていないということでございます。もうちょっとですので我慢してください。

江師用水の利用について。

田邊議員はハウス建設後、「管理組合の元組合長の許可をもらい、用水から取水する散水用の配管を町内業者に頼み、江師の農業用水のみを使用していた。花卉を栽培してきた」と証言をしている。一方、江師農業用水の現場管理者からは、「一回も許可はしていない。前組合長の今城氏へ田邊議員から使用の要請があり、平成１５年、１６年ごろの冬場だけの使用を許可されたとするまでは、年に何回も配管を修理していたが、ハウスの前のエア－抜き付近の配管は見たことがない」と証言をしている。この問題についてもそれぞれの言い分が違っており、最後まで疑義を残している。

最後に。結論として、メーターの紛失、違法な無届けによる水道管の改造、検針員の空

打ち。これらの問題が現職の町議会議員で、所有する土地、ハウスで発覚したことは特別委員会としても誠に遺憾であり、本町の水道行政にかかわる大きな問題である。さらに、町民に対し議会への不信感を与えたと言わざるを得ない。また、田邊議員は今でもこれ、とったのは2月24日でございますけれども、登記簿には四万十P o tの理事として記載されている。本人は「やめた」と言っている、「辞表を出した」と言っているけれども、現実には残っている。今回の調査で特別委員会として、農事組合法人四万十P o tには違法な水道水の使用があったと認定をしており、農業協同組合法にも明記されているように、理事としての連帯責任が生じ、町議会議員としても道義的責任が生じるものと思う。

執行部への提言。

本調査でも明らかになった5項目による特別委員会からの行政、執行部に申し上げるべきことは、第1点目として、長期にわたる検針人による違法な基本水量内での空打ち行為が繰り返されていた実態が明るみになったことで、当該検針人に対しての委託契約義務違反のペナルティーは当然科すべきである。

また、今回の事件の再発を防止するために、現在委託中の検針人への正規の取扱指導を早急に実施するとともに、委託者採用に当たっての公募制導入や、新規委託先においても、委託事務の正規の取扱について指導を徹底するよう、その対策を講じるべきである。

次に、長期にわたり違法な検針が続けられた経緯を見ると、料金検査体制がすべて検針人任せであることが大きな原因であり、今後は年に数回担当者との同伴検針を試みる等の、チェック機能をいかに生かすかが、検針人のこのようなことを防ぐ内容であろうと思います。いかにいい対策を講ずるべきか、講ずるようにお願いをしたい。

2点目として、田邊議員が所有者であった量水器が紛失していたことについて、実態解明を急ぐべきであるが、平成19年6月に所有者から止水届があり閉栓処理をした際、量水器の存在場所を確認できないまま止水処理業務を完結していたことと、その後のメーター確認作業に当たり、執行部への報告がされていなかったことについて、また、平成23年7月に検針人がハウスの周辺を確認して西部駐在所に「ハウスでの水を使っているようだが、確認してください」とのメモを回したにもかかわらず、内部報告がされていない。この体制の確立と、管理体制の強化に資するべきである。

3点目として、農事組合法人四万十P o tによる西ノ川地区のハウスでの取水問題は、農事組合法人の違法な取水が認められたことによって、料金の追徴処理を速やかに行うべきである。また、四万十P o tが町施設の指定管理者であることは、違法取水を組織の責

任として問われる中、なお、指定管理を解除すべきである。指定を外すべきである。

なお、今回の事件を受けて、今後の指定管理に当たっては公募を行い、庁内での十分な協議を経た後で管理者を選任することが望ましいと思われる。

4点目として、今回の止水中に違法取水の実態が明るみに出たことにより、その再発を未然に防ぐ意味からも、町内の現在止水届のある箇所についての点検を急ぎ実施し、実態を把握すべきである。

5点目としては、量水器の取り替えが「8年に一回」と計量法にうたわれているが、旧大正町においては実施しておらず、結果として量水器の紛失、空打ちといったことが起きてしまった。今後においては計量法を遵守の上、量水器の交換・点検を緊急に実施すべきである。

最後に、結びでございますけれども、特別委員会としてできる範囲内での調査は、主として関係者からの聞き取り調査の証言をもとに、現場の検証と問題とされる事柄を時間の経過を追って、関係する双方の立場から申し立てを客観的に調査する作業であったが、原因の究明と責任の所在については、道義的責任を含めて、併せて以上の結論となった。行政執行部、また、関係する各位の今後の強い善処を望むものである。

途中で読み方が変になりましたけれども、いずれにしても警察権もない、何もない、百条でもない中で、今回の委員会はここまでの調査のぎりぎりの線であったと、最大の努力をしましたけれども。そして何よりも良かったのは、委員会の委員がすべて同意をして、全員一致でこの報告書がまとまったことであります。

私の報告は以上であります。

○議長（宮地章一君） 四万十町議会西ノ川地区ハウス取水問題調査特別委員長の報告が終わりました。

これより四万十町議会西ノ川地区ハウス取水問題調査特別委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

山岡義正君。

（「委員会の委員」と呼ぶ者あり）

○議長（宮地章一君） ちょっと待ってください。委員会の委員やき、質疑は。

（12番山岡義正君「字句についてちょっと説明願わんといかんのんで。最後のほうで、「2点目として、田邊議員が所有者

であった量水器が紛失してることについては」とありますが、これは所有者が田邊議員であることは、そうですか。使用者であって、所有者じゃないんじゃないかなというふうに考えます。その後の２個目でも所有者になっておるもので、これの確認を。上水道課長、これについてお願いしたいんですが。

」と呼ぶ)

○議長（宮地章一君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） お答えします。

水道メータは町のほうが貸与するものでありまして、所有はあくまでも町のほうの、な  
ると思います。貸与されたものを管理すると、所有者は、そういう関係になってくると思  
います。

以上です。

（１２番山岡義正君「所有者でえいが。使用者やないが」と呼  
ぶ)

（「使用者や」と呼ぶ者あり）

（１２番山岡義正君「使用者やね、ここの文面は」と呼ぶ)

○議長（宮地章一君） 委員会ですので、委員会の委員長からの判断をお願いしたいです  
が、委員長さん。

○四万十町議会西ノ川地区ハウス取水問題調査特別委員長（山上利嗣君） その前に、専  
門的に今、答弁をしゅうけん、もう一回答弁してんや。それぞれ整理しゅうがやけん。

○議長（宮地章一君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） メータの所有はあくまでも町のほうになります。メータ  
ーが、そして使用者、所有者等に貸与しているということになっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで四万十町議会西ノ川地区ハウス取水問題調査特別委員長の最終報告を終わります。  
す。

3 番田邊哲夫君の除斥を解きます。

〔3 番田邊哲夫君 着席〕

（4 番岩井優之介君「議長。さっきのがは訂正したということ  
とみなしてえいが」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） それ、訂正だけです。質疑としては委員会の委員ですので、ありませんので、訂正ということで。

（1 2 番山岡義正君「委員長が訂正せんといかんで」と呼ぶ）

（「委員長が言わんと」と呼ぶ者あり）

（1 2 番山岡義正君「文面はこのまま残るきよ」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） 暫時休憩します。

午後6時19分 休憩

午後6時22分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

四万十町議会西ノ川地区ハウス取水問題調査特別委員長より訂正の申し出があつておりますので、これを許可します。

どうぞ。

○四万十町議会西ノ川地区ハウス取水問題調査特別委員長（山上利嗣君） お答えします。

先ほど山岡議員に指摘をしてもらいました2か所については、確かにそういう解釈になると思いますので、私、全部のいろんな、それでかなり「所有者」、「使用者」があつたと思いますので、その区分けをちゃんとせずに、全部を一遍に言ったことが失言だったと思います。これを訂正しますので、よろしくお願いいたします。

（「どういうふうに訂正するかをちゃんとせな」と呼ぶ者あり）

山岡議員の発言のように、「所有者」を「使用者」として訂正をします。

○議長（宮地章一君） お諮りします。

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 暫時休憩します。

午後6時24分 休憩

午後6時25分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第75 発委第1号地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項の一部改正についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） それでは発委第1号。

四万十町議会議長宮地章一様。提出者、四万十町議会議会運営委員長山岡義正でございます。

地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

提出者、別紙のとおりです。

提案理由といたしましては、四万十町長より四万十町議会議長に別紙のとおり、町長の専決事項の指定について、専決処分ができるよう依頼がっております。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく四万十町長専決処分事項の一部改正について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次の事項を本職において専決処分ができるよう地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年議会告示第4号）の一部改正によってご議決を賜りたくお願い申し上げます。

債権の管理上、必要な訴えの提起、和解及び調定に関し、1件、各科目ごとにつき100万円未満のものを専決できるようにということでございます。これによりまして、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項改正。提出理由といたしましては、お手元に配付のとおりやっております。理由といたしましては、いろいろここへ書き上げております。

それで専決処分事項の一部改正の告示でございますが、これにつきましては地方自治法第180条第1項に基づく四万十町専決処分事項。平成18年四万十町議会告示第4号の一部を次のように改正する。

本則に次の１項を加えることといたしております。前条例につきましては、お手元に配付をいたしておりますが、その中で、本則に次の１項を加えるものとして、第６項に「債権の管理上、必要な訴えの提起、和解及び調停に関し、１件各科目ごとにつき１００万円未満のもの」となっております。

附則といたしましては、この告示は平成２４年４月１日から施行するとしております。お手元に配付してあります。これ、改正前と改正後をここへ書き上げております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第１号地方自治法第１８０条第１項に基づく四万十町長専決処分事項の一部改正についてを採決します。

発委第１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第１号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第７６ 発委第２号四万十町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） それでは発委第２号。

四万十町議会議長宮地章一様。提出は四万十町議会議会運営委員長山岡義正となっております。

四万十町議会基本条例の一部を改正する条例についてでございます。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出と提案理由につきましては別紙を添えております。

四万十町議会基本条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

平成24年3月7日提出になっております。

四万十町議会基本条例の一部を改正する条例でございます。

四万十町議会基本条例。平成22年四万十町条例第26号の一部を次のように改正をいたしたいと思っております。

第11条第1号を次のように改めます。四万十町まちづくり基本条例。平成22年四万十町条例第25号第18条の規定に基づく総合振興計画の基本構想及び基本計画でございます。これにつきましては、附則はこの条例は公布の日から施行いたします。

改正する条例につきましてはお手元に配付しておりますが、この変更事項につきましては、最後のページにございます新旧対照表によりまして、第11条に第1項、第2条第4項の規定に基づく総合計画の基本構想に係る基本計画というところを、「四万十町まちづくり基本条例、平成22年四万十町条例第23号第18条の規定に基づく総合計画の基本構想及び基本計画」と、このように改めたいと思っておりますので、よろしく審議をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第2号四万十町議会基本条例の一部を改正する条例についてを採決します。

発委第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第77 陳情を議題とします。

本日までに受理をしました陳情はお手元に配付しております請願・陳情文書表のとおりです。

会議規則第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

午後6時35分 散会